写

令和７年　第２回定例会

会　議　録

（令和７年２月28日～3月26日）

枕 崎 市 議 会

令　和　７　年

枕崎市議会第２回定例会会期及び会期日程

１　会　　期　　２７日間（２月２８日～３月２６日）

２　会期日程

月　　日（曜）	区　　分		時　　間	内　　容
２月２８日（金）	本会議		前　９：30	１　開　　会 ２　開　　議 ３　会議録署名議員の指名 ４　会期について ５　諸般の報告 ６　議案上程（日程第４号－第35号） ７　提案理由の説明、質疑 ８　予算特別委員会の設置及び委員の選任 ９　議案委員会付託 10　議案上程（日程第36号－第39号） 11　提案理由の説明 12　質疑、討論、表決 13　散　　会
３月　１日（土）	休　会			
３月　２日（日）	休　会			
３月　３日（月）	本会議		前　９：30	１　開　　議 ２　一般質問（５名） ３　散　　会
		委員会	後　４：28	１　議会運営委員会
３月　４日（火）	本会議		前　９：30	１　開　　議 ２　一般質問（３名） ３　議案第20号の訂正について ４　提案理由の説明 ５　質疑、表決 ６　散　　会
３月　５日（水）	休　会	委員会	前　９：30	１　総務文教委員会
３月　６日（木）	休　会	委員会	前　９：30	１　産業厚生委員会
３月　７日（金）	休　会	委員会	前　９：30	１　予算特別委員会（補正）
３月　８日（土）	休　会			
３月　９日（日）	休　会			

３月１０日（月）	休　会	委員会	前　9：30	1　予算特別委員会（当初）
３月１１日（火）	休　会	委員会	前　9：30	1　予算特別委員会（当初）
３月１２日（水）	休　会			
３月１３日（木）	休　会	委員会	前　9：30	1　予算特別委員会（当初）
３月１４日（金）	休　会			
３月１５日（土）	休　会			
３月１６日（日）	休　会			
３月１７日（月）	休　会	委員会	前　9：30	1　議会運営委員会
３月１８日（火）	休　会			
３月１９日（水）	本会議		前　9：30	1　開　　議 2　議案上程（日程第1号－第8号） 3　委員長報告（総務文教委員会） 4　質疑、討論、表決 5　議案上程（日程第9号－第19号） 6　委員長報告（産業厚生委員会） 7　質疑、討論、表決 8　議案上程（日程第20号－第25号） 9　委員長報告（予算特別委員会） 10　質疑、討論、表決 11　議案上程（日程第26号） 12　表　　決 13　選挙管理委員及び同補充員の選挙について 14　散　　会
３月２０日（木）	休　会			
３月２１日（金）	休　会			
３月２２日（土）	休　会			
３月２３日（日）	休　会			
３月２４日（月）	休　会	委員会	後　2：00	1　議会運営委員会

３月２５日（火）	休　会			
３月２６日（水）	本会議		前　9：30	1　開　　議 2　議案上程（日程第１号－第７号） 3　委員長報告（予算特別委員会） 4　質疑、討論、表決 5　議案上程（日程第８号） 6　提案理由の説明 7　質疑、討論、表決 8　閉　　会

本 会 議 第 １ 日

（令和７年２月28日）

令和７年枕崎市議会第２回定例会

議事日程（第１号）

令和７年２月２８日　午前９時３０分開議

日程番号	議案番号	件名	付託委員会
１		会議録署名議員の指名	
２		会期について	
３		諸般の報告	
４	１０	令和６年度枕崎市一般会計補正予算（第９号）	予　特
５	１１	令和６年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	〃
６	１２	令和６年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第４号）	〃
７	１３	令和６年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第３号）	〃
８	１４	令和６年度枕崎市水道事業会計補正予算（第２号）	〃
９	１５	令和６年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第２号）	〃
１０	１６	令和７年度枕崎市一般会計予算	〃
１１	１７	令和７年度枕崎市国民健康保険特別会計予算	〃
１２	１８	令和７年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算	〃
１３	１９	令和７年度枕崎市介護保険特別会計予算	〃
１４	２０	令和７年度枕崎市立病院事業会計予算	〃
１５	２１	令和７年度枕崎市水道事業会計予算	〃
１６	２２	令和７年度枕崎市公共下水道事業会計予算	〃
１７	２３	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総　文
１８	２４	枕崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に	〃

		関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
１９	２５	枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び枕崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総　文
２０	２６	枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
２１	２７	枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	産　厚
２２	２８	枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
２３	２９	枕崎市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
２４	３０	枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	総　文
２５	３１	枕崎市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について	産　厚
２６	３２	枕崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	〃
２７	３３	枕崎市火之神公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
２８	３４	枕崎市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総　文
２９	３５	枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
３０	３６	枕崎市運動場条例の一部を改正する条例の制定について	産　厚
３１	３７	枕崎市立総合体育館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
３２	３８	枕崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	総　文
３３	３９	公の施設の指定管理者の指定について	産　厚
３４	４０	公の施設の指定管理者の指定について	〃

３５	４１	公の施設の指定管理者の指定について	産　厚
３６	４２	教育長の任命について	
３７	４３	人権擁護委員候補者の推薦について	
３８	４４	人権擁護委員候補者の推薦について	
３９	４５	人権擁護委員候補者の推薦について	

○　本日付議された事件は議事日程（第１号）のとおり

1　本日の出席議員次のとおり

１番　永　野　慶一郎　議員	２番　下　竹　芳　郎　議員
３番　辻　本　貴　志　議員	４番　上　迫　正　幸　議員
５番　水　野　正　子　議員	６番　立　石　幸　徳　議員
７番　豊　留　榮　子　議員	８番　眞　茅　弘　美　議員
９番　禰　占　通　男　議員	10番　平　田　るり子　議員
11番　橋　口　洋　一　議員	12番　吉　嶺　周　作　議員

1　本日の書記次のとおり

新屋敷　　増　事務局長	畠　野　照　文　書記
宮　下　和　也　書記	川　瀬　裕　也　書記
山　口　美津哉　書記	

1　地方自治法第121条第１項の規定による出席者次のとおり

前　田　祝　成　市長	本　田　親　行　副市長
山　口　　太　総務課長	日　渡　輝　明　企画調整課長
鮫　島　寿　文　水産商工課長	松　田　勇　一　市民生活課長
篭　原　正　二　財政課長	福　永　賢　一　福祉課長
中　嶋　章　浩　スポーツ・文化振興課長	神　浦　正　純　建設課長
沖　園　信　也　農政課長	平　塚　孝　三　健康課長
鮫　島　眞　一　税務課長	川　野　優　治　地域包括ケア推進課長
上　園　秀　人　水道課長	今給黎　　仁　水道課参事
西　村　祐　一　市立病院事務長	田　代　勝　義　監査委員事務局長
水　流　敏　幸　監査委員	天　達　純　子　地域包括ケア推進課参事
森　　智　賀　健康課参事	中　村　俊　彦　農政課参事
桑　原　英　樹　水産商工課参事	立　石　秀　和　市民生活課参事
板　敷　勝　利　会計管理者兼会計課長	大工園　昭　則　建設課参事
橋　口　和　洋　企画調整課参事	木之下　浩　一　教育長
高　山　京　彦　教育総務課長兼給食センター所長	日　髙　佳　子　学校教育課主幹兼学校教育係長
木　浦　勝　美　生涯学習課長	永　江　靖　博　農委事務局長兼農業振興係長
木口屋　和　彦　選管事務局長	宮　原　　司　消防長
中　原　勝　一　消防総務課長兼消防団係長	中　原　広　次　警防課長兼消防署長
中　山　俊　吾　総務課行政係長	上　原　卓　也　総務課危機管理対策係長
田　代　映美子　総務課行政係参事補	星　﨑　綾　乃　総務課行政係主任

午前９時30分　開会

○永野慶一郎議長　令和７年第２回定例会が本日招集されましたが、出席議員12人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第１号会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として、４番上迫正幸議員、９番禰占通男議員を指名いたします。

次に、日程第２号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から３月26日までの27日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

［「異議なし」と言う者あり］

○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、御手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

［「異議なし」と言う者あり］

○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、御手元の会期日程によりますので、御承知おき願います。

次に、日程第３号諸般の報告を行います。

監査委員から、令和６年12月、令和７年１月及び２月執行の例月現金出納検査結果報告書、令和６年11月及び令和７年１月に実施されました定期監査の結果、並びに令和７年２月に実施されました随時監査の結果を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、令和６年第６回定例会以降の「議長会等の報告」につきましては、御手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で、報告を終わります。

次に、日程第４号から第35号までの32件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

［前田祝成市長　登壇］

○前田祝成市長　令和７年３月議会の開会に当たり、市政運営の所信と基本方針について御説明し、市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

昨年秋に発足した石破政権は、発足直後の衆議院議員総選挙において自民党と公明党の連立でも過半数に届かない少数与党となり、現在、不安定な政権運営を余儀なくされています。この国政の状況は、少なからず地方の行政運営にも影響しています。そのような中、本市では地域経済を活性化させる施策に機を逃すことなく取り組んでいます。さきの12月議会において議決いただいた補正予算で執行している経済対策事業のキャッシュレスポイント30％還元キャンペーンでは、多くの市民に市内飲食店等を御利用いただいています。また、市外からもお客様が多く訪れていただいているという参加飲食店からのお声もいただいているところです。

１月から３月中旬までの間、本市は韓国の高校生、国内の大学生の野球のキャンプでにぎわっています。市営野球場の大規模改修が終了してからこれまでの３年間で、延べ12チームのキャンプを受け入れたことになります。また、鹿児島県の春の風物詩になりつつあるプロ、社会人、大学の野球の交流戦「薩摩おいどんリーグ」にも昨年から参加しており、これまで１年のうちで

もどちらかというとにぎわいの少なかった１月から３月初旬にかけて、さきに申し上げた経済対策などもあり、地域経済が動いている状況をつくり出しているところです。

さて、私も枕崎市長に就任してから８年目を迎えることになりました。新年度は、私の２期目を締めくくる重要な１年になると認識しています。

私の掲げる３つの基本方針で最も重要であると認識している「産業競争力の向上」については、枕崎漁港を中心とする水産業、水産加工業をはじめとする本市の製造業、農業等の競争力、価値の向上に資する取組をさらに強化してまいります。

「産業競争力の向上」の取組の一つとして、枕崎市企業誘致促進補助金制度の内容を見直し、新年度から補助上限額の大幅な引上げと交付要件の緩和を行います。企業がより進出しやすい環境を整備し、本市産業のさらなる発展や雇用機会の創出につなげていきます。なお、当該補助金については、交付要件を満たす企業進出が行われた場合に予算計上し、対応してまいります。

昨年末、日本の「伝統的酒造り」は、ユネスコ無形文化遺産に登録されました。清酒や本格焼酎など麹を使う伝統的な酒造りの特異性が高く評価されたもので、長年、日本の本格焼酎をリードしてきた本市の蔵元もその酒造りが評価されたものと認識しています。また、日本一の生産量を誇る枕崎鰹節は、こちらもユネスコ無形文化遺産に登録されている「和食」を支えるだしの素材として長年、日本人に親しまれています。「和食」と「伝統的酒造り」、２つのユネスコ無形文化遺産を有する地域として、その強み、価値を発信していくプロモーションを秋に東京で計画しています。そのほかにも、これまで「ていねい・本物。」の切り口で発信を続けてきた電照菊、お茶、畜産、果樹、刃物、木工など、「枕崎の宝」とも言えるこれらの産業の価値向上をふるさと納税制度等も活用しながらさらに進めてまいります。

昨年４月に民間の有識者グループ「人口戦略会議」が発表した消滅可能性自治体744のリストの中に本市が含まれました。少子化、人口減少は進んでいます。特に少子化については、全国的にも大きな問題となっており、昨年の全国の出生数、これは、過去最少の72万人余りだったとの発表が昨日あったところです。子供を生み育てる若い世代の将来に対する経済不安に加え、子供を生み育てるという人生設計に対する価値観の変化も少なからず影響しているのではないかと思います。

若い世代の所得向上や雇用の確保に向けては、先ほど申し上げた産業競争力の向上による経済活性化は欠かせない大事なポイントとなりますが、新たな雇用をつくるという点において、現在、本市では特定地域づくり事業協同組合を新年度に設立する準備が進められています。この事業は、季節ごとの労働需要等に応じて複数の事業者の仕事に従事するマルチワーカーの労働派遣事業で、現在本市の６事業者が参加の意向を示しているところです。この制度を活用することで安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場をつくり出し、地域内外の若者等を呼び込むことが期待されるとともに、地域事業者の事業の維持拡大の推進に寄与することも期待されます。

また、新年度、旧金山小学校校舎の未整備部分の整備を計画しています。旧校舎の全体が整備されることで、さらに幅広い活用が期待されます。整備終了後は、既にここで公共職業訓練・離職者訓練事業を行っているＩＴ系の誘致企業が事業を拡大し、新たな雇用も計画されているとのことです。少しずつではありますが、若者が働くことのできる環境を増やしていくことで、少子化・人口減にあらがっていきたいと思います。

子育て支援に関して、新年度は健康課を「健康・こども課」と改め、「子育てサポート係」を新設し、福祉課社会係が担っていた児童福祉に関する業務を行います。また、健康促進係を「健康増進係」と改め、母子保健、児童福祉及び子育て支援に一体的に取り組み、保健行政のさらなる充実に努めます。さらに、地域包括ケア推進課を「長寿介護課」と改め、福祉課から「高齢者介護保険係」を移管するとともに、これまでの調整推進係を「地域包括推進係」、地域包括支援センターを「介護予防係」として、「高齢者介護保険係」、「地域包括推進係」、「介護予防係」

の３係体制で高齢者の福祉及び介護保険に一体的に取り組みます。この改編により、福祉課は地域の社会福祉全般を担う「社会係」と「援護係」、「障害福祉係」の３係体制で福祉行政をよりきめ細かく充実させていきます。この組織改編による新しい組織の下、妊婦情報事前登録制度、分娩施設への移動に係るタクシー料金助成制度といった新規事業や子ども医療費の現物給付対象者の拡大などに取り組みます。また、新年度以降においても、より効率的、効果的な行政運営を行うための組織機構について、継続的に検討を行います。

これまで検討を進めてきた国民健康保険税の税率改定について、新年度に保険税率の改定を行います。令和９年度に予定されている二次医療圏ごとの保険税水準の統一、さらにはその先の全県における保険税統一に向けて、国保制度の安定的な運営に努めていきます。

本年度は、兵庫県南あわじ市との間で、産業交流の取組を開始して、両市をそれぞれが訪問し、それぞれの特産品を紹介、販売する取組を行いましたが、新年度は引き続き産業交流の取組と市民の安全・安心につながる災害時応援協定の締結に向けた準備を進めていきます。また、私の母校である駒澤大学出身の首長で組織する駒澤大学地方自治体首長会の本市を含む全国10市の間で災害時相互応援協定を締結しました。友好都市締結12年を迎える北海道稚内市との交流をはじめ、他の自治体との様々なつながりが広がってきています。今後も広い視野を持ち、いろいろな都市間交流を広げていければと思います。

市内中学校の再編・統合について、本年度、桜山中学校の１学年の生徒が15人以下となったことから、桜山中学校における今後の再編・統合について審議会を開催しました。４回の会議を経て、「現段階では、校区のよりよい教育環境を継続していくこと、令和９年度に別府中学校区と桜山中学校区合同による審議会の開催、または、市全体による審議会を同時期に開催することが望ましい」という答申が示されました。今後は本市としての市内中学校の学校再編・統合の考え方をまとめた上で、その結果を令和９年度に開催する審議会に諮問することとします。

新年度は、第７次枕崎市総合振興計画と第３期枕崎市地方創生総合戦略の策定に取り組みます。振興計画と総合戦略をより体系化し強固に連動した市民の皆様に分かりやすい計画とすることが求められます。この２つの計画、取組は、本市の５年後、10年後を見据えた、市民が魅力を感じる将来像を構想し、形にする重要なものとなります。振興計画には、本年度から協議を開始した将来の庁舎建設を含む公共施設の在り方や、本年度中に利活用についての基本構想を策定する火之神保有地、市街地や郊外の空き家・空き地等の対策、地域の防災・減災対策、都市計画についての指針、さらには上下水道、道路網整備や漁港の港湾的活用など社会インフラの整備・強靭化、学校再編や地域公共交通の在り方、環境衛生対策、デジタル技術の活用など、本市の総合的な振興・発展の将来像を描き、これを基本に、人口減少・少子化の環境下での課題解決に向けて、具体的な事業を総合戦略に落とし込み、全庁体制で取り組んでまいります。繰り返しになりますが、市民が魅力を感じる将来の都市像を構想し、施策を実行して形にしていくこと、これはまさにまちをデザインしていくことにほかなりません。市民の皆様の声も大切にしながら、将来のまちづくりを進めてまいります。

続いて、第６次枕崎市総合振興計画の目指すべき将来都市像である「活力ある地場産業に支えられ人情味あふれる安らぎと潤いのある枕崎市」を実現するための新年度新規事業など施策の主なものについて、説明いたします。

まず、「安全で潤いとやすらぎのあるきれいなまちづくり」について申し上げます。

市営住宅については、令和４年度から実施している谷原団地の建て替え事業が新年度に完了する予定です。また、市営住宅ストック資産を効果的に運用するために、市営住宅の長寿命化計画に基づき、小山平団地の外壁・屋根工事を実施します。

水道事業では、「安全・強靭・持続」の３つを柱とする水道ビジョンを基本とした経営戦略に基づき、施設や老朽管の更新事業を継続して実施するほか、安全で良質な水道水の供給を行い、

安定的なサービスの提供を行います。

公共下水道事業では、ストックマネジメント計画を基本とした経営戦略に基づき、終末処理場等の施設改築更新事業や管路・マンホール更生事業を実施し、安定的な排水処理に取り組みます。

下水汚泥の処分について、現在、市内の事業者が国の支援事業を活用し、下水汚泥等を利用して肥料を製造する施設を建設しており、新年度の早い段階で稼働する見込みとなっています。この施設に下水汚泥を供給することで、これまでも本市が取り組んできた汚泥処分費の削減や安定的な処分先の確保につながることが期待されます。

また、下水道区域内の未接続事業者の早期接続や水洗化を促進する取組を行い、さらなる経営努力と下水道の啓発活動を推進します。

次世代に豊かな自然環境を引き継ぐため、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業を活用しながら、公共下水道区域外の浄化槽設置・転換を積極的に推進し、水質保全の確保や公衆衛生の向上を図ります。

また、事業場の適切な排水処理の指導強化に継続して取り組みます。

環境施策の柱である「枕崎市環境基本計画」に基づいた温室効果ガス排出削減に取り組むため、本年度、「ゼロカーボンシティ」として2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを表明しました。このゼロカーボンシティの実現を含む循環型社会の形成に向け、昨年９月に変更されたごみの分別についての広報紙等を通じた周知やごみ分別アプリの活用促進、出前講座などを行い、ごみの減量化への取組やリサイクル意識の醸成など市民のさらなる環境意識の向上に取り組みます。

また、市民の利便性を維持するための粗大ごみ等の中継運搬と資源ごみの中間処理を行う内鍋リサイクルセンターの安定稼働に努めるとともに、新年度は、市が収集した使用済みペットボトルを新たなペットボトルに生まれ変わらせる「ボトルｔｏボトル」水平リサイクルに取り組みます。

なんさつＥＣＯの杜の供用開始に伴い廃止された内鍋清掃センターについては、新年度、解体工事に着手します。

災害を未然に防止し、人命・財産を守るため、新年度が最終年度となる「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」に基づき、県営急傾斜地崩壊対策事業による山手町など３地区の整備、県営砂防事業による下山第一谷川など３地区の整備や、総合流域防災事業による２級河川中洲川、県単河川等防災事業による金山川及び県単砂防事業による木口屋の中洲川の改修・保全工事、県単急傾斜地崩壊対策事業による小江平地区の土砂災害対策を引き続き実施するほか、新たに大規模盛土造成地寿町地区の安全性把握調査に着手します。

海岸の防災対策については、令和８年度末の完成に向けて、新町・旭町地区の枕崎漁港海岸護岸整備に引き続き取り組みます。

「枕崎市強靭化地域計画」については、施策の進捗状況を踏まえながら必要に応じた見直しを行い、今後とも、この計画を指針として、本市の国土強靭化に関する施策を総合的、計画的に推進します。

大規模災害を想定した他自治体との災害時応援協定の取組を今後も進めるとともに、外部からの応援を迅速、的確に受け入れて対応するため、本市の対応と受援対象業務を明らかにする受援計画を策定します。

増加している空き家への対策については、平成28年度に市内全域の実態調査を行っておりますが、改めて現状を把握し、空き家対策をさらに推進するため、新年度、市内全域の空き家実態調査を実施します。また、特定空家等の対策についても、引き続き補助制度を活用した解体撤去を推進していくとともに、実態調査の結果を基に新たな施策の検討を行います。

災害時の情報伝達においては、防災行政無線からの放送内容を戸別受信機や登録制メール等に

よって確実に伝えるとともに、新年度は、スマートフォンで各避難所の避難者数、混雑状況や道路、橋等の被災状況などを外国語でも確認できる「災害救援マップ」を導入します。

地域防災力を高めるため、市総合防災訓練における災害対応訓練等の実施や、出前講座を通して地域での自主防災訓練等の実施及び地区防災計画の作成を推進し、自助・共助による実動する自主防災組織の育成を図ります。

消防業務については、高齢化の進展等を背景とする救急需要の増大に対応するため、引き続き救急救命士の養成及び救急隊員の資質向上を図り、救命率の向上に努めます。また、新年度は、令和８年度に計画している高機能指令システムの更新に伴い、通信指令室の新設工事に着手するほか、屈折はしご付消防自動車のオーバーホールを実施します。

地域防災力の中核となる消防団については、装備の充実・強化を進め、市民の安全と安心の確保に努めます。

都市公園では、公園施設長寿命化計画に基づき、令和５年度から実施している塩浜公園のグラウンドナイター照明施設の改修工事を引き続き実施し、新年度に完了する予定です。また、若葉第一公園及び中原公園のトイレのバリアフリー化を実施するほか、施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぐため、新年度は塩浜公園の武道館の改修や、各公園の老朽化した遊具などを年次的に更新します。

高齢者や障害者、子供など、全ての市民が住み慣れた地域で安全に、また安心して暮らせるよう、地域における見守り活動ネットワークのさらなる拡充に向けて、協力事業者・団体等の掘り起こしに取り組むほか、災害時避難行動要支援者のための個別避難計画の策定を進めます。

次に、「快適で便利なコンパクトなまちづくり」について申し上げます。

少子高齢化、人口減少など社会構造の変化や自然災害リスクに対応した持続可能な地域づくりを進めるための、長期的視点に立った都市の将来像を明らかにする「都市計画マスタープラン」と、居住機能や医療・福祉・商工業、公共交通などの都市機能の誘導による包括的な計画となる「立地適正化計画」、この２つの計画策定の必要性が高まっていることから、これらの計画策定作業を３年後に開始するために、新年度はまず、その前段となる「都市計画基本図」を作成します。さらに、その「都市計画基本図」から得られる地理情報を基に、統合型・公開型のＧＩＳ（地理情報システム）を導入することで、全庁的な業務効率化、行政サービスの向上にもつなげていきます。

学校周辺の交通安全対策の取組であるゾーン３０プラスについて、引き続き立神小学校周辺の整備を進めます。

良好な歩行者空間を確保するため、市街地を周遊する柳町通線などの歩道を含む道路改良工事を実施するほか、道路交通網の安全性・信頼性を確保するため、道路ストック総点検結果に基づき、片平４号線、桜山鱸渕線ののり面を整備します。また、老朽化した市道の舗装修繕及び側溝改修工事を引き続き実施します。

橋梁では、長寿命化修繕計画に基づき、美初橋、瀬戸口橋、大谷橋の補修工事のほか、橋梁詳細点検を計画的に実施します。

なお、県営事業では、国道270号水流跨線橋付近の線形改良工事を引き続き実施します。

地域の公共交通の確保・維持、利便性の向上等を図る取組を進めるとともに、市内全域を対象としたデマンド交通の導入に向けた検証を進めます。ＪＲ指宿枕崎線については、昨年８月に設置された「ＪＲ指宿枕崎線（指宿・枕崎間）の将来のあり方に関する検討会議」の取組として、鹿児島県、沿線市、ＪＲ九州ほか関係者と一体となって、鉄道の可能性を引き出していく施策・事業を実施していきます。また、全国ローカル鉄道サポーターズサミットの開催に向けて検討してまいります。

今月委嘱した２名の枕崎市未来共創フェローからの専門的なアドバイスやサポートの活用のほ

か、民間企業との連携により、デジタル技術を活用した地域課題解決に取り組みます。
また、国の方針に基づく自治体情報システムの標準化・共通化及びガバメントクラウドへの移行を完了することにより、情報セキュリティの強化や効率的なシステム運用、住民サービスの利便性向上を図っていきます。
次に、「人と物が交流し、活力みなぎるまちづくり」について申し上げます。
本市に船籍を置く遠洋カツオ一本釣り漁船の漁場となる太平洋島嶼国において設定される入漁料について、引き続き助成を行います。
漁港整備については、「枕崎漁港高度衛生管理基本計画」及び「枕崎地区に係る特定漁港整備計画」に沿って水深６メートル岸壁、水深4.5メートル岸壁の改良を行うとともに、漁港施設の機能保全として用地輸送施設等の舗装を行います。また、お魚センター横緑地について、浜の活力再生事業を活用し、新たに駐車場や公衆トイレを整備します。
枕崎市漁業協同組合の第３冷凍冷蔵庫施設で使用する資材整備について、種子島周辺漁業対策事業を活用し支援します。
沿岸漁業の振興については、資源管理型漁業の推進や水産多面的機能発揮対策を実施します。
水産加工業の振興については、水産加工品の輸出拡大を見据え、水産加工業者が行う輸出先のニーズに対応したＨＡＣＣＰ等の基準を満たすために必要な施設等の整備を引き続き支援します。
農業について、本年度策定した、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿（「目標地図」）を含む地域計画の実現に向け、地域や関係機関が一体となって取り組みます。
国の有機農業の推進やお茶の消費動向等を踏まえ、環境保全型農業直接支払交付金を活用するとともに、新年度は新たに本市独自の有機茶園環境整備対策事業を創設し、有機茶への転換や栽培面積の拡大を支援します。また、認定農業者担い手育成対策事業や農業次世代人材投資事業など各種支援制度等により、後継者の確保や認定農業者等の経営安定を図るとともに、新規就農者の掘り起こしを行い、担い手の確保に努めます。
本年10月には、本県で「第27回全国農業担い手サミットｉｎかごしま」が開催され、全国から担い手農家が参集し、本市でも情報交換会や現地視察が行われますので、本市担い手農家との交流や農産物をはじめとする本市特産品のＰＲを行うこととしています。
被害が減少傾向にある「サツマイモ基腐病」ですが、今後も油断なく栽培基本技術の周知徹底を行います。
畜産振興については、家畜伝染病の防疫のため飼養衛生管理の周知徹底に取り組みます。また、設置から30年が経過するクリーン堆肥センターについては、第２発酵槽の雨漏り改修などを行います。
妙見センターについては、本年度から地域振興推進事業を活用して施設改修を行っていますが、新年度も引き続き農産加工室等の整備を進め、一連の整備を完成させます。
老朽化している南薩畑地かんがい地区の基幹的水利施設であるポンプ設備やパイプラインなどの更新を行うことで、農業用施設の長寿命化を図り、農業経営の安定化と生産基盤の強化に取り組みます。
深刻化している農作物への鳥獣被害については、地域ぐるみによる電気柵等設置の取組への支援やスマート捕獲アプリによる捕獲データの管理・分析を行うとともに、猟友会や関係機関等と連携し一層の被害の軽減に努めます。また、引き続きわな免許取得に係る講習会受講料や箱わな購入の支援を行い、新たな免許取得者の掘り起こしと捕獲従事に係る負担の軽減を図ります。
森林環境譲与税については、森林現況調査等のほか、新たに木材を利用した台場公園及び火之神公園の休憩施設整備事業に活用します。また、新年度は、隔年開催となっている南薩地域植樹祭を本市で開催し、健全な森林の育成への取組や緑化推進の意識の醸成をさらに高める機会とします。

自然災害対策として、山地災害危険箇所の治山整備に取り組み、市民の生命や財産を守ります。

ふるさと納税については、返礼品協力事業者及び中間管理事業者との連携の下、本年度、新たに設置した「ふるさと納税推進係」を中心に関係課一体となって、返礼品のＰＲ強化や募集ポータルサイトの拡充を図った結果、１月末現在で14億円を超える多くの寄附が寄せられています。新年度は、効果的な広告の活用や自治体ＰＲイベント出店等の取組を強化するとともに、返礼品協力事業者で組織された「枕ふる協力会」による活動との連携などにより、まちづくり財源の確保に努めます。これまでお寄せいただいた御厚意については、地域振興策に有効活用させていただきます。

商工振興対策では、特産品価値向上拡大事業として、ユネスコ無形文化遺産に登録されている「和食」と「伝統的酒造り」の、それぞれの核となる「鰹節」と「焼酎」を前面に出したキャンペーンを11月24日の「いいふしの日」前後に東京で行います。また、引き続き「商店等新規出店支援事業補助制度」や「商工振興資金利子補給制度」などを実施するとともに、ＰＲ動画「枕ＪＡＺＺ」の活用等により本市地場産品を「枕崎ブランド」として国内及び海外において発信し、本市地場産品の認知度・イメージ向上を図ります。

若者や女性の職場への定着、職場での活躍促進並びに雇用の拡大を目的として、職場施設環境改善やユニフォーム整備を行うなど、積極的に就労環境改善に取り組む市内事業者に対し、引き続きその支援を行います。

外国人材の安定的な受入れや定着に向け、南薩地域振興局と連携して外国人向け日本語講座に取り組みます。また、商工会議所や県の地域企業振興監・地域企業支援官と連携して、事業承継のための情報収集や支援制度の広報に努めます。

シルバー人材センターが行う地域就業機会創出・拡大事業に対する補助を新年度も継続して実施し、高齢者の就業機会の拡大と生きがいづくりを支援します。

観光振興については、観光需要の動向等を踏まえながら、様々なメディアやＳＮＳを活用した情報発信、関係団体と連携した誘客事業に取り組むことで市内周遊を促進し、飲食、宿泊、特産品の販売など観光に関連した産業のさらなる活性化に努めます。

また、県立自然公園に指定されている、白沢海岸の「犬の白浜」へのアプローチ空間の整備を行います。自然豊かな景観を生かして、火之神公園を含めた南薩広域による周遊ルートを構築し、さらなる誘客を図ります。

火之神公園プールについては、オープンから30年以上経過している施設の改修工事を行い、市内に居住する小中学生及び高校生の使用料を無料とし、子供が利用しやすい環境を整えます。

昨年３月にリニューアルした枕崎お魚センターでは、地魚やかつお節の提供をはじめとする食の充実はもちろん、カツオのワラ焼きタタキづくり体験など、さらなる価値向上に取り組みます。さらに、施設内に来月完成する「かつお節ミュージアム」において、かつおぶしの製法や歴史等に関する展示及びかつおぶし削り体験コーナーを設置することで、本市の観光拠点施設としての魅力の向上を図ります。また、来月の１か月間は、リニューアル一周年を記念して、地元メディアとタイアップしたお魚センターの魅力発信や、市内事業者・関係団体と連携した多くのイベントを予定しており、引き続き様々な取組を展開していきます。

また、ＰＲ動画等を活用して本市の多彩な魅力を効果的に発信する枕崎魅力ＰＲ事業に取り組み、より多くの観光客を呼び込むための施策を展開します。

養豚場跡地建物の解体作業を進めてきた火之神保有地の利活用策については、本年度末に基本構想を策定します。今後は、その構想を基に、民間資金等の活用の可能性も含め、まずは庁内での協議をしながら、中長期的な視点で利活用策について検討してまいります。

次に、「健康ですべての人々にやさしいまちづくり」について申し上げます。

令和元年度から取り組んでいる「高血圧ゼロの街　枕崎」プロジェクトについて、新年度も、

引き続き減塩食品利用の普及・啓発を図るとともに、鹿児島大学と連携し、市内中学校をはじめとする若年層を対象とした高血圧予防のための出前講座や、市民向けの高血圧対策に係るイベントの開催など、本プロジェクトの取組を通して、市民の健康に関する意識の醸成を図り、健康なまちづくりを目指します。

市立病院については、病院事業収益の根幹である診療報酬等に関する業務の効率化を図るため「医療事務係」を新たに設置します。また、医療機器等の整備や市民の健康維持に必要な医療サービスの提供を継続して行い、地域医療に貢献してまいります。引き続き安心して子供を生み育てられる環境づくりの一環として、毎週日曜日の小児診療と病児保育施設の運営を行います。

国民健康保険税の税率改定については、平成30年度の税率改定時において、国保財政の財源不足に対応するため、令和５年度までに次の税率改定を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症や昨今の物価高騰など市民生活に与える影響等を考慮し、これまで改定を見送ってきました。

この国保財政の財源不足部分への対応については、関係課で組織する「市民の健康づくりと国民健康保険事業安定化対策委員会」において、継続的に税率改定の時期や改定内容等を検討してきましたが、令和８年度から医療保険者が賦課徴収する「子ども・子育て支援金」制度が導入されること、また、令和９年度には二次医療圏ごとの保険税水準の統一が予定されていることから、加入者の急激な負担増を抑制することなどを考慮し、令和７年度に税率改定を行うこととしたものです。

なお、国民健康保険事業の継続的かつ安定的な運営に向けては、令和９年度に一般会計からの法定外繰入の解消を目指すこととし、引き続き、税率改定に向けた検討を進めてまいります。

市民が安心して子供を生み育てられる環境を守るため、引き続き、本市を含む「南薩３市医療体制充実等推進協議会」において、「産科医療支援事業負担金」を負担し、県立薩南病院における産婦人科医確保など、南薩保健医療圏内の安定的な産科医療体制の維持に努めます。また、新年度は、里帰り出産を含め、本市居住の妊婦が少しでも安心して出産を迎えることができるよう、緊急時には担当医師の指示の下、適切に医療機関に救急搬送することができる妊婦情報事前登録制度と、分娩の際、医療機関へのタクシーでの移動に要した費用の一部を助成するタクシー料金助成制度を新たに創設します。

そのほか、引き続き妊産婦相談支援体制確保事業を実施し、市内における産後ケアの実施や産婦人科に関する相談を気軽に受けられる体制の確保に努めるとともに、産後ケアについては、県の事業を活用し、利用者の自己負担を５日分まで無償化します。

また、妊娠期から出産・子育てまで寄り添いながら相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する妊婦のための支援給付交付金事業などの国の施策を着実に実施します。

「第３期枕崎市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠期から子育て期まで、それぞれのステージに合わせた切れ目のない支援を行い、若い世代が安心して子供を生み育てられる環境づくりをさらに進めます。

具体的には、むぞかベイビー誕生祝金給付事業、保育所や認定こども園を利用する乳幼児に係る保育料負担軽減、これらの幼児に係る紙おむつの費用に対する補助制度、保育所等熱中症対策事業を継続して実施します。

子ども医療費については、新年度から現物給付の対象を全ての高校生年代の子供まで拡大し、県と連携して事業の円滑な運営に努めます。

片平山児童センターについては、本年度の遊戯室の空調工事等に引き続き、新年度は老朽化に対する改修等を行い、子供や子育て世帯が利用しやすい環境を整えます。また、施設の利用状況を把握しながら、児童館を含めた児童厚生施設全体の今後の在り方についての検討を行います。

母子保健部門と児童福祉部門を一体的に担う機関として、設置が努力義務となっている「こども家庭センター」については、新たな組織体制の下、必要な人材の確保・育成に取り組みながら、設置に向けた準備を進めます。

福祉や介護に関する仕事のやりがいや魅力を発信し、これらの仕事に対する理解を深めることにより、福祉・介護分野の人材確保につなげるための取組を推進し、県の保育士人材バンクと連携した枕崎市保育人材バンクの運用等により必要な人材確保を支援するほか、就業継続支援として保育士等のキャリアアップを支援する保育士等研修費用助成事業に取り組みます。

障害者福祉においては、第７期枕崎市障害福祉計画等に基づき、障害の有無にかかわらず、全ての人が住み慣れた地域の中で自分らしく生きがいを享受できるまちづくりに向け、その環境づくりや啓発活動等の取組をさらに推進します。

また、障害者が地域で生活していくことができるよう、地域生活支援拠点を整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していきます。

近年、高齢化率が上昇している現状を踏まえ、地域包括ケア、高齢者福祉及び介護保険に関することを新たにスタートする長寿介護課において一体的に実施し、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の円滑な実施に努めます。

高齢者福祉においては、「枕崎市老人福祉計画・第９期介護保険事業計画」に基づき、高齢者元気度アップ関連事業や地域交流の場としてのてげてげ広場事業など介護予防活動を推進します。また、様々な背景を持つ高齢者虐待の早期発見・早期対応を図るため、関係機関との連携を強化するとともに、高齢者虐待に関する市民への啓発活動に取り組みます。

後期高齢者医療広域連合の委託事業である、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に取り組み、ポピュレーションアプローチとして、「てげてげ広場」や「筋トレサロン」の通いの場において、健康教育や個別相談を実施するとともに、ハイリスクアプローチとして、病院、健診の未受診者や、糖尿病、高血圧症の未治療者などを対象に訪問指導を実施するなど、市民の健康寿命のさらなる延伸を目指します。

認知症などにより判断能力が不十分な方や、判断能力が低下した後の生活に不安を抱える方が住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、「中核機関」である地域包括支援センターを中心に権利擁護や財産管理などの課題に応じた成年後見制度の普及促進を図ります。また、アドバンス・ケア・プランニングを意識した在宅医療・介護連携推進事業や認知症総合支援事業などを引き続き実施します。

交通弱者のタクシー利用に係る運賃助成制度については継続して実施し、さらなる利用促進を図るとともに、日用生活物資の移動販売を行う事業者に対し、引き続き運営経費の一部を助成します。

生活に困窮する世帯に対しては、家計管理が苦手な方々に対する「家計改善支援事業」や、雇用による就労が困難な方に対し就労に必要な知識・能力の向上のための訓練を行う就労準備支援事業を継続して実施します。

今後の地域福祉に関しては、「枕崎市地域福祉計画」に基づき、「思いやり　支え合い　すべての人がいきいきと暮らせるまち枕崎」の実現に向け、地域を支える仕組み、地域で支え合う仕組み、支援を必要とする人とつながる仕組みの構築に取り組みます。

次に、「豊かな人間性と文化を育むまちづくり」について申し上げます。

市教育委員会では、全ての児童生徒の可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現のために、タブレット端末を効果的に活用した授業づくりを推進するとともに、研修の充実を図り、教職員一人一人の指導力の向上を目指します。また、加速する情報化社会に対応し、ＩＣＴ機器を適切に活用して主体的に社会参画する能力を身に付けさせるデジタル・シティズンシップ教育を推進します。

特別支援教育については、その専門性を有する指導主事や特別支援教育支援員の配置により、保護者・地域の理解を深め、子供たちが自分に合った学びの場で安心して学べる環境づくりをさらに促進し、インクルーシブ教育の実現を目指します。

そして、本年度設置した教育支援センターにおいて、不登校児童生徒がタブレット端末を使用して学ぶための環境を整備しましたが、新年度は不登校児童生徒や保護者の相談体制を充実させるため、カウンセラーを年６回配置し、誰一人取り残されない教育の推進に努めます。

国が進める部活動の地域移行については、今後、地域にある人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とすることを目指し、これまでの「地域移行」という名称から「地域展開」という名称に変更され、進められます。本市では、総括コーディネーターが、学校と地域展開の受け皿となる競技団体やスポーツクラブ等をつなぎ、枕崎市地域部活動推進協議会で実施モデルの活動を通して明らかになった課題等について調査・審議することにより、本市の生徒にとって望ましい部活動環境の構築及び中学校における教職員の働き方改革の実現を図ります。

学校施設については、バリアフリー化に関する国の整備目標に基づき、新年度は全小学校と別府中学校体育館のバリアフリー化等施設整備工事を実施します。そのほか、２年目となる小学校のトイレ洋式化の取組について、さらに整備を加速させるため、新年度は枕崎小学校の一部と別府小学校のトイレ改修工事を行うなど、老朽化の進む施設・設備の改修等を年次的・計画的に実施し、児童生徒の安全・安心のための教育環境の整備に努めます。

学校給食については、安全・安心で魅力ある学校給食をさらに推進するため、新年度から学校給食地場産物活用事業として、鹿児島水産高等学校食品工学科の生徒が商品開発した「まくかつスティック」や枕崎産の黒豚を使用した「かご豚餃子」などを献立に取り入れ、これまで以上に地元食材・産物を活用した学校給食を提供します。給食の価値を高める取組を進めることで、児童生徒の健やかな成長及び地域の自然や産業などに理解を深め、地元生産者の努力や食に関する感謝の気持ちを育む地産地消の推進と食育の充実を図ります。

学校給食費について、新年度は物価高騰等の影響による給食費の値上げを行いますが、保護者への経済的影響を避けるために、令和５年度の給食費値上げ分に、この新年度に係る値上げ分も上乗せして助成します。

生涯学習の推進については、市民の多様な学習要求に応えるとともに、市民が心の豊かさを実感しながら充実した生活を送れるよう、積極的に学習活動に取り組むことのできる環境づくりを推進します。

青少年の育成については、引き続き家庭教育への支援や豊かな体験活動の機会の充実を図ります。

学校運営協議会（コミュニティスクール）事業については、新年度、新たに市内全ての小中学校に協議会を設置し、地域の声を積極的に取り入れた学校運営を目指します。

また、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働する地域学校協働活動については、引き続き積極的な推進を図ります。

社会教育施設については、市民会館の管理棟屋根防水工事を実施します。また、桜山地区公民館においては、本年度の外壁・屋根改修に引き続き内部の大規模改修工事を実施し、新年度中に完了する予定です。他の地区公民館についても、災害時の避難所としての機能性の向上を含めた整備を今後も計画的に進めます。

市立図書館については、図書の検索・予約システムの利用をさらに促進し、利用者の利便性の向上を図り、地域の情報拠点として、蔵書や各種資料の充実を図ります。

スポーツによるまちづくりの推進については、市営野球場など各施設でのスポーツ合宿を大

学・高校チームを中心に積極的に誘致することで関係人口の増加を目指します。
５年ぶりに開催した市民運動会をはじめ、社会体育行事については、より多くの市民が幅広く参加できるよう、常に内容や運営方法の見直しを進めて、市民の参加を促します。
本年度、市営野球場の本部棟トイレ改修工事等を実施しましたが、新年度は塩浜運動場グラウンドの段差を解消するための改修工事を実施するなど、今後も利用しやすい環境づくりに努めます。
また、スポーツの普及・振興を図り、市民の健康増進や体力向上を目指すことでスポーツを通じた地域の活性化を推進します。
芸術文化のまち枕崎の魅力をさらに高めるため、南溟館において「第４回枕崎国際芸術賞展」を開催します。本展は審査員として、東京藝術大学名誉教授の保科豊巳氏、同じく東京藝術大学名誉教授の上原利丸氏、東京大学名誉教授の河口洋一郎氏、そして、新たに東京藝術大学准教授の髙畠依子氏を審査員に迎え、より質の高い公募展となることが期待されます。この全国的にも注目される現代アートの公募展を開催することで、国内外に南溟館の魅力と価値を広く発信し、関係人口の増加を図ってまいります。
南溟館の整備については、本年度設計を行った外壁及び屋根の改修工事を実施します。
伝統文化については、本年度は５年ごとに開催する郷土芸能大会を開催しましたが、各保存会では高齢化等による後継者不足が顕著となり、郷土芸能・伝統行事そのものの保存・伝承が課題となっていることから、保存・継承のための取組を検討していきます。また、文化財においても、学校教育や生涯学習等で効果的な活用を図るなど、その普及啓発に努めます。
次に「着実な歩みを進める連携と協働のまちづくり」について申し上げます。
男女共同参画の推進については、「第３次枕崎市男女共同参画基本計画」の中間年度に当たることから、研修会等の啓発活動を充実し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進します。
また、共生・協働の取り組みについては、地域のボランティア、ＮＰＯなど地域づくりの担い手の支援を行い、様々な主体と連携・協力して、地域課題の解決を図る地域社会の形成を目指します。
多様化する住民ニーズや新たな行政課題等に対応するため、研修計画に基づき、今後、係長級を担う若手・中堅職員を対象としたリーダーシップ研修などの職員研修を引き続き実施し、職員の資質向上を図ります。
旧千歳寮については、施設の老朽化及び草木の繁茂など周辺住宅への環境を考慮し、新年度、解体工事を行います。
広域行政については、引き続き近隣市と連携した中で、事務の共同処理等による効果的・効率的な取組を行うほか、公共交通対策、道路網の整備、医療体制の確保など南薩地区総合開発期成会などの活動を通して、南薩地域全体の発展のため一体となった取組を進めます。
以上、新年度の施政に対する基本的な方針を述べましたが、これらの施策の実現については、住民福祉の向上を最優先とし、私以下全職員が一丸となり、研鑽努力を重ね、計画的かつ効率的な執行を旨とし、真に公正で市民に奉仕する姿勢をもって対処いたします。
何とぞ、議会をはじめ市民の皆様に、より一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。
次に、提案理由の説明を申し上げます。
今議会に提案しようとする案件は、予算関係13件、条例16件、公の施設の指定管理者の指定について３件及び人事案件４件の計36件であります。
まず、議案第10号令和６年度枕崎市一般会計補正予算（第９号）について申し上げます。
今回の補正は、歳入歳出それぞれ３億2,416万2,000円を減額し、予算総額を159億4,340万円にしようとするものです。

繰越明許費の補正は、次世代育成支援対策施設整備事業ほか８事業の追加によるものです。

地方債の補正は、緊急浚渫推進事業の追加と、過疎対策事業ほか５事業の変さらによるものです。

補正予算の主なものとしましては、減債基金費、地方バス路線関係補助、障害者自立支援給付費、子ども・子育て支援教育保育等給付費、市立病院負担金、農地中間管理事業や、事業費の確定などによる国民健康保険特別会計操出金、南薩地区衛生管理組合負担金、種子島周辺漁業対策事業補助、橋梁補修事業及び都市公園安全・安心対策事業の減額と食品産業のＨＡＣＣＰ等対応施設整備事業補助の皆減などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第11号令和６年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ97万3,000円を減額し、予算総額を33億6,753万2,000円にしようとするものです。

補正の内容は、出産育児諸費の減額並びに償還金及び還付加算金の増額であります。

以上の財源として、国民健康保険税の増並びに県支出金及び繰入金の減で措置いたしました。

次に、議案第12号令和６年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第４号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ652万9,000円を減額し、予算総額を30億2,720万7,000円にしようとするものです。

補正の内容は、一般管理費、南薩介護保険事務組合負担金、特定入所者介護サービス費などの減額と、地域密着型介護サービス給付費、介護予防サービス給付費などの増額であります。

以上の財源として、繰入金、国庫支出金及び県支出金の減で措置いたしました。

次に、議案第13号令和６年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第３号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において、入院収益の減などに伴い、医業収益を351万5,000円減額し、一般会計負担金の増などに伴い、医業外収益を4,866万4,000円追加しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、一般会計負担金の増に伴い、収入を2,373万8,000円追加し、収入額が支出額に対し不足する3,007万5,000円については、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

次に、議案第14号令和６年度枕崎市水道事業会計補正予算（第２号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において、一般会計負担金の増に伴い、営業外収益を73万8,000円追加しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、負担金の減に伴い、収入を566万2,000円減額し、収入額が支出額に対し不足する２億3,201万5,000円については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

次に、議案第15号令和６年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第２号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において、一般会計負担金の減などに伴い、営業外収益を46万円減額し、収益的支出において、資産減耗費の増などに伴い、営業費用を24万円、支払利息及び企業債取扱諸費の増に伴い、営業外費用を４万4,000円、それぞれ追加しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、企業債及び国県補助金の減に伴い、収入を2,290万円、

建設改良費などの減に伴い、支出を2,019万1,000円それぞれ減額し、収入額が支出額に対し不足する１億8,713万1,000円については、当年度分損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分額、当年度利益剰余金処分額、建設改良積立金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

次に、議案第16号令和７年度枕崎市一般会計予算について申し上げます。

新年度の予算編成に当たっては、「前へ。進めよう、新しいまちづくり」として私が掲げた重点施策の推進と、「持続可能な財政運営」の確立を基本姿勢として、最大限の歳入確保に努め、事業の優先度を見極めて限られた財源を効果的・効率的に配分し、最終年度である第６次総合振興計画や第２期地方創生総合戦略をはじめとした各分野における個別計画に基づく取組を、デジタルトランスフォーメーション及びグリーントランスフォーメーションの推進も念頭に置きつつ着実に進めるとともに、公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策等にスピード感をもって取り組んでいくこととしました。

その結果、新年度の予算総額は、148億2,800万円となり、前年度当初予算額と比較して、7,770万円の増、率にして0.5％の増となっています。

歳出予算を性質別に申し上げますと、義務的経費は、人件費、扶助費、公債費とも増となり、対前年度比4.8％増の65億3,758万8,000円となっています。

投資的経費は、普通建設事業費において補助事業費が、市営住宅建設事業、小学校バリアフリー化等施設整備事業、道路改良事業などの増により増加したことから、対前年度比5.3％増の19億5,455万4,000円となっています。

その他の経費は、対前年度比4.9％減の63億3,585万8,000円となっていますが、これは自治体情報システムの標準化・共通化に係る経費、都市計画基本図の作成及び統合型・公開型ＧＩＳの導入等の影響により物件費が増加したものの、なんさつＥＣＯの杜の整備が完了したことにより負担金が減少し、補助費等が減少したこと、国民健康保険特別会計繰出金が減となったことなどによるものです。

次に、歳入予算の主なものについて申し上げますと、まず、市税は、対前年度比4.1％増の21億2,309万4,000円を計上しています。市税の予算計上額の増につきましては、令和６年度当初予算時は定額減税の影響を見込んでいたことから、前年度の実質的な市税と比較しますと、0.7％の増となります。

地方交付税は、国の地方財政対策などを踏まえ、対前年度比1.9％増の40億円を計上しています。

国庫支出金は、市営住宅建設事業や自治体情報システムの標準化・共通化、児童手当の増の影響などにより、対前年度比25.8％増の21億7,347万5,000円を計上しています。

県支出金は、対前年度比0.1％減の11億0,657万2,000円を計上しています。

寄附金は、ふるさと応援寄附金について、令和６年度当初予算額と同額の16億円を見込んで計上したことから、前年度と同程度の16億4,601万6,000円を計上しております。

繰入金は、財政調整基金及び減債基金の取崩し額が増加したことにより、対前年度比3.6％増の14億4,082万3,000円を計上しています。

市債は、なんさつＥＣＯの杜の整備に係る借入額が皆減となったことなどにより、対前年度比33.2％減の11億5,980万円となっています。

その他の歳入につきましても、それぞれ見込み得る額を計上しています。

当初予算の主な施策の内容等につきましては、当初予算のあらましに掲載してありますので、説明を省略させていただきます。

次に、議案第17号令和７年度枕崎市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は、31億5,811万3,000円で、前年度当初予算に対し、5.6％の減となります。

歳出の主なものは、総務費、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費、公債費などであります。

以上の財源として、国民健康保険税、県支出金、繰入金などで措置いたしました。

次に、議案第18号令和７年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は、４億5,923万6,000円で、前年度当初予算に対し、2.8％の増となります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金などであります。

以上の財源として、後期高齢者医療保険料、繰入金などで措置いたしました。

次に、議案第19号令和７年度枕崎市介護保険特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は、28億6,282万7,000円で、前年度当初予算に対し、3.1％の増となります。

歳出の主なものは、総務費、保険給付費、地域支援事業費などであります。

以上の財源として、支払基金交付金、国庫支出金、繰入金、保険料、県支出金などで措置いたしました。

次に、議案第20号令和７年度枕崎市立病院事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、病床数55床、年間患者数を入院で１万6,425人、外来で１万3,312人、１日平均患者数を入院で45人、外来で52人と定めました。

収益的収入及び支出では、収入額を６億4,077万5,000円、支出額を８億2,126万6,000円とし、差引き１億8,049万1,000円の当年度純損失を予定しています。

資本的収入及び支出では、収入額を2,100万円、支出額を8,390万3,000円とし、差引き6,290万3,000円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

次に、議案第21号令和７年度枕崎市水道事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、給水戸数を9,900戸、年間総給水量を248万4,000立方メートル、１日平均給水量を6,805立方メートルと定めました。

主な事業として、老朽管等更新事業及び施設更新事業を予定しています。

収益的収入及び支出では、収入額を４億2,599万4,000円、支出額を４億1,059万円とし、税抜き後で255万3,000円の当年度純利益を予定しています。

資本的収入及び支出では、収入額を4,385万2,000円、支出額を２億7,162万7,000円とし、差引き２億2,777万5,000円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

次に、議案第22号令和７年度枕崎市公共下水道事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、排水戸数を5,900戸、年間総処理水量を151万2,000立方メートル、１日平均処理水量を4,140立方メートルと定めました。

主な事業として、管路建設改良事業、ポンプ場建設改良事業及び処理場建設改良事業を予定しています。

収益的収入及び支出では、収入額を７億5,730万円、支出額を６億9,720万4,000円とし、税抜き後で3,755万円の当年度純利益を予定しています。

資本的収入及び支出では、収入額を６億0,235万円、支出額を７億6,932万1,000円とし、差引き１億6,697万1,000円の不足額については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、当年度利益剰余金処分額、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

次に、議案第23号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について申し上げます。

これは、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設

されたこと等に伴い、関係条例の整理をしようとするものです。

次の、議案第24号枕崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条文の整理をしようとするものです。

次の、議案第25号枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び枕崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大するほか、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい環境を整備するため、所要の改正をしようとするものです。

次の、議案第26号枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、緊急消防援助隊として災害が発生した市町村に出動し、救助活動等の危険を伴う業務に従事する消防職員に支給する緊急消防援助隊出動手当を新設するため、所要の改正をしようとするものです。

次の、議案第27号枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、これに準じ、所要の改正をしようとするものです。

次の、議案第28号枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、これに準じ、所要の改正をしようとするものです。

次の、議案第29号枕崎市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、これに準じ、所要の改正をしようとするものです。

次の、議案第30号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険事業の継続的かつ安定的な運営を図るため、保険税率の改定をしようとするものです。

次の、議案第31号枕崎市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定につきましては、租税特別措置法施行規則の一部改正に伴い、条文の整理をしようとするものです。

次の、議案第32号枕崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正等に伴い、条文の整理をしようとするものです。

次の、議案第33号枕崎市火之神公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、火之神公園プールについて、子供が利用しやすい環境を整えるため、市内に居住する小中学生及び高校生の使用料を無料とするほか、大人の使用料の見直しをしようとするものです。

次の、議案第34号枕崎市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員に係る退職報償金の勤務年数区分に、新たに35年以上の区分を追加しようとするものです。

次の、議案第35号枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、これに準じ、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び加算額を改定しようとするものです。

次の、議案36号枕崎市運動場条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市営野球場

の利用料金について、多目的な利活用を促進するため、野球以外で利用する場合の利用料金を設定しようとするものです。

次の、議案第37号枕崎市立総合体育館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、総合体育館の占用利用料金について、利用者の利便性を高めるため、１時間単位の利用料金に改めるとともに、新たに卓球場の占用利用料金を設定しようとするものです。

次の、議案第38号枕崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、枕崎市固定資産評価審査委員会の書記を増員するほか、条文の整理をしようとするものです。

次の、議案第39号から議案第41号までの３件につきましては、塩浜運動場及び深浦運動場、枕崎市立総合体育館、枕崎市武道館及び枕崎市立弓道場並びに枕崎市海洋センターの指定管理者をそれぞれ指定することについて、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長　ここで10分間休憩いたします。

午前10時55分　休憩

午前11時３分　再開

○永野慶一郎議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○６番立石幸徳議員　私は、休憩前にたくさんの議案が提案をされましたけれども、議案第30号ですね、国民健康保険税の税率改定について質疑をいたしたいと思います。

いかなる議案でありましても、市民の皆さん、あるいは被保険者に負担増を求める議案というのは、議会にとりましても、本当に市民の皆さんあるいは被保険者の皆さんの御理解、あるいは納得がいただける、そういった議案になっているのかということをしっかり審査をしなきゃならないと考えております。

細かいことについては、後もって委員会でお尋ねをしますけれども、最初にですね、この件については施政方針の中でも幾つか触れておるんですけれども、その施政方針の説明によりますと、令和９年度に本市のこの国保会計、赤字解消をしなければならないと。そのために令和７年度に税率改定をして、大幅なといいましょうか、値上げを抑制するために、この議案30号は提案をしますという、そういった議案になっているわけですね。

そこで、令和７年度の国保税税率改定で、どの程度の税収確保を考えておられるのか。そのことが最終的な赤字解消をする令和９年度の税率改定にどの程度の抑制効果があると考えているのか、まず最初にこの点をお尋ねいたします。

○鮫島眞一税務課長　今回の税率改定では、賦課総額で約3,000万円の増額となるよう想定しまして、税率改定案を作成し、お願いをしているところでございます。

この額につきましては、国民健康保険税額と低所得者への軽減に対する財政措置の基盤安定繰入金が含まれた金額となっております。

内訳としましては、想定税調定額で約2,530万円程度、想定低所得者軽減額で約470万円程度となっております。

○平塚孝三健康課長　市長が施政方針でも述べましたように、今回の国民健康保険税の改定につきましては、平成30年度の税率改定時におきまして、国保財政の財源不足に対応するため、令和５年度までに次の税率改定を予定しておりましたけれども、新型コロナ感染症や、昨今の物価高騰など、市民生活に与える影響を考慮しまして、これまで改定を見送ってきたところです。

令和５年度の国民健康保険特別会計の決算が実質3,500万円程度赤字となりまして、県から昨年11月に示された令和７年度の本市算定基準に基づく標準保険料率で試算しますと、賦課総額ベースで4,200万円程度不足する試算となったところです。

このような状況から、国民健康保険が継続的、安定的に運営されるよう、令和７年度以降の税率改定に向けて、令和５年度の国保の決算状況を踏まえて、庁内組織である市民の健康づくりと国民健康保険事業安定化対策委員会を開催し、これまで健康課と税務課で検討したシミュレーションを示し協議を行ってきたところです。

先ほど税務課長から、賦課総額3,000万円程度の今回税率改定をお願いしている関係で、令和７年度に予定される国保運営の財源につきましては、まだ補填されていない状況にあるところです。

その税率改定につきましては、被保険者の負担増の大きな影響がないようにということで、令和９年度までには法定外繰入れを決算ベースで解消できるようにということで、今回の改定をお願いしているところでございます。

○６番立石幸徳議員　若干答弁漏れがあるんですけどね。私が一番聞きたい部分は、令和９年度に本市国保関係の赤字解消をするという大きな大前提があるわけですね。

しかし、令和９年度に一挙に被保険者に負担を求めると、あまりにも大幅な値上げになる。だから令和７年度に、平成30年度に積み残した課題の3,000万円を今回、税率改定するということなんでしょうが、被保険者にしますとね、令和７年度で終わらないわけですね、値上げは。また令和９年度もまたかまたかという形で値上げが押し寄せてくる。その辺をどのようにしっかり見通しをされているのかということを聞きたいんですよ。

そして、細かい点については、先ほど言いましたように委員会で聞きますが、この施政方針に出されているものだけでもですよ、例えば令和８年度は、子育て支援のための負担額がまたかぶってきます。あるいは令和９年度には、二次医療圏ごと、つまり本市を含む南薩４市ですね、これはかつて私も一般質問をさせていただきましたが、二次医療圏ごとの保険税水準の統一、その令和９年度の赤字解消を完全にするために、まだそれまでに幾つか大きな課題が出てくるわけですよ。そういったことも踏まえた今度の７年度の税率改定になっているのか、このへんはまた委員会で教えていただくように今質問をします。

それで、市長のほうに、さきほど税務課長の説明にもあったこの平成30年度の国保の大改革ですね。いわゆる市町村が運営をする国民健康保険を都道府県が運営に関わるようになって、そのときのいろいろな情報といいましょうか、いろいろな見解は、これで市町村は、言ってみれば安心だと。もう国保運営には県が携わることになるのでと、この点がすごく強調されていたんですよ。

しかし、実際、平成30年からこの国保運営を取り組んできてですね、市町村はこの国保運営で非常に楽になったのかと、私は甚だ疑問だと思いますよ。

そこで、市長自身が県の国保連合会の理事長をされており、あるいは中央にもいろいろな形で陳情、要望も努力されて頑張っていただいているようです。この国保運営について、市長自身は全国的なものも含めてですよ、どういった見通しを持っておられて、我が市はどういうことに取り組まなければならないと、そういう課題、そういうものをどういうふうに整理されているのか、市長に聞いておきたいと思います。

○前田祝成市長　議員からございましたようにですね、国保財政の状況というのは、非常に厳しい状況であるというふうに認識してございます。

国民健康保険の状況については、御承知のとおり、全国的な少子高齢化、あるいは被用者保険の適用拡大などをはじめとしました国保被保険者自体の減少、こういったような状況がありまして、さらには医療費の増嵩など、非常に厳しい状況にあるということは当然認識してございます。

今議員からございましたように、私、県の国保連合会の理事長を拝命してございますけれども、昨年の11月に国保制度改善強化全国大会、これ毎年開催されるわけなんですが、それに参加し、その大会で採択された大会決議、それをもってですね、直接、国会議員の先生方にも様々な要望をさせていただいております。

その内容と申しますと、やはり、現在の国保制度を取り巻く諸課題について、代表陳情という形で自民党本部にお伺いしたところでございます。

その中で、まずは平成30年度の改正のときにですね、国が約束しました年3,400億円の財政投入といいますか、そこについて確実にやっていただくということの確認にまずは行っています。

そこはですね、しっかりと確保されるということで返事はいただいているところなんですけれども、それ以外にも、やはり医療保健の関係で言いますと、やはり医師の偏在化でありますとかですね、そういう取り巻くいろんな課題について、国会議員の先生方と課題を共有したというようなところがございます。

それについては、国保連合会のほうでも常に問題意識を持って取り組んでいる状況でございます。

ただ、申し上げますとおり、やはり最初申し上げましたいろんな被保険者の減少であるとか医療費の増嵩などによって、厳しい状況であるというのはなかなか解消されていない。

議員からございましたように、30年から県で管理するようになって、市町村はある面、楽になるんじゃないかという部分もございましたが、やはりそこはですね、やっぱり厳しい状況が続いているということは、私も議員と同じように認識してございます。

そこで、本市としてどういうふうに取り組んでいくかということですけれども、施政方針でも申し上げましたが、やはり、これから控えております保険料統一に向けての動きをしっかり見極めるということ。さらには、今ございました令和８年度の子ども・子育ての支援金を、賦課徴収するような作業も入ってまいりますので、そのあたりは、市民の皆様方に負担が大きくならないというか、急激にならないというようなことで今回、このような形での税率改定をお願いしているという背景がございます。

ただ、常日頃からこの国保の御質問に対して答弁しておりますように、やはりベースとしては、市民の皆様の健康であるとか、あるいは成人病予防であるとか、あるいは高血圧の対策であるとか、我々ができることをしっかり確実にやっていくことによってですね、医療費の適正化と申しますか、健康寿命を延ばして、できるだけその医療費の増嵩を抑えるというようなところを、取り組んでいくということが、我々自治体としての役割ではないかなというふうに思っているところです。

そのあたりについてはですね、いろんな事業の進め方であるとか、例えば市民に対する健康の意識の持っていき方であるとか、その辺については県の連合会のほうも各自治体の保険者に対するいろんな指導もするということもありますので、そのあたりは私も、県のほうの視点と、そして自治体のほうの視点と、しっかりと複眼で国保の状況に対しては取り組んでいきたいというふうに思っております。

なかなか、これといった解決策というのは難しくて、自治体としては地道な行動、地道な作業をしていかないといけないというような状況であることは御理解いただければというふうに思います。

○６番立石幸徳議員　最後の質疑ですからね。せっかくの市長自身が県のこの国保運営に当たってのトップリーダーの立場にございますから、少し要望も含めてですね、最後の質疑をいたしますけど。

市長が最初言われたように、平成30年の国保大改革、この時点でも、今、国が進めようとしている、まだ決定ではございませんが、いわゆるパート労働者等の厚生年金適用、このことで、

いわゆる国保被保険者が被用者保険に移動する、これがもう100万人以上と言われていますね。そういう大きな想定していなかった課題も出てきているわけです。

そこで、平成30年に一番国が国保運営の支援金として約束した3,400億円。これも何とかもう10年近くなったけれども、確保をしていただいておりますけれども、いずれにしても、この平成30年の国保大改革で、末端市町村の国保運営に逆に大きな負担、あるいは運営が非常にかえって難しくなってきたというようなことがないように、その点は市長自身が県のリーダーとしても、どのような決意なりお持ちなのかですね。なかなか委員会では市長の考えを聞く機会がございませんのでね、その点を最後に聞いておきます。

○前田祝成市長　ただいま議員のほうからございました、やはりそういう平成30年の時点では想定していなかったような事態も、今現在起こっておりまして、被用者保険の移動というようなことは、非常に大きな問題だなというふうに思っております。

それと、やはり自治体にとっての国保運営について、より効果のある国保運営ができるようにということについては、おっしゃられるようにやっぱり県としてしっかりやっていかないといけないということについては、私自身も、連合会のほうともですね、そういうことをしっかり問題意識を持って取り組んでいかないといけないなというふうに思ったところでございます。

国のですね、国保の運営についての要望は、毎年出されるわけなんですけれども、こういった決議書が出されて、12項目ほど国に対する要望が出ます。その中の１番目に実は医療保険制度の一本化、これを早期に実現という、かなりハードルの高い要望を出しているわけです。これは毎年、国の国保の運営のほうから、国に対して出している要望でございます。理想かもしれないですけど、やっぱりそこが一番究極の目標なのかなというふうなところもあります。

ただ、なかなかそれが実現するには、やはり、例えば国のトップのリーダーシップであったりとか、いろんなことが出てくると思いますので、なかなか難しい。おっしゃられるように、我々としてはしっかりと県と各自治体の保険者と連携を取りながら、自治体の負担軽減といいますか、また、その先の被保険者の負担軽減というところについては、努力してまいりたいと思いますので、そこを御理解いただければなというふうに思うところです。

○永野慶一郎議長　ほかにございませんか。

○10番平田るり子議員　私も、同じく議案第30号国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、お伺いいたします。

総務文教委員会に付託でございますので、私、産業厚生委員ということで、ここで少し立石議員と重なるところがございますので、２点まとめて質疑させていただきます。

まず、国民健康保険の財源を安定させるために都道府県が財源運営の責任主体となり、効率的な運用を目指すために平成30年、2018年から国民健康保険の運営主体が市町村から都道府県に変更されました。

今回の国民健康保険税引上げにつきまして、前回の引上げ時には、被保険者の人数に応じた均等割負担の検討がありましたが、今回の改定ではどのような割当て方法になっているかが１点。

もう一つですね、また重なるんですが、このパート労働者の厚生年金適用拡大は2027年10月から段階的に施行される予定ですが、国民健康保険と厚生年金はそれぞれ異なる目的と役割を持つ制度ですが、社会保障制度の見直しや改革については、これは常に市長もお分かりのとおり議論されています。

厚生年金の適用拡大や国民健康保険の財源安定化など、持続可能な制度運営を目指すために、将来的に何らかの変更が行われる可能性というのはあるのでしょうか。

この２点をまとめてお伺いいたします。

○鮫島眞一税務課長　国民健康保険税における被保険者の人数に応じた御負担につきましては、均等割においての賦課となっています。

前回の平成30年度の税率改定では、子育て世代や現役世代に負担が大きくならないよう検討すべきなどの御意見をいただき、所得の増加に伴い、引上げ額が増加する傾向を示し、市民に不公平感を与えないこと、子育て世帯と多人数世帯への負担増加が抑えられることに留意し、検討がされました。

今回の税率改定におきましても、この経緯を踏まえまして、前回と同じようにこのことに留意し、引き続き検討を行い、均等割の増加額を平等割の増加額より少なくすることで、子育て世代などの多人数世帯への負担増加が抑えられるような改定案としております。

○平塚孝三健康課長　私からは、被用者保険の適用拡大につきまして説明させていただきます。

厚生労働省が賃金要件、月8.8万円の撤廃、従業員が50人を超える事業所への適用における企業規模要件の撤廃、３番目に、５人以上の規模の個人事業所の被適用業種、農業であったり漁業だったりの解消など、令和９年10月から段階的に適用するという案を示しているところです。

厚生労働省の資料によりますと、市町村国保への財政影響は、10年後で完結するというような計画ですので、全体で170億円のプラスになると。それは被保険者が110万人抜けるため、収入が3,600億円減るけれども、支出がそれを上回る3,770億円の減になると試算されております。

しかしながら、報道によりますと、５人以上規模の個人事業所についての適用拡大が、新規事業のみというふうに今検討されておりまして、既存の事業所に期限を定めないこととしておりますので、市町村国保への財政影響については、当面は限定的になると見られるという報道がされております。

厚生労働省におきましては、被用者保険の適用拡大による国民健康保険の構造的な対応については、今後の制度改革の中で検討することとされておりまして、現在、変さらについて何ら示されていない状況にあるところです。

○永野慶一郎議長　ほかにありませんか。

○９番禰占通男議員　この議案第37号と第39号公の施設の指定管理者の指定について。

まず、体育館の使用料金ですけど、火之神公園のプール使用料については、児童、小学生、中学生これらは無料ということで、歓迎すべきことだと思います。

なぜ、体育館について質疑するかというと、私の考えを質疑で言うわけにはいかんだろうけど、結局、税と使用料の二重取りですよ、簡単に言ったら。

それを、今児童が少なくなって、中学生もですよ、今この市長の施政方針にも桜山小学校の部分もありましたけど、収入がない方の公の施設を使用する、これは私は市民としたら、もう全て無料が妥当かと思っておるんですけど、なぜこの一方のプールはただになってこれありがたいことです。もう一方の体育館についてはこの料金を徴収するのか。

ということが１点と、この指定管理者については、随意で選んでいるのか、それと公募についてこの議案になったのか、まずそこからお願いいたします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長

体育館の料金改定ということになりますけども、今までこれにつきましても、先ほどと同様ですね、利用者が利用しやすいように、料金体系を１時間単位で料金を、お支払いできるように、改定にしているところでございます。電気料金等の、そういった要望等は、いろんなところで受けております。そういう面につきましてもですね、また今後これとはまた別な話になってこようかと思いますので、そういったところの議論になってこようかと思います。今回は、利用者の利用しやすいように、１時間当たりの単価を設けたところでございます。

指定管理の件につきましては、公募によりまして、ホームページ等で公募した結果、前回同様の１社ということでですね、選定委員会というのを設けまして、その中で選定基準に達していたということで、１社ということで今回、議案を提案させていただいている状況ということになります。よろしくお願いいたします。

○９番禰占通男議員　利用料金については、利用しやすいようにという答弁ですけど、昨年、鹿児島水産高校の生徒が団体として、我々市議会と意見交換会ということを実行して、その報告も市長宛てに行っていると思います。

そういう中で、今、日本人のオリンピックでのバドミントン、バスケットになると、毎日のように勝敗の報告もメディアで流されております。その中でも、バスケットをする場所がないと。水高生の話ですよ。我々の育った頃はバスケットはもうグラウンドでするもんって決まっていたんですけどね、今はもう屋内スポーツにほとんどがなっています。そういうことで、やはり利用しやすいようにというんですが、やはりそこら辺も今後どうするのか。

そして、指定管理者については、最初、指定管理者にするために、学校教育者としてのノウハウがあるから適当という説明をいまだに私は覚えております。

それで、私がなぜこういう質疑をするのか。塩浜グラウンドは、私もいろいろと年を取ってきたら、あそこでするスポーツに関わることで参加しております。それで目に見えるところはある程度整備されている。だけど、昨年度の出初め式の後の車の轍は１年間残ったまんま。芝ですよ、芝の部分にですよ。

そして、指摘するならば、テニスコートの東側花渡川沿いの雑草の刈り取りですよ。そういった石ころ拾い、そういった管理運営の評価というのは誰がするんですか。この指定管理者が作業した１年間がどうであったかという、その点についてお伺いいたします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長　指定管理者との調整会というのを月に１回しております。その指定管理の清掃状況とか、そういうのも逐次受けております。そして、１年間の実績報告というのもですね、上げていただきまして、それに基づいて次年度、改良できるところは改良していただいて、次の年度に続くようにしております。

その３年間の総合評価につきましては、今回同じところの１社が希望しておりまして、社会体育施設の指定管理者候補者選定委員会におきまして評価をいただきまして、総合評価が基準を達したということで、今回、先ほどとも重なりますけれども、議会の決議をいただく、そういう流れになっております。

○９番禰占通男議員　指定管理者に３年間やってもらいました。やはり、どうであったということも、この公表も必要じゃないですか。それとも市民の方に何か問題点があったらって苦情じゃないだろうけど、使いやすさについての公募なりとか、もう２期目ですよ、今度。今後、いろいろとまた増えていくかもしれませんよね、いろいろとこの社会構造の変化ということで。そういった市民の声を拾い上げるってその辺はどうするんですか、今後。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長　利用者の声を聞くということで、総合体育館にそういった意見をいただくアンケートボックスを設置しております。そして、それを基に年に１回ですね、利用者が集まる年間の利用調整会というところで、そういった話もいただいております。また、社会体育のスポーツ推進委員会というのも設置しておりまして、利用者以外の方からも、そういった御意見をいただく機会もございます。

そういった意見を基に、総合的に、また指定管理者にそのような説明もしながら、利用者によりよい利用を推進するためにスポーツ推進をしているというような状況でございます。

バスケット等いろいろな種目がございますけれども、総合体育館も限られた施設ということで、バスケットの利用促進ができるように、しっかりと指定管理者と整備は進めているところであります。

例えば、古くなったバスケット、コート等の整備等も進めていると、日々のそういった整備も指定管理者に務めていただいているところでございます。

ですので、今ある施設を、いかに利用していただくか、一番大切なところは、安全に利用者に利用していただく、そこが重要だと思いますので、施設を広げてというところよりも、施設の安

全性を重点に政策をスポーツ推進として進めているところでございます。御理解をいただきたいと思います。

利用料を今後、引き続き徴収するかという御質疑でよろしかったでしょうか。――条例上、今回また定めているとおり、体育館につきましては、今回１時間単位の改正をしておりますので、利用料につきましては頂くという形になります。電気料につきましては、別途利用した時間に相当した料金を併せていただくということになります。

○永野慶一郎議長　ほかにございませんか。――これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案につきましては、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

［「異議なし」と言う者あり］

○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、所管の委員会に付託いたします。

［木之下浩一教育長　退席］

○永野慶一郎議長　次に、日程第36号から第39号までの４件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

［前田祝成市長　登壇］

○前田祝成市長　ただいま上程されました、議案第42号から議案第45号までの４件について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第42号教育長の任命について申し上げます。

教育長木之下浩一は、令和７年３月３日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

次の、議案第43号及び議案第44号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員篭原修氏及び茅野寿満子氏は、令和７年６月30日をもって任期が満了となりますが、篭原修氏については、引き続き同氏を、また、茅野寿満子氏については、その後任として佐藤みい子氏を、それぞれ人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

次の、議案第45号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、吉井雅子氏を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長　お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第３項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

［「異議なし」と言う者あり］

○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行いますが、質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。――討論なしと認めます。

これから採決いたします。
ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。
まず、日程第36号教育長の任命について投票を行います。
議場を閉鎖いたします。

［議場閉鎖］

○永野慶一郎議長　ただいまの表決権を有する議員数は、11人であります。
念のため申し上げます。
本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。
投票用紙を配付いたします。

［書記投票用紙配付］

○永野慶一郎議長　投票用紙の配付漏れはありませんか。――配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

［書記投票箱点検］

○永野慶一郎議長　異状なしと認めます。
点呼を行います。
点呼に応じ、順次、投票願います。

［書記点呼、投票］

○永野慶一郎議長　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

［議場開鎖］

○永野慶一郎議長　これから開票を行います。
会議規則第28条第２項の規定により、立会人に、２番下竹芳郎議員、３番辻本貴志議員、４番上迫正幸議員を指名いたします。
ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

［開票］

○永野慶一郎議長　投票の結果を報告いたします。
投票総数11票。
これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。
そのうち、賛成11票、反対０票。
以上のとおり、全員賛成であります。
よって、議案第42号は、同意することに決定いたしました。

［木之下浩一教育長　着席］

○永野慶一郎議長　次に、日程第37号人権擁護委員候補者の推薦について投票を行います。
議場を閉鎖いたします。

［議場閉鎖］

○永野慶一郎議長　ただいまの表決権を有する議員数は11人であります。
念のために申し上げます。
本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。
投票用紙を配付いたします。

［書記投票用紙配付］

○永野慶一郎議長　投票用紙の配付漏れはありませんか。――配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

［書記投票箱点検］

○永野慶一郎議長　異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

［書記点呼、投票］

○永野慶一郎議長　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

［議場開鎖］

○永野慶一郎議長　これから開票を行います。

会議規則第28条第２項の規定により、立会人に、５番水野正子議員、６番立石幸徳議員、７番豊留榮子議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

［開票］

○永野慶一郎議長　投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成11票、反対０票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第43号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第38号人権擁護委員候補者の推薦について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

［議場閉鎖］

○永野慶一郎議長　ただいまの表決権を有する議員数は、11人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

［書記投票用紙配付］

○永野慶一郎議長　投票用紙の配付漏れはありませんか。――配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

［書記投票箱点検］

○永野慶一郎議長　異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

［書記点呼、投票］

○永野慶一郎議長　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

［議場開鎖］

○永野慶一郎議長　これから開票を行います。

会議規則第28条第２項の規定により、立会人に、８番眞茅弘美議員、９番禰占通男議員、10番平田るり子議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

［開票］

○永野慶一郎議長　投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成11票、反対０票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第44号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第39号人権擁護委員候補者の推薦について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

［議場閉鎖］

○永野慶一郎議長　ただいまの表決権を有する議員数は、11人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

［書記投票用紙配付］

○永野慶一郎議長　投票用紙の配付漏れはありませんか。――配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

［書記投票箱点検］

○永野慶一郎議長　異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

［書記点呼、投票］

○永野慶一郎議長　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

［議場開鎖］

○永野慶一郎議長　これから開票を行います。

会議規則第28条第２項の規定により、立会人に、11番橋口洋一議員、２番下竹芳郎議員、３番辻本貴志議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

［開票］

○永野慶一郎議長　投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成11票、反対０票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第45号は、同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後０時12分　散会

本 会 議 第 ２ 日

（令和７年３月３日）

令和７年枕崎市議会第２回定例会

議事日程（第２号）

令和７年３月３日　午前９時３０分開議

日程番号	件名		
1	一　般　質　問	眞　茅　　弘　美	議員（35ページ～44ページ）
		立　石　　幸　徳	議員（44ページ～53ページ）
		禰　占　　通　男	議員（53ページ～61ページ）
		平　田　　るり子	議員（61ページ～71ページ）
		豊　留　　榮　子	議員（71ページ～80ページ）

○　本日付議された事件は議事日程（第２号）のとおり

1　本日の出席議員次のとおり

１番　永　野　慶一郎　議員	２番　下　竹　芳　郎　議員
３番　辻　本　貴　志　議員	４番　上　迫　正　幸　議員
５番　水　野　正　子　議員	６番　立　石　幸　徳　議員
７番　豊　留　榮　子　議員	８番　眞　茅　弘　美　議員
９番　禰　占　通　男　議員	10番　平　田　るり子　議員
11番　橋　口　洋　一　議員	12番　吉　嶺　周　作　議員

1　本日の書記次のとおり

新屋敷　　増　事務局長	畠　野　照　文　書記
宮　下　和　也　書記	川　瀬　裕　也　書記
山　口　美津哉　書記	

1　地方自治法第121条第１項の規定による出席者次のとおり

前　田　祝　成　市長	本　田　親　行　副市長
山　口　　太　総務課長	日　渡　輝　明　企画調整課長
鮫　島　寿　文　水産商工課長	松　田　勇　一　市民生活課長
篭　原　正　二　財政課長	福　永　賢　一　福祉課長
中　嶋　章　浩　スポーツ・文化振興課長	神　浦　正　純　建設課長
沖　園　信　也　農政課長	平　塚　孝　三　健康課長
鮫　島　眞　一　税務課長	川　野　優　治　地域包括ケア推進課長
上　園　秀　人　水道課長	今給黎　　仁　水道課参事
西　村　祐　一　市立病院事務長	田　代　勝　義　監査委員事務局長
水　流　敏　幸　監査委員	天　達　純　子　地域包括ケア推進課参事
森　　智　賀　健康課参事	中　村　俊　彦　農政課参事
桑　原　英　樹　水産商工課参事	立　石　秀　和　市民生活課参事
板　敷　勝　利　会計管理者兼会計課長	大工園　昭　則　建設課参事
橋　口　和　洋　企画調整課参事	平　田　寿　一　総務課参事
木之下　浩　一　教育長	高　山　京　彦　教育総務課長兼給食センター所長
日　髙　佳　子　学校教育課主幹兼学校教育係長	木　浦　勝　美　生涯学習課長
永　江　靖　博　農委事務局長兼農業振興係長	木口屋　和　彦　選管事務局長
宮　原　　司　消防長	中　原　勝　一　消防総務課長兼消防団係長
中　原　広　次　警防課長兼消防署長	中　山　俊　吾　総務課行政係長

午前９時30分　開議

○永野慶一郎議長　定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから一般質問を行います。

質問は、１番眞茅弘美議員、２番立石幸徳議員、３番禰占通男議員、４番平田るり子議員、５番豊留榮子議員、６番橋口洋一議員、７番水野正子議員、８番辻本貴志議員の順に行います。

まず、眞茅弘美議員。

［眞茅弘美議員　登壇］

○８番眞茅弘美議員　先月２月24日にＪＲの主催で急行かいもんの旅が企画され、鹿児島中央駅から枕崎駅を１往復しました。私もハーモニーネットワークの仲間の皆さんと茶節でおもてなしをさせていただきました。この日は通常、宮崎県を走っている車両と２両編成で１日限りの特別列車ということでした。市民や観光協会、市役所の関係職員、また撮り鉄の方々で出迎えと見送りが盛大にできました。雪もちらつくくらい寒い日でしたが、県外からの乗客も多く、乗客の感想としまして、枕崎が一番盛大な歓迎だったと喜んで帰って行かれました。停車時間が30分ほどと短かったために、本市の観光ができなかったのがとても残念でしたが、このような企画を実施してくださったＪＲの皆様に感謝申し上げます。

それでは質問に入らせていただきます。１問目は、地域公共交通についてでございます。

市民の移動手段として、地域公共交通の必要性が求められております。本市も令和４年６月に地域公共交通計画が示され、令和５年10月からは、金山・道野地区で予約型乗合タクシーの実証運行を実施しており、実証運行が始まってから半年経過の運行率は43.3％で、そのうち１人乗りの運行率は62％だったという結果だったようです。

その後、ミーティングポイント方式からドア・ツー・ドア方式に移行し、利用しやすくなったという声も聞いておりますが、その後の運行率はどのようになっているのか、お願いします。

［前田祝成市長　登壇］

○前田祝成市長　ただいま議員からの質問にもありましたが、本市におきましては、令和４年６月に枕崎市地域公共交通計画を枕崎市地域公共交通活性化協議会で策定しており、枕崎市の地域特性や公共交通の現状、公共交通に求められる役割などを踏まえ、地域が目指す将来像の実現に向けて地域公共交通の中で解決すべき課題を整理しております。

解決すべき課題として、市民生活に必要な移動手段を確保・維持していくこと。公共交通ネットワークの持続性を高めていくこと。周辺自治体と連携しながら一体的に取組を進めていくことが必要であると整理し、施策の進捗状況や目標の達成状況を継続的に確認し取組を進めております。

金山・道野地区においては、金山・道野から枕崎市市街地方面への廃止代替バスの路線運行が、令和５年９月30日をもって運行停止されたことに伴いまして、予約型乗合タクシーの実証運行を令和５年10月１日から実施しており、この地区では、令和６年度も引き続き実証運行を行っているところです。

金山・道野地区の実証運行につきましては、九州運輸局の承認が必要となることから、２月21日に開催された枕崎市地域公共交通活性化協議会において、引き続き実証運行を６年度９月まで継続していくことが確認されましたので、現在、実証運行の承認手続を進めているところでございます。

御質問のありました実証運行の結果等につきましては、担当課長が答弁いたします。

○日渡輝明企画調整課長　金山・道野地区におきましては、令和５年10月よりミーティングポイント方式、利用料300円で運行を行ってまいりましたが、利便性や持続可能性を検証する観点から、昨年10月より運行日の見直しのほか、料金を１回300円から500円へ見直しをした上で、

11月から運行形式の見直しとして、集落側の発着地を自宅前から利用できるドア・ツー・ドア方式に変更をしております。

答弁につきましては、４月から９月までの分と、見直しを行った10月から１月までの実績に分けて答弁をいたします。

まず、４月から９月までの実績でございます。運行予定数316回のうち、実際に運行した回数は168回で、運行率にして53.2％となっております。

令和５年10月から３月までの実績と比較しますと、登録利用者数は、当初の28名から６名増加の34名となり、そのうち実際に利用された方は、８名から18名と10名の増加となっております。運行率は43.3％から53.2％と9.9ポイントの増加となっております。

次に、10月から本年１月までの実績でございます。先ほど申し上げましたとおり、11月からは、運行方式をミーティングポイント方式からドア・ツー・ドア方式に変更をしております。

運行予定数164回のうち、実際に運行した回数は83回で、運行率は50.6％となっております。

令和６年４月から９月までの実績と比較しますと、運行率はマイナスとなっておりますが、令和５年度10月から３月までの実績と比較しますと、運行率は43.3％から50.6％と7.3％の増加となっております。

このように、金山地区においては、予約型乗合タクシーに対する理解と利用が進んでいるものと考えております。

○８番眞茅弘美議員　運行された中で、乗り合いとですね、１人乗車利用の割合をお願いします。

○日渡輝明企画調整課長　令和６年４月から９月までの実績を申し上げますと、実際に運行した回数168回のうち、乗り合いになった回数は82回となっており、乗合運行率は48.8％となっております。１人乗車での運行率は51.2％となります。令和５年度10月から３月までの実績と比較しますと、乗合運行率は37.8％から48.8％と11％の増加、１人乗車での運行率は62.2％から51.2％と11％の減少となっております。

次に、10月から本年１月までの実績を申し上げます。先ほど申し上げましたとおり、11月からは、運行方式をミーティングポイント方式からドア・ツー・ドア方式に変更をしております。

実際に運行した回数83回のうち、乗り合いになった回数は45回となっており、乗合運行率は54.2％となっております。１人乗車での運行率は45.8％となります。

本年４月から９月までの実績と比較しますと、乗合運行率48.8％から54.2％となり5.4％の増加、１人乗車での運行率は51.2％から45.8％と5.4％の減少となっております。

先ほどと同じように、令和５年度10月から３月までの実績と比較しますと、乗合運行率は37.8％から54.2％と16.4％の増加、１人乗車での運行率は62.2％から45.8％と16.4％の減少となっております。

予約型乗合タクシーの実証運行の経過とともに、乗り合いとなった割合が増えてきたことが分かります。

○８番眞茅弘美議員　ドア・ツー・ドア方式にすることで、乗り合いでの乗車率が上がったということが分かっております。そしてですね、その後、令和６年10月に１か月間ということで枕崎地区を除いた全ての校区での予約型乗合タクシーによる実証運行を実施しておりますが、そちらの結果をお願いします。

○日渡輝明企画調整課長　令和６年10月に、枕崎校区を除く４校区で実施された予約型乗合タクシーの実証運行については、地域住民の移動手段を確保し、公共交通の利便性向上を図るための取組として実施されました。

この実証運行では、ミーティングポイント方式で１回の料金を500円と設定いたしました。

各校区の利用登録者は、桜山地区７名、立神地区14名、別府上手地区６名、別府下手地区４名の合計31名の方に登録いただいております。そのうち21名、割合にしますと68％の方が75歳

以上の方となっております。
金山地区を含む10月の実績は、運行予定136回のうち22回運行し、うち乗り合いになった回数は12回となっておりますが、金山地区以外に限りますと、予定回数136回のうち運行回数は７回で運行率は5.1％、乗り合いになった回数は２回で乗合運行率28.6％、延べ利用者は７人で利用登録者のうち22.5％が利用されたことになります。
○８番眞茅弘美議員　１か月間の実証運行をするに当たっての周知はどのように行いましたか、お願いします。
○日渡輝明企画調整課長　予約型乗合タクシーの実証運行につきましては、制度の概要や利用方法に関する事前の周知が大変重要であると認識しております。
金山地区以外に実証地域を拡大するに当たり、利用方法や実施期間、料金を記載した周知資料を全戸配付いたしました。
また、説明会につきましては、各公民館長へ説明会の開催についての連絡と周知についての協力をお願いし、集落放送を利用しての周知に御協力をいただきました。
説明会につきましては、金山校区は１会場で実施し、５名の方が参加されております。桜山校区は４会場で実施し参加者４名、立神校区は３会場で実施し参加者21名、別府校区は４会場で実施し参加者21名となっております。
全体としましては、12会場で実施し51名の方が参加された中で説明会を実施したところです。説明会につきましては、可能な限り地域の集会の後に行い、多くの方に周知されるよう努めたところです。
○８番眞茅弘美議員　その１か月間の実証運行に当たりましては、かなりですね、実際登録された方も利用された方も少ないようですが、これは初めての取組でして、担当課にしましても周知もできる限りの方法でされたみたいですので、今後ですね、広がっていけばというふうに思っております。それからですね、金山・道野地区実証運行の運賃が300円から500円に変更になっておりますが、この運賃設定の根拠をお願いします。
○日渡輝明企画調整課長　運賃設定につきましては、10月の実証運行が枕崎校区を除く全域を対象としたことから、同一料金でバス料金やタクシー料金を勘案した設定となっておりまして、枕崎市地域公共交通活性化協議会で決定をしております。
○８番眞茅弘美議員　実証運行を令和５年10月から金山・道野地区で実施しています。
そして、初めはミーティングポイント方式から、その後、ドア・ツー・ドア方式に変更しまして、利用者の方も歩く距離が少なくなりよかったという声が届いているようです。
このドア・ツー・ドア方式に変更してからの利便性の検証はどのようになっておりますか。
そして、担当課のほうで、これまで実証運行に関してのですね、アンケート調査といいますか、市民の方からの声が届いていましたらお願いします。
○日渡輝明企画調整課長　ミーティングポイント方式につきましては、決められた集約地点から乗車する形態であり、効率的な運行が可能となりますが、高齢者や体の不自由な方々にとって移動の負担が大きいという課題がございました。一方、ドア・ツー・ドア方式は、利用者の自宅から目的地まで直接送迎する形態であり、大変便利な方式となっているところです。
運行方式をミーティングポイント方式からドア・ツー・ドア方式に変更しました11月から本年１月までの実績を申し上げます。
運行予定数124回のうち、実際に運行した回数は66回で、そのうち乗り合いになった回数は33回でございます。
令和６年４月から９月までの実績と比較しますと、運行率につきましては53.2％で増減はございません。乗り合いとなった運行率は48.8％から50.0％と1.2％の増加、１人での乗車となった割合は51.2％から50.0％と1.2％の減少となっております。

利用料金も300円から500円に変更されておりますので、一概に比較は難しいところではございますが、横ばいもしくは僅かながらプラスの方向へ伸びていると考えております。

利用者からの声をお聞かせいただく方法としまして、利用の都度、タクシー運転手からアンケート用紙をお配りし、記入をお願いしておりますが、お答えいただけることは少ない状況となっております。アンケートやタクシー運転手へのヒアリングから利用者の意見としまして、「300円から500円に値上げされたが、それでも通常のタクシーより2,000円ほど安いため助かっている」「ドア・ツー・ドアに変更になり、乗降の負担が少ない」といった好意的な声が寄せられているところです。一方で、少数意見ではありますが、利用料金についてのお声も寄せられているところです。10月以降の実証運行においては、運行形態の変更と利用料金の見直しを行っておりますが、おおむね利用者に受け入れられているものと考えております。

実証運行の結果、ドア・ツー・ドア方式は、市民の利便性向上に寄与することが確認をされましたが、持続可能な公共交通の実現に向けた取組を推進していく必要もあります。市民の皆様にとって、より利用しやすい公共交通サービスとなるよう、今後もミーティングポイント方式とドア・ツー・ドア方式の双方の利便性を比較・検証し、市民のニーズに応じた最適な公共交通サービスの提供を目指して努力を続けてまいります。

○８番眞茅弘美議員　その１か月間の実証運行では、交通事業者の運行に関する可能性を検証することも目的としてきているということでしたが、事業者の配送計画や人員体制についての検証の結果はどうだったのか、お願いします。

○日渡輝明企画調整課長　１か月間の実証運行におきましては、タクシー事業者の運行に関する事業実施の可能性を検証することも目的の一つとして実施をしたところでございます。

事業者からは、利用者への運行日の周知、各地区の利用回数の見込みが立たず、運転手の振り分けが手探りであったこと、事務負担の増加への対応などが課題として挙げられております。

この課題に対しましては、日報などの事務の見直しや事業者と利用者が運行形態に慣れることにより、徐々に解消されていくのではないかと聞いております。

１か月の実証運行は、利用も少ない状況でありましたので、タクシー事業者の判断はこれからとなりますが、これからさらに実証運行を進めていく中で検証を続けていきたいと考えております。

○８番眞茅弘美議員　今、課長がおっしゃられたように、利用者の人数がとにかく少なかったので、その検証っていうところは難しかったのかなと思います。あまり答えていただけなかったということでしたが、タクシーの中でのアンケート、その取組はよかったのかなと思うところでございます。

そしてですね、私はこれまで２度、この地域公共交通に質問させていただいておりまして、令和３年12月議会の質問、このときからドア・ツー・ドア方式をお願いしております。令和５年10月にですね、議員の有志で志布志市の地域公共交通について視察に行きました。志布志市では、事前予約型の乗合送迎サービス「チョイソコしぶし」が令和４年10月から本格運行となっておりまして、停留所はごみステーションとなっており、利用料金は１回当たり200円ということでございました。

先ほどミーティングポイント方式からドア・ツー・ドア方式になりまして、高齢者の方とか足腰の悪い方々が利用しやすくなったって、少し金額が上がっても助かっているっていう声があったようですけども、これは今から運行がですね、地域が広がっていくにつれて課題かなって思うところではございますが、そしてですね、実証運行もそうやって検証してきまして、７年度の施政方針でもですね、地域の公共交通の確保、維持、利便性の向上等を図る取組を進めるとともに、市内全域を対象としたデマンド交通の導入に向けた検証を進めますと発表されております。

どうですかね、現在お答えできる範囲で構いませんので、計画としてどうなのかお願いします。

○日渡輝明企画調整課長　まず、予約型乗合タクシーのドア・ツー・ドアサービスにつきましては、利用者が指定した場所から目的地まで直接移動できるため、バス停や駅までの移動が不要となり、高齢者や交通弱者への配慮、また事前に予約することで待ち時間が少なく、計画的な移動が可能になるなど利便性がある一方で、運行コストの増加や利用者が多くなると予約に対応し切れない場合があるなど、対応力への課題もあるかと考えております。

これらを検証するための実証運行を行っているところでございますので、利便性と課題を考慮し、今後、枕崎市地域公共交通活性化協議会での委員の意見もお伺いしながら、地域の特性やニーズに応じた適切な運用が図られるものと考えているところでございます。

市長が施政方針で申し上げましたとおり、本年度は、地域の公共交通の確保・維持、利便性の向上等を図る取組を進めるとともに、市内全域を対象としたデマンド交通の導入に向けた検証を始めていきます。

現在、実証運行の対象地区など、事業の詳細につきましては、これから庁内の検討会議を経て、新年度の事業計画を地域公共交通活性化協議会で承認いただきたいと考えているところでございます。これから事業費等の算出等を行っていきながら、検証に向けた取組のほうを前に進めていきたいと考えているところでございます。

○８番眞茅弘美議員　計画のほうは進められているということで、少しようやくかなっていう思いもございますが、この施策がですね、うまく軌道に乗って市民の方に喜んで利用されるようになればと存じます。

そして、地域公共交通計画の中で、市街地内を循環する新たな移動サービスとありますが、市街地内の方は、買物や病院など比較的に近い距離にはありますが、やはり足腰が悪い方の移動手段、そして市街地であっても、公共交通空白地域にお住まいの方は不便を感じていると存じます。その市街地内の移動サービスとしましては、どのような検討をしているのか、お願いします。

○日渡輝明企画調整課長　本市の地域公共交通計画は、本市が目指す将来像を実現していくための公共交通の在り方を検討し、将来にわたって市民の生活を支える持続可能な公共交通体系の構築に向けたマスタープランとなるもので、本計画に基づき、行政・交通事業者や公共交通利用者、地域住民や各種団体、施設などの関係者が一丸となって、効果的・効率的な施策を推進していくことを目的としています。

計画の目標としまして、「多様な主体が参画することで公共交通を支える仕組みをつくること」「コストバランスの最適化を図りながら移動サービスの網羅性を高めること」「関連分野の取組と連携しながら、各分野の目標の達成を支援すること」「地域間の移動を支える広域路線の利用を促進し、持続性を高めること」を掲げています。具体的には、市街地内を循環する新たな移動サービスの導入を施策の一つとしているところでございます。

先ほども申し上げましたが、今年度につきましては市内全域を対象としたデマンド交通の導入に向けた検証を始めることとしております。

まず、金山・道野地区の実証運行につきましては、２月21日に開催された枕崎市地域公共交通活性化協議会において、引き続き実証運行を９月まで継続していくことが確認されたところでございます。10月以降につきましては、市内全域のデマンド交通の導入に向けた検証を考えておりますが、先ほども申し上げましたとおり、実証運行の対象地区など事業の詳細につきましては、庁内の検討会議を経て、新年度の事業計画を地域公共交通活性化協議会で承認いただいた後、６月補正において事業費となる負担額を計上していきたいと考えているところでございます。また、並行して検証を行うための九州運輸局への承認申請も進めていくこととしております。

○８番眞茅弘美議員　分かりました。その市街地の取組としまして、南さつま市は、市役所を拠点に市街地を回る自動運転バスの実証実験が昨年12月に実施されたようです。

そういう中ですね、市民と市議会との意見交換会の中で出た意見なんですけども、今は車を運

転される方だったんですけど、将来の移動手段が不安で鹿児島市内に引っ越したほうがいいのかなあと悩んだりすることもあるということを話されていました。また、Ｕターンされたある方はですね、将来の生活を考えると、交通手段や買物に便利な都会に行ったほうがよかったのかなあと思うという、ちょっと将来を不安視されるような声も聞いております。

まずはですね、市内一円を目指してのデマンド交通ということで、予約型乗合タクシーの本格運行を目指しているということですので、移動手段に不便を感じている方々のよりよいデマンド交通になるように取り組んでいただきたいですが、この自動運転バスはですね、今はまだ全国的にも実証実験の段階でございますが、将来的には公共交通として普通に活用していくのではないかなというふうに予想していますが、この自動運転バスですね、予算の兼ね合いとかもあると思いますが、導入のほうは検討していただけないですか。今、答えられる範囲でよろしいです。お願いします。

○日渡輝明企画調整課長　自動運転技術は急速に進化しており、2030年までにレベル４の高度運転技術が実現することが期待されているところです。最新のＡＩ技術、センサー技術、通信技術の活用により、自動運転車両は、より安全で効率的な運行が可能となり、公共交通機関や物流、個人の移動手段において大きな変革が予想されております。

現在、国において自動運転技術の導入を支援するためのガイドラインや補助金制度が整備されており、令和７年度の国の自動運転に関する補助金は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金として提供されることが示されております。この補助金は、自動運転技術を活用した持続可能な移動サービスの構築を目的としており、地方公共団体や民間団体が対象となっております。補助対象経費には、自動運転システムの開発、車両改造、リスクアセスメント調査などが含まれております。

自動運転技術は、少子高齢化に伴う運転手不足など、地域公共交通が抱える課題に対応するものとして、特に過疎地や高齢化が進む地域において、住民の移動手段を確保するための重要な手段となっており、ドライバーの負担軽減や人手不足の問題を緩和することが期待されております。また、自動運転車両の導入により、運行効率の向上や運行コストの削減も見込まれると言われております。

昨年12月、南さつま市が県内の自治体として初めて行った自動運転の実証については、12月14日から27日の14日間、加世田市街地において実証が行われており、396名の方が試乗されているようです。公共交通において興味を持っていただく機会が提供されており、すぐに公共交通手段に代わるものではないが、令和７年度も引き続き実証を行う予定であることを聞いております。

本市も課題解決に向けた研究を進め、先進地の事例を踏まえながら、本市に最適な持続可能な公共交通の実現に向けた取組を推進していきたいと考えております。

○８番眞茅弘美議員　承知しました。今ですね、全国的にも24時間問題や高齢化などにより、ドライバー不足が問題になっております。本市も特に夜間の移動手段が少なく困っていると聞いております。

これも市民と市議会との意見交換会で伺った話ですが、その方は、医療機関を代表してきましたっていうことで、夜間の移動手段がなく困っているので、これを言いたくて来ましたということで熱く語られたんですけども、その話はですね、夜間に急病の患者さんを救急車で搬送することになった場合に、帰りの移動手段がなく困っているということでございました。

そこでですね、現在、本市の夜間の配車の状況が分かりますか、お願いします。

○日渡輝明企画調整課長　ドライバー確保のための支援につきましては、地域公共交通計画の施策の一つとなっております。

タクシー事業者に関しては、ドライバーがいないと成り立たない現状がございます。近年は、全国各地でドライバー不足や夜間の移動手段がないなどの課題も報告されており、ドライバー確

保の支援策の検討が求められているところかと思います。
本市におけるタクシー事業者の夜間のタクシー配車の状況を申し上げます。
タクシー事業者に確認をしましたところ、夜間のタクシー配車につきましては、週末には常時４台、平日は２台から３台で対応していることをお聞きしております。
○８番眞茅弘美議員　週末は４台ということで増便しているということでございました。ちょっと私もタクシー事業者の代表の方に聞いてみましたところ、夜間走ってくださる方がなかなかいないということで、夜間走ってくれる方がいらっしゃれば台数も増やしたいのだ、というふうにおっしゃっていました。今後はですね、特にこの地域公共交通も地元のタクシー事業者に協力いただけなければ成り立っていきません。また、通常の交通タクシー事業者としても、ますます市民の移動手段として必要不可欠となります。今後、タクシーの台数が減少することがないように、市としてですね、支援策を考える必要があるのではと存じますが、そこはいかがでしょうか。
○日渡輝明企画調整課長　ただいま申し上げましたように、夜間のタクシー配車につきましては、週末に常時４台、平日は２台から３台で対応していることをお聞きしており、タクシー事業者から支援についての声は届いていないところでございます。
しかしながら、質問者からもございましたように、ドライバー確保の支援策については施策を検討していく必要を認識しております。タクシー事業者の意向もお伺いしながら、本市においてもドライバー確保のための施策を検討し、市民の皆様にとってより利用しやすい公共交通サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。
○８番眞茅弘美議員　ちょっと時間が少なくなってきましたので、地域公共交通についての質問はこれまでとさせていただきます。
地域公共交通はですね、市内外の移動を支援し、人の流れを生み出し、市中心部に人が集まりやすい交通環境をつくることが望まれます。全ての市民が安心して暮らし続けられるように、近隣自治体間や市内の移動・周遊を支える公共交通となるように要望しておきます。よろしくお願いいたします。
次の質問に移ります。広報の役割・見せ方についてでございます。
広報の方法として、主なものは市報かなと存じますが、広報の役割と市民や本市の情報を知りたい方へどのような方法で広報しているのかをお願いします。
○山口太総務課長　広報についてお尋ねをいただきました。まず、広報の意義とか目的についてですけれども、日本広報学会は、広報を「組織や個人が、目的達成や課題解決のために、多様なステークホルダーとの双方向コミュニケーションによって、社会的に望ましい関係を構築・維持する経営機能」と定義しております。
また、自治体が広報を行う目的としましては、大きく３つの目的があると言われておりまして、１つには、地域住民に必要な情報を伝えること、２つ目には、住民のまちづくりや政策への参画意識の醸成を行うこと、そして３つ目には、地域外の人にも自治体の魅力を伝えることとされております。
本市の広報の方法についてでございますが、ただいま質問者からもございましたとおり、広報まくらざき、お知らせ版、そしてそれらに折り込むチラシ、また防災行政無線、登録制メール、そのほかホームページやフェイスブック、そして各課が実施する事業等に関するインスタグラムなどによって広報を実施しているところでございます。また、各種行事・イベント等が行われる際には、報道機関のほうにも情報提供を行っておりますが、そのことによって取材が行われまして、新聞やテレビでの報道につながるケースもございます。以上でございます。
○８番眞茅弘美議員　これまでどちらかというと一方的な情報発信をすることが中心だったと存じますが、現在はＳＮＳや動画など様々な媒体を用いて、相手の求めている情報を発信していくことが自治体の広報の役割であると存じます。担当課のほうでも、毎月の市報の発行に追われ大

変だと存じます。実際、土日祝日関係なく、市の行事やイベント事には必ず写真撮影に回っているようです。そして、市民の方からもですね、イベントの撮影に来てほしいとか、市報に掲載してほしいとか、そういう要望も多いのではないでしょうか。

毎月の発行に向けていろいろ試行錯誤して構成して仕上げているのだろうと存じますが、一方でですね、例えばせっかく様々なことを当局のほうでも事業化しているのに、市民が知らなかったということを結構耳にします。その事業化したときや情報があるときだけですね、どっちかというとお知らせしていると思うのですが、ホームページ等では随時発信はしておりますが、なかなかそのホームページを検索する人は限られた方ではないでしょうか。

そこでですね、市報に１度掲載して終わりではなく、１年に数回掲載することも必要かなと存じますが、限られたページ数ではございますが、いかがでしょうか。

○山口太総務課長ただいま広報担当者へのねぎらいのお言葉もいただき感謝申し上げます。ありがとうございます。

やはり広報につきましては、全ての市民の方々に広く、分かりやすく伝えていかなければ、自分の住んでいるまちでどのようなことが取り組まれているのかが伝わらないと考えます。それは容易なことではございませんけれども、やはり幅広い年齢層や多種多様なバックグラウンドを持った方々にも、もっと伝わりやすいような手段や工夫が必要であると考えております。

ただいま質問者からございましたように、やはり市民が真に必要としている情報、知りたい情報を伝えていくために、市としても積極的に市民の方々のニーズというのもですね、把握しながら広報を行っていくことも大切であると考えます。

その方法等については今後十分研究させていただきたいと思いますし、やはり市民のニーズというかそれに応じまして、やはり伝わらないと広報の意味がなさないことになってまいりますので、ただいま質問者からございましたように、そういった住民が求める情報をですね、複数回広報していって、伝わるということに重点を置いた活動というかそういったものも大変重要であると考えますので、今後はいろいろ制限もございますけれども、そういった方向で努めてまいりたいとそのように考えております。

○８番眞茅弘美議員　市民サービスのために、当局でも試行錯誤して事業化していると思うんですね。それを市民が知らなければ、課長もおっしゃられましたとおり、意味がありません。

私は、個人的には、例えば市報のページ数を増やしてでもチラシ等も増やしてでもですね、そこは検討していただきたいと存じますので、よろしくお願いします。

それから、本市のホームページについて、ちょっと提案したいことがございます。本市のホームページはですね、検索しますと、ちょっとほとんど文字での紹介となっているのかなっていうふうに思っております。

ここでちょっと茨城県の境町というところを紹介させていただきたいのですが。

［パネルを掲げる］

○８番眞茅弘美議員　この境町っていうところはですね、ちょっと市民の方が提供してくださったんですけども、人口は２万4,000人程度の町なんですけども、かなり子育て支援に力を入れている町でございまして、こういうふうに大きく子育て支援、日本一の子育て支援を目指していますとか、あとちょっと見にくいかもしれないんですけども、見た感じとしてですね、絵とか写真とかを使って、何が書いてあるんだろうって見たくなるような見せ方をしているというふうに思うんですね。ちょっと数字的なところとか、英語とかスポーツとか、こういうのに力を入れていますよっていう見せ方とかですね、絵で見せる工夫をしていると思うんですけども、そして、子育て支援に力を入れているということで移住者も増えているようです。その移住者がなぜ増えているかっていうところは、ここの町を、まずは知ってもらわないことには何も進展がないということで、こういう広報のところに力を入れているのではないでしょうか。

ここの境町に限らず、このような取組をしているところはあると思うんですけども、とにかくですね、ぱっと見て分かりやすく、そして魅力を感じさせるような見せ方の工夫をしていただきたいというふうに存じます。

ちょっと失礼かもしれませんが、ただ掲載すればいいではなくですね、見せ方の工夫をして、自治体側からどんどん発信することが今は求められているのかと存じますが、その辺いかがでしょうか。

○山口太総務課長　ただいま御提案をいただきましたように、例えば本市の産業、特産品等の映像、画像、そういったものを活用した広報については、先ほど広報の目的として、地域外の人にも実際の魅力を伝えることと言われていると申し上げましたけれども、ウェブサイトやＳＮＳ上で情報を効果的に発信することで、ただいまございました移住を考えている方ですとか、あるいは旅行で訪れられる先を探している方々など、様々な方の目に触れる可能性がありますし、また本市の魅力をもっと効果的に伝えることができれば、ふるさと納税の促進ですとか、ただいまございました移住交流者の増加、あるいは企業誘致など、多くのメリットを得られる可能性もあると考えますので、提案いただきましたように、本市の産業、特産品等、地域ブランドを活用したさらに効果的な広報・情報発信の在り方につきまして、今後十分検討させていただきたいと思います。

○８番眞茅弘美議員　お願いします。それからですね、また提案なんですけども、継続的な事業や本市独自の取組などを知っていただくために、公用車にですね、取付け自由なマグネット広告をつけてはというふうに存じます。市報とかホームページを見ない市民の方々の目にも届きやすくなると思うんですね。マグネット式なので、取付けが自由ですので、結構公用車は市内を走っていますので、市民の方々の目につきやすいと思います。

それから看板ですね。大きな幹線道路等に枕崎はこのようなことをやっていますというような看板を立てる。そうしますと、市民や市外の方に知ってもらう一つの方法ではないでしょうか。

この２つ提案させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○山口太総務課長　先ほども申し上げましたが、やはり広報というのは伝わらなければ意味がないというところで、貴重な御提案をいただきましたので、十分検討させていただきたいと思います。

○８番眞茅弘美議員　よろしくお願いいたします。それからですね、ちょっと時間があまりないんですけども、広報の方法としまして、地域ブランドの発信を強調してみるのも一つの方法ではないかと思います。

ホームページ上の観光情報を開けば本市の名所やＰＲ動画もアップされておりますが、ここを開かなければ見ることはできませんので、地元の人にとっては当たり前でも、地域外の方にとっては価値あるものになるかもしれませんので、地域の自慢できる食や観光地の魅力を知らせることが大事だと存じます。

この画面にも出てきますが、枕ＪＡＺＺとかですね、そういうものの制作動画の中の映像をピックアップして、ホームページの中で活用することが情報発信につながると存じますので、枕崎を代表するカツオ、菊、花やお茶、火之神太鼓等の写真を入れ込んでいくという、そういう方法を取っていただければと思います。

○前田祝成市長　はい、ありがとうございます。今、広報についてのいろいろな御意見とかアイデアとかいただきましてありがとうございました。総務課長のほうからも答弁がありましたけれども、いろいろ今後、研究しながらですね、広報の精度を上げていくことを取り組んでいきたいというふうに思います。

今、議員のほうからありました、地域以外のところに地域ブランドとして発信していくということについてですけれども、少し私のほうからもつけ加えさせていただきたいと思います。

施政方針でも述べましたが、新年度、和食、そして伝統的酒づくりという２つのユネスコ無形文化遺産を持つ本市のかつおぶし、そして焼酎を中心とした枕崎ブランドのプロモーションを計画しております。秋に東京で開催することと予定しておりますが、本市の場合ですね、県外へ参りますと、枕崎という地域の認知度といいますか、これは県内の自治体の中でも、かなり高いものだというふうに認識してございます。この秋に計画しているプロモーションにおきましても、現場でのＰＲ、メッセージだけではなく、またその企画自体を、またＳＮＳ等での情報発信、これも立体的にやろうということで、情報発信していこうということで計画してございます。

そのようなプロモーション等も活用しながら、いろんな意味で市内の皆さん方だけではなくて市外の皆様方にも情報が伝わるようなですね、そういう広報をしていけるように、さらにはそういうことで先ほど移住というお話もありましたが、移住者であるとか、あるいはふるさと納税の促進等にもつなげていけるよう、今後、広報情報発信を行ってまいりたいというふうに思います。

○永野慶一郎議長　以上で、眞茅弘美議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時35分　休憩

午前10時44分　再開

○永野慶一郎議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

［立石幸徳議員　登壇］

○６番立石幸徳議員　通告に従い一般質問をいたします。

本市行政の全ての計画の最上位計画と位置づけられる総合振興計画の第７次計画が策定されようとしております。

第６次総合振興計画は、平成28年度から令和７年度までの10年間の計画でありました。前期基本計画５か年、そして、後期基本計画を令和３年度から令和７年度までと定め、将来の都市像、あるべき姿を「活力ある地場産業に支えられ、人情味あふれる安らぎと潤いのある枕崎市」そういった都市像として取り組んでまいったところです。

総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合振興計画が策定されますが、個別の行政分野における施策の基本計画は全て総合振興計画と整合性を図ることとなっております。言わば、本市行政の諸計画、全ての計画の中で最も重要な計画になるわけであります。

既に本年２月、第７次枕崎市総合振興計画及び第３期枕崎市地方創生総合戦略策定のため、市民の皆様方の意見を計画に反映させるためのまちづくりアンケート調査も実施を終えております。

これからどのような作業スケジュールを予定し、どういった実施内容でもって計画策定をすることになるのか、最初にお尋ねをいたします。

［前田祝成市長　登壇］

○前田祝成市長　施政方針でも述べましたように、新年度は、第７次枕崎市総合振興計画と第３期枕崎市地方創生総合戦略の策定に取り組みます。計画策定に当たりましては、本市の最上位の計画である総合振興計画と本市の実情に即した具体的な計画となる総合戦略を体系化し、強固に連動する取組として、市民の皆様に分かりやすい計画となるよう進めていくこととしております。この２つの計画、取組は、本市の５年後、10年後を見据えた、市民が魅力を感じる将来像を構想し、形にする重要なものとなります。

この総合振興計画及び総合戦略には、市民の皆様の声を生かすことが重要となります。今、議員からもございましたように、本年度の取組として、２月末を期限に市民アンケート及び中高生アンケートを実施いたしました。寄せられた御意見のほか、新年度で予定しているワークショップの開催など幅広い世代や各業種に携わる方々の多様な御意見をお伺いしながら、人口減少・少子化の環境下での課題解決に向けて、具体的な事業を総合戦略に落とし込み、全庁体制で取り組

んでまいります。
全体的なスケジュールや実施内容等については担当課長が答弁いたします。
○日渡輝明企画調整課長　計画策定のスケジュールや実施内容等についてお答えをいたします。
まず、市民の皆様のお考えや御意見をいただき、計画に反映させるためのアンケート調査を本年２月に実施しております。19歳以上を対象とした市民アンケート及び中学生、高校生を対象としたアンケートを実施しております。結果につきましては、これから集計・分析作業を行うこととしております。
今後、予定をしております計画策定までのスケジュール等を申し上げますと、４月に全課長級を委員とする策定委員会及び主幹、係長を委員とする策定作業委員会を庁内に設置し、事業ヒアリングの実施など庁内における作業を進めてまいります。
市民の皆様の御意見をお聞きする場として、市民ワークショップを予定しており、５月から６月にかけて２回開催することを予定しているところです。
枕崎市附属機関に関する条例に定める枕崎市総合開発協議会につきましては、枕崎市総合開発協議会規則第２条第１項により20名以内で組織され、第２項により市長が委嘱または任命を行います。協議会の開催につきましては、８月以降３回の開催を予定しているところです。
計画策定に当たりましては、策定業務を委託し、現状把握作業、構造の分析、課題整理や現行計画における取組や成果の振り返り、人口推計・人口ビジョンの策定、基本構想、基本計画の策定・指標設定など取組を進めてまいります。
総合振興計画、地方創生総合戦略は市が主体的に進めるべき重要な計画です。その策定に当たりましては、市民の皆様の意見や関係者との協力、計画策定の委託事業者の知見等も生かしながら、総合振興計画及び総合戦略を一体的に策定することで、より連動性の高い計画を策定し、誰もが住みたいと思えるまちづくりを目指して進めてまいりたいと考えております。
○６番立石幸徳議員　大体のスケジュールも説明をいただいたんですけどね。
私はこれまでの本市の振興計画の策定の進め方ですね、かなり問題といいましょうか、足りない部分があったんじゃないかと考えているんですね。
まず、今課長説明のあった８月からの本市の総合振興計画を策定する総合開発協議会ですね、この協議会は規則で定めているんですね。
課長説明では、先ほど言いましたように、本市の附属機関として、これ地方自治法の関係から出されている附属機関として総合開発協議会をまず条例で定めているわけですけどね。総合開発協議会そのものは規則での定めなんですよ。
ここはね、この本市の総合振興計画が私は非常に軽いものになってきていると思うんですよ。当然、規則で規定するのは市長が市長裁量で決めますからね。私はこれは条例で定めるべきだと。条例で規定するということは、当然、議会議決を伴うわけです。
なぜ条例で定めるべきであるかというのは、これからずっと関係のお尋ねをしていきますが、まず、市長が言われた、市民に分かりやすい計画にすると。これは施政方針にも書いてありますよ。しかし、市民に分かりやすい計画を公表しなければならないという規定は全然ないんですよ。それは当然、皆さん方は公表をするもんだと思っているかもしれませんが、公表をしなければならないという規定はどこにもない。
さらに最後に言いますけど、本年度この総合計画で全国自治体が審査対象になるマニフェストの大賞をいただいた島根県松江市の総合計画、これは３年前ですね、2020年に島根県松江市は総合計画をつくっていますよ。その後、松江市のこの総合計画の条例では、総合計画の実施状況、進捗状況も公表するという条例規定になっております。ですから、総合計画がどのように進んでいるかということを市民にこれは公表をするという条例規定になっているんですよ。
本市の場合は、ただその附属機関として条例で定めているだけですよ。しかも、議会が議決す

る条例として、総合計画の策定並びに変更・廃止は議会議決を伴う。総合計画についてはたったのこれ１行ですよ。こういった取組でね、果たして市民が本当に、さっきから言う市民主体になった計画になるのか。後でも触れますけど、まずこの総合開発協議会を条例規定にする。８月からのスタートですからまだ十分間に合いますよ。見解をお尋ねいたします。

○日渡輝明企画調整課長　地方自治体の多くが総合計画を策定し、これに基づいて行政運営を行っております。

改正前の地方自治法第２条第４項において、最上位に位置され総合計画の基本部分である基本構想については、議会の議決を経て定めることが義務づけられておりました。

国の地域主権改革の下、平成23年５月２日に地方自治法の一部を改正する法律が公布、同年８月１日に施行され、基本構想の法的な策定義務がなくなりました。これにより策定及び議会の議決を経るか否かは、市の独自の判断に委ねられることとなったところです。

しかしながら、公布と同日の平成23年５月２日に総務大臣から、引き続き個々の自治体の判断で、地方議会の議決を経て基本構想の策定が可能である旨の通知が出されているところです。

枕崎市総合開発協議会は、枕崎市附属機関に関する条例に基づき設置されており、その組織及び運営に関する必要な事項は規則に定められているところです。

また、枕崎市議会の議決すべき事件を定める条例第２条に、議会の議決すべき事件は、市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更または廃止に関することとすると定められております。

本市では、総合計画の名称を枕崎市総合振興計画としており、10年間を期間とする基本構想と５年を期間とする前期基本計画及び後期基本計画で構成されております。

現在の計画である第６次枕崎市総合振興計画基本構想の策定の際は、議会の議決を経て策定をしているところです。

令和７年度に策定作業が本格化する第７次総合振興計画については、基本構想の策定となることから、枕崎市議会の議決すべき事件を定める条例に基づき、議会の議決を求めることになります。

枕崎市総合開発協議会については、先ほども答弁をいたしましたが、枕崎市附属機関に関する条例に基づき設置される附属機関であり、その組織及び運営に関する必要な事項は規則に定められているところです。さらに枕崎市議会の議決すべき事件を定める条例第２条に、議会の議決すべき事件が定められておりますので、総合振興計画策定に係る条例・規則での整理はされているものと考えております。

質問者からございましたように、本市の枕崎市総合開発協議会につきましては規則で定めており、現行の規則でも他の自治体と同様の成果を上げることができると考えておりますが、枕崎市総合開発協議会に関する事項については、条例で規定をするよう検討を進めてまいります。

先ほども申し上げましたように、枕崎市総合開発協議会につきましては、８月以降を予定しておりますので、その設置に向けて準備を進めてまいります。

○６番立石幸徳議員　前段の説明は、十分理解した上でもうお尋ねしているわけですから、その説明のですね、繰り返し簡潔な答弁をしてもらわないと、時間も消化していきますから、その辺はきちっと配慮していただきたいと思います。

今、課長答弁があったように検討をするという前向きの答弁をいただきました。これは私後でも言いますけどね、極めて大事な部分ですよ。それは地方創生との関係上また申しますけどね。本市の総合振興計画がですね、本当に市民が我が町の計画なんだと、一番大事な計画なんだと、周知も含め分かっているかと言ったら、私は非常に全然その辺が欠けているから、条例規定をすべきだと。

それから自治法の改正も言いましたけどね。この松江市の条例なんか平成27年にできている

んですよ。総務省が法律条項から消した以後にできた条例ですがね。その辺も含めてですね、３番目の質問に入りますけど、今回、地方創生の総合戦略と一緒にこの振興計画、同時策定をする。これは施政方針にも当然書いてございますし、もう昨年からの市議会の委員会の説明の中でもそういう取組方向は伺っております。

私は地方創生の総合戦略と同時策定をすることで、何がいい効果・成果が出るのかまだよく分からないんですが、当局においては、こういった取組をすることがすごくいい結果が出ると、どういうことから判断されているのかお尋ねをいたします。

○日渡輝明企画調整課長　地方創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づいて策定され、地方自治体が地域の実情に応じた総合戦略を策定し、地域の特性を生かした施策を実施することを目的としております。

本市の第２期枕崎市地方創生総合戦略の計画期間は、国の第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略に合わせ、令和２年度から令和６年度までの５か年として、枕崎市人口ビジョンに提示する本市の人口に関する将来的なあるべき姿を踏まえ、地方創生の実現に向けた取組をまとめたものとなっております。各分野におけるまちづくりを進めるための基盤を整える点において、行政運営の基本的な指針である総合振興計画と整合性を保ち、一体的な施策の展開を目指すことは大変重要となります。

ただいま申し上げた内容を踏まえ、昨年８月の総合戦略審議会において、総合戦略の計画期間を１年延長することについて承認いただいたところです。

総合振興計画は、地域の総合的な振興・発展を目指して、地域の特性やニーズに応じた施策を総合的かつ計画的に実施する指針であり、そのことを実現するための地方創生総合戦略と密接に関係しており、地域の発展を目指す点で共通しております。このため、総合振興計画と地方創生総合戦略を連動させることで、体系的にも市民に分かりやすいものとなり、計画内容の整合性が確保され、地域の特性やニーズに応じた効果的な施策が実施されやすくなると考えております。

地方創生総合戦略の策定と実施に当たりましては、自治体には政策形成能力、協働力、学習力、高度な専門力、コミュニケーション能力が求められますが、地域の特性を生かした施策を実施することで、地方創生の効果が最大化されることが期待されます。

これらの相乗効果により、枕崎市の地方創生総合戦略と総合振興計画は、地域の発展と持続可能なまちづくりを効果的に推進することが可能になると考えております。

○６番立石幸徳議員　再度のお願いですけど、簡潔な説明を要望しておきますが、まず、地方創生の関係でですね、私は昨年も一般質問をさせていただきました。地方創生10か年の国の取組がですね、国自体が、これははっきり言って失敗だったと。東京人口の一極集中も解消できなかった、地方も再生できなかったと国自体がもう認めているわけですよ。

それは答えは簡単なんです。簡単という言い方は非常に暴言になるかもしれませんが、年改まってですね、石破内閣ということで、また石破総理自身がこの地方創生っていうのをまた強く強調して内閣が打ち出してきている中で、いろいろな有識者の方が、なぜ過去10年の地方創生は失敗だったのか、いろんな形で発表といいましょうか、論評をしておりますが、もう簡単に言うと、地域自身で考えるということはほとんどなかった。これは平均的な話ですからね。一、二の自治体では特例があったにしても、全体的に地方創生というものを地域住民が主体になって考えていないから。国が地方創生をしなさいと言われてやっただけのことで、地方自治体は我が事として捉えていないわけですよ。ですから私は、これは私の独断でも何でもありません。元鳥取県知事の片山さん論評、地域の主体性向上が不可欠と。

つまり、地方創生の戦略をつくるのも、地域住民が中心になってつくらないことには、効果は出ませんよ、成果は出ませんよと見事に言っているわけです。特に第１期の地方創生総合戦略はですね、その戦略、日本全国で８割の自治体、80％ですよ、コンサルタントに全部委託してい

るんですよ、戦略をつくるのを。第２期も幾らかは減ったけれども、人任せでつくった戦略が、その地域に効果が出るはずがないんですよ。

ですから、今度我が市は市の総合振興計画と連動をして、地方創生総合戦略を立てるということだから私は期待しているんですよ。そういう意味でですね、是非しっかりとした住民主体の計画というものをまず、大前提に置いてほしいと思います。

そこでですね、この地方創生というものも、これはっきり申し上げてさっき言ったように、国がそうしなさいと言ったような地方創生ですからね。内閣が変われば、いつ何どきトーンダウンするか分からないわけです。そりゃあ、まち・ひと・しごとのね、法律が継続される以上は、地方創生というものは法律の下に続くでしょうけれども、内閣が変わったら、地方創生なんかというのはもう何だったんだろうという話になりかねないですよ。その辺の認識もしっかりやっていただきたい。

それからですね、この市民アンケートの中でも非常に私は大事な設問が幾つかあると思うんですが、今回の市民アンケートの中で、設問の７でですね、枕崎市では、将来都市像を「活力ある地場産業に支えられ、人間味あふれる安らぎと潤いのある枕崎市」と定めているけれども、この将来像はどの程度実現していると感じるか、という設問がございました。私は非常にいい設問だと思って、後もってアンケート結果を非常に期待しているんですが、並びにこの問いの10においてですね、枕崎市はこれからどのようなまちを目指していけばよいと思いますか、この２つの設問においてですね、市民の意向を全体集約するようなことになろうかと思うんですが、極めて大事な設問でありますのでね、私は市長自身にまずこれからの本市のあるべき姿においてですよ、切望される、これだけはという切望されることは何であると考えているのか、市長自身にお尋ねをしておきます。

○前田祝成市長　ただいま議員のほうから、今回の総合振興計画に対する期待、そして同時に総合戦略を連動させることによる期待というのを感じることができたところです。

地方創生の10年間の評価という部分についてはですね、おおむね私も同じような考えでございますが、私就任した後に地方創生総合戦略の第２期の戦略を当然、関与してつくったわけなんですけれども、そこについて、国から言われたことをそのままやるという意識は全くなく、枕崎市独自として地方創生総合戦略を立てていこうということで、組み立てたものが、現在の地方創生総合戦略第２期だというふうに思います。

それが、実際どれぐらいの成果を出しているかという評価については、厳しく見ないといけないというふうには私自身も感じているところでございます。

実際、人口減少がなかなか止められていない、そして、東京への人口流出が止められていないという状況については、私も同じような反省といいますか、現状認識を持っているところでございます。

新年度以降、新たに第３期の総合戦略であり、大変本市にとって大事な最上位計画である第７次の総合振興計画をつくっていくわけですけれども、どういう姿、あるべき姿を切望されるかということなんですが、基本的には、私の目指すべき計画の使命としては、やはり市民御一人御一人、先ほど議員のほうからも、市民主体の計画にすべきだというお話がございましたが、市民御一人御一人の暮らしが豊かになる、しかも物心両面で、市民の豊かな暮らしが実現すること、これが究極の、市としての取組の一番重要なポイントだというふうに考えております。

それを実現するための戦略が、地方創生総合戦略に示される、そのことが、やはり先ほどから申し上げておりますが、同時策定における期待される相乗効果、シナジーではないかなというふうに考えております。

ですので、物心両面で市民の暮らしが豊かになるということは、市民の安全安心が守られ、市民の所得が上がり、市民生活が安定すること、社会生活が安定すること、すなわち市としても、

強靭な社会インフラであるとか経済の活性、あるいは社会の安定を目指すことが最も重要だというふうに考えているところです。

さらには地方創生の目的として、これまでのように少子化を止めること、あるいは人口減少を抑えることだけを掲げるのではなくて、市民生活の安定と豊かさを目的として、様々今申し上げたような強靭化であるとか、豊かさであるとかというところを実現するっていうことが大事で、その結果として、選ばれる町になる、人が出ていかない、人が戻ってくる、そういう選ばれる町に成長することが必要であると思いますし、本市のあるべき姿だというふうに思います。１年かけて具体的な戦略も立てていきます。

そして、一番大事なビジョンですね。５年、10年のビジョンをつくっていきますので、今議員からもございましたように、住民主体の計画になるように努力していければと思います。

○６番立石幸徳議員　市長が最後に言われたですね、いわゆるビジョン、このビジョンが市民共通のビジョンというものになっているのか、ここの検証というのは、私は非常に大事だと思うんですよ。何事を取り組むに当たっても、まず目標達成をするためには、そのための問題意識といいましょうか、ビジョンに向かう課題、問題意識を共通認識にしていただいて、その共通認識を危機意識まで高めることで物事っていうのは目標が達成されると思うんですね。

そういった中で本市のこの総合振興計画のビジョン、将来都市像、これが過去６回の都市像をですね、私全部ここに資料を持ってきていますが、ちょっと早口で読み上げますと、１回目が「人間性豊かな活力みなぎる枕崎市」、２回目が「創意と活力に満ちた人間性豊かな枕崎市」、３回目が「健康で心豊かな活力みなぎる枕崎市」、５回目が「人と物が豊かに交流し、協働で築く活力創造都市」、第６次が、さっきも言った「活力ある地場産業に支えられ、人情味あふれる安らぎと潤いのある枕崎市」。

まず、この過去の都市像に全て共通する言葉、活力っていうのが出てきます。その次に豊かなっていうのが４回使われているんですよ。あと人間性。ただこの60年経った将来像で、活力っていうのは極めて私は大事だと思うんですけど、果たして実態が、使えば使うほど活力が満ちあふれてきているのか、残念ながらそうとは言えない。

それは執行部の皆さんにその責任を押しつける気はないです。市民全体が、この枕崎が目指す都市像というのをしっかりと見定めていない。見定めていないということは、そのための執行側の周知方に対する努力も、あるいはその市民自体がさっきから言うように、この都市像を一緒になってつくっていないから、全然、60年間叫んでも、活力というのに満ちあふれてきてないですよ。

そこで具体的に、先ほどから紹介した島根県松江市、なぜ本年度のマニフェスト対象か、それは毎年度ですね、各基本政策あるいは主要政策にＫＰＩ、これは地方創生のときにも出たようにＫＰＩというのはいわゆる重要業績評価指標ですね、目標値。

例えば雇用を今年は30人増やします、50人増やしますというしっかりした数値を出して、目標に向かって毎年度取り組んでいるその結果がどう出たか、それを松江市では、この総合計画にちゃんとＫＰＩ目標値を書いてございます。

そして、１年ごとに今年はどうだったと、その進捗状況を市民の皆さんにですよ、公表するようにしているんです。このことが非常に、このマニフェスト大賞の審査委員長は元三重県知事の北川さんですね。北川さんで大賞を与えたわけですよ。

ですから、本市がこれから策定しようとするこの総合振興計画、あるいは地方創生もそうですけどね、この主要基本政策ごと、あるいは主要政策ごとにＫＰＩ値を掲げて、１年ごと、毎年度それがどういうふうに進んでいるか市民に公表する、そういうことについてどういうふうにお考えか、お尋ねしておきます。

○日渡輝明企画調整課長　総合振興計画におきましては、市の総合的な計画をビジョンとして示

すもので、長期的な展望を表したものでございますので、毎年評価するものではないというふうに思っております。そのようなことからも、具体的な重要業績評価指標はなじまないと考えております。また、総合振興計画の見直しについては、これまでどおり10年の計画の中間年で行うことを基本として進めてまいります。

一方、地方創生総合戦略では、総合振興計画のビジョン達成に向けて、地方創生という視点で具体的な戦略を施策として実行するものであり、課題解決のための個別計画が策定されます。その進捗や効果を測定するために重要業績評価指標が設定され、数値的な業績評価を行うことが必要となりますので、毎年公表することは有効であると思っております。

このことにより、地方創生総合戦略の効果を定量的に評価し、課題解決に向けた取組の改善や見直しが可能になると考えております。

第７次枕崎市総合振興計画及び第３期枕崎市地方創生総合戦略の計画策定に向けて、今年度実施した市民アンケートの評価や分析を行うとともに、新年度予定される市民ワークショップ、枕崎市総合開発協議会における多くの御意見を賜りながら、市民が魅力を感じる将来の都市像を構想し作業を進めてまいりたいと考えております。

○６番立石幸徳議員　前段部分の、総合振興計画にＫＰＩ値がなじまないという実におかしな答弁ですけどね。ここに松江市の総合計画ともう一つ別冊の資料でね、ここに松江市は総合計画に基づいて、主要政策は全てＫＰＩ値を設定しているんです。もうこれ時間がありませんのでね、具体的に二、三の例だけ言いますけどね。

ＩＴの従事者数あるいは雇用の確保、観光の入込客数、全て地方創生にも重なりますけど、総合振興計画の下にこういったＫＰＩ値を設定しているんですよ。それはもう時間がありませんので、今後検討していただきたいと思います。

それで、なぜこのようなＫＰＩ値を設定し、あるいは実績を問うかというと、これまでも我が市でも、地方創生の戦略でもね、いろんな計画が出てきたんです。私はその計画の発想自体は非常にすばらしいものがたくさんあったと。しかし、あまり具体的に言うと支障がありますけど、その発想の下に出した計画で、あの計画はどうなったんだという計画がもう幾つもありますよ。市民から我々議員に聞かれる。ああして広報紙にも載りました、あるいはいろいろ公約も出されました、あの計画はどうなったんですかと言ったとき、議員は答えられない。どうなったかというのは、執行部がまず議会に説明してないから答えようがないんですよ。だからこういうＫＰＩ値をしっかりと定めて、毎年度公表するということは極めて大事だと思いますので、検討していただきたいと思います。

○前田祝成市長　今、企画調整課長のほうから答弁がございましたが、私自身もですね、総合振興計画に関しましては、先ほどビジョンということで共有できたというふうに思っておりますが、本市のですね、あるべき姿を示すビジョン、基本的には総合振興計画はそういうものであるべきだというふうに思います。

そのビジョンに沿った形での戦略というのは、ストラテジーが決まるわけで、そこについてはですね、ＫＰＩ、まさにパフォーマンスを評価しながら１年１年数値評価していくということは非常に重要だと思います。

ただ、ビジョンについてはですね、やはり先ほどから議員がおっしゃられますように、やっぱり市民にしっかりと届くということは非常に重要だと思いますし、それを１年、２年で切り替えていく、変えていくっていうことではなくて、10年のスパン、その中で５年、半期で評価していくっていうような、そういうロングスパンで考えるべきではないかなと思っております。

そこについてはまた新年度、協議会の中でもですね、皆さんにも意見を聞きながら、設定していければなというふうに思っているところです。

なので、課長の答弁でありましたが、総合振興計画にＫＰＩっていうのは、なかなか似つかわ

しくないというか、ふさわしくないのではないかという部分についてはですね、もう一回庁内でも議論をしたいと思いますし、そのあたりは、しっかりと考えていきたいと思いますが、私自身も、今の課長の答弁と同じ考えで今おりますので、そのあたりは十分協議をしていきたいと思います。

それと、なかなか市民の方々が、計画自体を分かっていないっていうお話がありましたが、市民生活っていうのはやはり御一人御一人の、やはり暮らしがあって、生活があってですね、なかなか市がどう考えているから私はこうするんだということではなくて、やはり一人一人の暮らしっていうのがあって、そこに努力されているんだと思います。

やっぱりそこを、我々もしっかり見ていきながら、市としてのビジョンと御一人御一人の生活のところっていうのは、やはりそこはマッチすれば一番いいんでしょうけれども、なかなかやっぱり御一人御一人のいろんな事情とか暮らしがあるわけなので、そのあたりは、広い目でといいますか、しっかりと俯瞰しながら、各産業であるとか、各企業であるとか、各個人であるとかっていうところは、暮らしを見ていく、そういう事業の状況を見ていくっていう何かそういうところを、なかなか簡単に市が考える計画との整合性を取っていくっていうのは、難しい部分もあろうかと思いますので、そこは広い視野で見ていければなというふうに思います。

いずれにしても、本当に新年度は大事な１年になろうかと思いますので、また議会の皆様方のいろんな御指導も仰ぎながら、計画をしっかりとつくってまいりたいと思います。

○６番立石幸徳議員　大分時間を消化しましたのでね、残りの質問をちょっと２つまとめて質問はいたしますが。

まず、下水道管などの老朽化、これに関して１月末に埼玉県で道路陥没という事態が発生しまして、いまだに陥没した下水道管に落ちた車、運転手、どうなっているのか分からない状況があるわけですね。私これ埼玉県で起きたからっていうことじゃなくて、本市下水道事業がですね、ちょうど昭和59年に供用開始をして、本市の下水道事業もいろんな下水道管をはじめ、いわゆる耐用年数の50年に近づいていると。

下水道管の場合は、一般的にはコンクリートは50年耐用だけど、下水道管はちょっと10年早めて40年が耐用年数と。しかも、近年のこの地球温暖化の暑さにより、下水道管の中の下水がですね、非常にこれまでと違って高温になって、そして下水道管を腐食する、いわゆる硫化水素というんですか、これが発生をしやすいと。そういうことからして、この埼玉も下水道管の損傷により道路陥没、本市も当然、その耐用年数からいくとですね、我が市の下水道管はどうなっているんだと。市民の皆さんに安心していただくためにもですよ、これはどういうふうなチェックをやっていると、市民の皆さんにしっかりとチェック体制を説明をいただきたいと思います。

それから三島村とのフェリーの関係で、これも本年の１月19日に三島村硫黄島で山火事が発生しました。そして、なんと山火事が終わるまでですよ、６日間かかっているんですよ、６日間。そして消火活動が終わった、これは１月27日の臨時会でも市長から説明もあったんですけどね。そして、消火活動にいわゆる三島村との近隣の自治体、特に南薩地区、鹿児島市もそうですけど、消防隊が協力した。

この事故をですね、考えるとき私は、仮定の話はあまりしたくないんですが、本市と三島村とのフェリー航路が実現といいましょうか、フェリー航路、海上交通がきちっと整っておれば、まだ早い段階でこの山火事の消火ができたんじゃないかと思うんですね。

これは市長に聞きたいんですが、市長自身が今度の施政方針でも、御自身の出身大学である駒澤大学の首長との災害協定、あるいは南あわじ市との災害協定にも取り組むと言われています。しかし、海を隔ててはいるけれども、お隣の自治体ですよ。お隣の自治体の山火事に、いち早くといいましょうか、相互支援協定の下に足を運んで、そういったお隣の自治体の災害対策に支援・救援の手を差し伸べる。

そういう面から、この三島フェリーをどういうふうに捉えているのか、ちょっと２つに渡りましたけど、再質問を予定していますので、下水道のほうからお答えいただきたいと思います。

○上園秀人水道課長　質問者からございましたように、本年１月28日に埼玉県において下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没が起き、トラック１台が巻き込まれるとともに、約120万人に下水道の使用自粛が求められるなど大きな影響となっているところです。

本市の公共下水道事業は、昭和48年から基礎調査並びに基本計画に着手し、昭和59年３月に供用を開始しているところです。下水道管の布設は、それより先、昭和52年度から整備を始め、平成30年度で435ヘクタールの計画区域全てが完了しております。口径は200ミリから800ミリ、幹線での最大深さは７メートルで、埼玉県の流域下水道管と比較しますと規模の小さなものとなっているところです。

令和５年度末では、汚水管路の総延長約10万6,500メートルのうち、標準耐用年数が下水道の場合は50年となっておりますけれども、50年を経過した管路はなく、管渠老朽化率は０％となっているところです。しかし、汚水管路のうちコンクリート製のヒューム管は、布設から30年を超えると硫化水素等による腐食で劣化が始まる可能性があると言われております。本市のコンクリート製ヒューム管延長の１万4,976メートルのうち、約１万3,200メートルが管路の対象となります。また、10年後には１万4,400メートル、20年後には全てのヒューム管が30年を超える管路となる見通しです。

下水道管路は、管路の老朽化によって管の破損や腐食による強度の低下、侵入水やたるみ等による流下能力の低下が発生し、これらに起因する道路陥没や管閉塞など、事故の発生リスクが増していくことになります。本市では、これまでに下水道管路の損傷が原因となった陥没はなく、重大な事故は経験しておりませんけれども、そうならないよう、定期的な清掃や点検、老朽化対策として、国の補助金を活用した管渠やマンホールの更生工事や蓋更新工事、単独事業によるマンホール蓋の取替えを年次的に進め、未然の防止に努めているところです。

下水道管は、毎月範囲を決めて業務委託で清掃・点検を行っておりますけれども、汚水の濃度が高く油分の付着が多い管路は毎年１回、その他の管路は数年に１回のペースで行っております。

改築や修繕の実績では、令和元年度以降に補助事業と単独事業で管きょ更生工事138.5メートル、マンホール更正工事16か所、マンホール蓋更新97枚を実施し、事業費１億1,177万円を使って整備をしているところでございます。

硫化水素が下水に与える影響ですけれども、先ほど質問者が言われたとおり、汚水から発生した硫化水素によってコンクリートを腐食してしまうということがあります。

本市では、水産加工場の排水など、汚水の濃度が高く、油分が付着する管路については、毎年１回の清掃を行うとともに、広報等を通じ、家庭の排水口の詰まり防止や管路の施設寿命を延ばすために、下水道に生ごみや油類を流さないように、正しく利用していただきますよう広報しているところでございます。

○前田祝成市長　議員のほうから、三島村の先般の火災等の災害に対しましての相互応援的な、我々として、近隣の自治体としてどう取り組むべきかという御質問がまずありましたが、そこについては、鹿児島県の県内43市町村で締結してございます災害時相互応援協定、これに沿って、当然、応援をしていくということになろうかと思いますし、今回につきましては、消防に当然、応援依頼がございましたので、積極的に我々としてできる応援をするということで、今回の場合は、鹿児島のほうから、消防の車両がフェリーで渡ったということになってございます。そういうような状況でございました。おっしゃられるように、枕崎から直接のルートがあれば、当然、鹿児島から行くよりも早く行くのだろうというふうに思います。

もう一つ、フェリーの就航についての御質問があったんですが、これにつきましては、12月議会のですね、委員会のほうで答弁させていただいているところでございますが、フェリーみし

まの枕崎寄港につきましては、委員会の中でも答弁しましたとおりですね、今、離岸堤の利用状況を考えたときにですね、なかなかすぐにという状況ではないということは御理解いただきたいと思います。

東側海岸のほうで離岸堤の工事の作業ヤードになっているということもあって、さらには、事業者が当然事業を進められている状況の中で、なかなかすぐにというわけにはいかないということで、我々としては、令和８年度まで予定されております離岸堤工事を早急に終わらせるということが最優先課題だというふうに考えてございます。

委員会のときの答弁の繰り返しになりますが、特定第３種漁港として活用されているこの枕崎漁港、将来的には、やはり港湾的な機能を持たせることによって、港としての最大活用ができるんだというふうに思っております。ですので、その中で当然、旅客であるとか、観光というところも可能性として出てきます。

フェリーみしまについては、ただ、今申し上げましたように、いろんな関係者の状況等もございますので、判断する時期という部分については、私が最適なタイミングで最終的な意思決定をするということになろうかと思います。

現在としては、今の東側岸壁の利用状況等を見て、今すぐに判断するというところは、そのタイミングではないというふうに考えているところでございます。

○永野慶一郎議長　以上で、立石幸徳議員の一般質問を終わります。

ここで午後１時10分まで休憩いたします。

午前11時45分　休憩

午後１時10分　再開

○永野慶一郎議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

［禰占通男議員　登壇］

○９番禰占通男議員　昼一番になりました。よろしくお願いいたします。

鹿児島空港が開設して50年、我が町、枕崎発着直行空港バスは35年の幕を閉じようとしている。寂しさを感じるのは私だけなのか。廃止前に効果の検証を示すべきではないのか。

令和７年度当初予算では、総合振興計画策定業務委託予算が計上されている。しかし、第５次、第６次の振興計画においては、空港バスについては触れられてはいない。

施政方針では、産業競争力の向上と述べてはいますが、人的交流こそが物的交流より重要であることは自明なことであります。

令和７年５月１日より、枕崎全域が指定区域となる盛土規制法は、令和３年の熱海市で発生した土石流被害の拡大要因とされることで、法改正により指定区域では、宅地・農地・森林など用途を問わず許可制となり、罰則が強化されるとのことである。

鹿児島市は先行して、令和５年度規制区域指定に向けた基礎調査のための5,288万円を計上し、実施済みであります。

我が町はこれから、気になるのは、過去の不法になされた物件、また、適法になされた案件でも人命に係る物件はどうなるのか。

公共サービスの質の向上について、地方行政サービス改革の推進に関する留意事項では、平成27年８月28日付総務大臣通知により、各地方公共団体においては、複数の団体が連携して積極的に地方行政サービス改革の推進に努めることと。

自治体のフロントヤード改革の推進・横展開については、地域のＤＸの推進と誰一人取り残されないデジタル社会の実現は、今国会でも議題になり、自治体フロントヤード改革については、令和５年度、６年度の補正予算において実施しているとのことでありますが、本市の場合は、組織の改編とのことであり、近隣市との差は縮まりそうにない。

質問してまいります。空港バスの廃止について。

運転手不足により廃止とのことだが、詳細な経緯はどうであったのか、質問いたします。よろしくお願いいたします。

［前田祝成市長　登壇］

○前田祝成市長　本市から南さつま市、日置市を経由し鹿児島空港までの間を運行しております空港連絡バスは、平成18年11月８日から枕崎市、日置市及び南さつま市の３市が事業主体となり、廃止路線代替バスとして、鹿児島交通株式会社へ運行委託をする形態により運営されてまいりました。

この路線は、地域交通ネットワークとして地域住民や観光及び産業の振興において重要な公共交通となっていると認識しております。

赤字補填として補助金の交付やコロナ禍の利用者減少に対する対策など、これまで３市で協調して路線の維持に努めてまいりましたが、運転手不足等を理由に、本年３月31日で廃止路線代替バスとしての運行を終えることになりました。

本市としましても、空港と直接結ばれる公共交通が失われることは、多方面で影響が大きいと考えておりますが、事業者から運転手不足が深刻化しており４月以降の運行継続が難しいとの申出を受け、３市で協議の上、その運行停止もやむを得ないという判断に至ったところでございます。

詳細な経緯、鹿児島交通の運転手確保の取組等について担当課長が答弁いたします。

○日渡輝明企画調整課長　報道等で御承知のとおり、バスの運転手不足、バス路線の廃止や運休、再編等は全国的な問題となっております。

空港連絡バスにつきましては、先ほど市長からございましたように、平成18年11月８日から廃止路線代替バスとして運行してきております。当初は１日８往復16便を運行しておりましたが、コロナ禍による利用者の減少を受け、令和３年３月15日から臨時的措置として１日４往復８便が運行となり、それ以降、利用者の減少や運転手不足により１日４往復８便を正式ダイヤとして運行をしております。

空港連絡バスの枕崎バス停における乗降者数を申し上げますと、令和４年度の乗降者数は１便当たり2.0人、令和５年度の乗降者数は１便当たり2.5人、令和６年度４月から９月の乗降者数は１便当たり2.5人となっており、同路線につきましては、地方公共交通特別対策事業補助を行ってきたところでございます。

このような中、令和６年10月に運転手不足を理由に空港連絡バスを廃止したい意向が示されたところでございます。その後、11月には、10月の連絡以降に新たに退職者が出たため、令和７年４月１日から受託運行している近隣市のコミュニティーバスも含めて、営業所管内の全路線を対象に減便を行うとの連絡があったところです。

これらを踏まえまして、南さつま市、日置市、３市で協議を行い、空港連絡バスの廃止はやむを得ないとの意見で一致をいたしました。本市を含む南薩地域全体のバス路線維持のためには仕方がない判断であったと考えております。

代替措置として、鹿児島中央駅と結んでいるスーパー特急新幹線リレー号の増便を、本市と南さつま市と共同で要望していたことについて、12月23日に鹿児島市と本市を結ぶ路線のダイヤの改正案が示されました。この改正案で、スーパー特急新幹線リレー号の２往復４便の増便が確認されたため、この改正案を受け入れることとしたところです。

○９番禰占通男議員　今課長から説明がありましたように、空港バスも廃止ということで、もうやたらと全国の廃止状況が目についたりしています、私としてはですね。岡山とかそこら辺の発着も全国紙や我が町の配達の新聞にも載ってきます。そして、今、課長からいろいろ市長からも詳細な報告がありましたけど、私が一番残念なのは、枕崎行きというバス停の標識です。

日本本土の最南端ではないけど、南の端のそこへ行く空港バス、普通の路線バスならそう関係ないだろうけど、本当にリピーターそういう方々に宣伝する部分には私は広告料も要らない、本当にいいものだとずっと思っていたし、空港に降りてバスに乗るときはいつも懐かしさを感じていたところです。

それで時間の制約もありますけど、本当に交通事業者から提案をされたということで、物分かりがあまり良すぎるんじゃないかと。少しは今、７年度予算で野党と与党がいろいろ言い争っているみたいに、ちょっと方言で言えばごねる、抵抗してもよかったんじゃないかと。そして、今、ダイヤ改正で、本当に枕崎のリレー特急が増便ということで納得したと。それも致し方ないと思いますけど、次の質問で、残りはまた質問していきたいと思います。

それで、代替案の新幹線リレー号については、十分と考えているのかということで質問してまいります。

○日渡輝明企画調整課長　鹿児島空港線の廃止に伴い、４月１日以降、枕崎から鹿児島空港へのバスでの移動は、新幹線リレー号や川辺・鹿児島線を利用して鹿児島市街地に向かい、鹿児島中央駅などで空港連絡バスに乗り継ぐことになります。

空港連絡バス廃止の代替措置としましては、南さつま市を経由し中央駅へ直接向かうスーパー特急新幹線リレー号２往復４便が増便されることとなっており、枕崎市から鹿児島市内へアクセスする便がこれまで７往復14便となっておりますが、９往復18便の運行ダイヤが設定されることになります。

本市から鹿児島中央駅までの所要時間は、普通バスで１時間52分、特急バスで１時間31分、スーパー特急新幹線リレー号で１時間15分のダイヤ設定となっております。鹿児島中央駅前からは、鹿児島空港行きのバスが10分から15分間隔で１日62往復124便運行されており、所要時間は38分から40分となっております。

本市から鹿児島中央駅前経由で鹿児島空港までの所要時間は、乗り継ぎ時間を含めて最短で２時間10分、最長で２時間47分となります。空港連絡バスでの所要時間が１時間45分でしたので、所要時間は25分から１時間ほど長くなります。また、料金についても、鹿児島市街地から鹿児島空港を結ぶ連絡バスの運賃を４月以降、100円値上げすることも発表されており、これまでの直行バスと比較して580円高くなります。

これまでも重ねて鹿児島交通株式会社へ要望を行ってきた新幹線リレー号の増便が措置され、鹿児島市中心部や空港へのアクセス手段は確保されていると思いますが、利用の評価は今後行っていく必要がございます。さらに、中央駅を経由した空港までの移動手段でカバーできない時間帯についてはどのような施策が考えられるのか、関係自治体である南さつま市と協議を進めていきたいと考えているところでございます。

○９番禰占通男議員　今、課長から代替案をいろいろ南さつま市とも詰めているということなんですけど、この空港バスが廃止ということが新聞記事になって、その中で南さつま市在住の方がよく使うと、困ると。

そして、もう今二、三年、午前中も地域交通なり意見が出ましたけど、ライドシェア、そしてデマンド、そういういろんな方法があると思うんですよね。ただそれは費用対効果として考えた場合、運行できるのかということですよね。指宿がもうちょっと近ければ、指宿駅に行ってあそこまで行ってこっちへ帰ってくる方法もあるんだろうけど、そしてまた、鹿児島空港から出ている12経路、福岡、熊本ひっくるめてですよ。そうすると、うちがなくなって11路線になる。そしたら、後どこが尻尾切りになるのか、本当に興味津々っていうか、私の気持ちです。だけど、人口が多いところはそれなりの利用があるだろうし、だから、何で川内、阿久根が続いているのかと私は不思議なんだけど。やはり、川内の京セラ関係とか、いろいろあっちが多いからやっぱり人口も多いんだろうなと。人口はあまり変わらないんですけどね。そういう系統で残っていく

のかなあと、私の考えです。

そこで、今、課長もおっしゃられたように、今後、また何かどうするのか。一応、デジタルも発達してきて、アプリを使って予約制のそういうのを枕崎空港の飛行機じゃないけど５人か６人だったら飛びますよと、走りますよとそういった形も本当に必要かなあと。若いうちは自分の自家用車で行って帰ってくるまで空港の駐車場か民間の駐車場にお世話になってそれでもいいんだけど、免許返納どうのこうのってなる年代になると、もうちょっとね、そういうことも、飛行機に乗るわけにもいかなくなるかなと、そういうことを考えております。

今後の考えということについては私も期待しておりますので、いい進展を望んでおります。

次の質問に入ります。令和７年５月１日より規制区域を指定し、規制を開始するとのことであるが、不法危険盛土に対する周知は広報紙のみで行うのか質問いたします。

○神浦正純建設課長　御質問の宅地造成及び特定盛土等規制法、以下、盛土規制法といいます。冒頭の御説明と重複するところがございますが、盛土規制法は、令和３年７月に静岡県熱海市において盛土が崩落し、土石流災害により甚大な人的・物的被害が発生したことや、近年、全国各地で盛土による災害が発生したことを踏まえ、全国一律の基準で宅地、森林、農地などの用途にかかわらず、包括的に盛土等を規制し、危険な盛土等による災害防止を図ることを目的とし、都道府県知事等が盛土等により、人家等に被害を及ぼし得る区域を規制区域として指定し、区域内の盛土等を幅広く規制するものです。

御質問のとおり、令和７年５月１日から盛土規制法により、鹿児島県知事が、市街地や集落、その周辺などの宅地造成等工事規制区域及び地形等の条件から人家等に危害を及ぼし得る特定盛土等規制区域を、中核市である鹿児島市を除く県内全域で指定を行い、盛土規制法に基づく規制が開始されます。

規制区域の指定後に、区域内で行われる一定規模以上の盛土等については、県知事の許可が必要となり、許可基準に適合する必要があります。

本市では、盛土規制法に基づく規制について、令和６年12月号のお知らせ版と令和７年１月号の広報紙に掲載しましたが、４月に再度広報紙等において周知する予定です。

また、令和７年１月10日からは本市のホームページにより、盛土規制法に基づく運用についてと、より詳しい説明のある県のホームページへのリンクについても掲載しております。

さらに、ユーチューブの県公式チャンネルでも、盛土規制法の概要について動画で詳しく公開されているところです。

なお、盛土等に密接に関係する建設業界などには、県のほうから各団体を通じて別途周知が図られているところでございます。

○９番禰占通男議員　そうすると、この問題については、業界団体にはその周知が図られるっていうことですけど、枕崎の市民に対しては、今後、予定というのはないんですか。

○神浦正純建設課長　先ほど申し上げたとおり、市のホームページとか、広報紙等によって既にお知らせしていますし、また４月号でも再度掲載するよう予定になっております。

○９番禰占通男議員　本当に周知だけはよろしくお願いいたします。

２番目の問題ですけど、この不法危険盛土の発見後の対応について、手順はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○神浦正純建設課長　御質問の対応手順につきましては、先ほど申し上げたとおり、令和７年５月１日からの区域指定であることと、県が規制を行うことから、今後どのような行政対応をしていくのか、県の説明会等で明らかにされていくと思われますが、国が示している、不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン（案）によりますと、不法・危険盛土等を発見した場合には現状把握を行い、盛土等に緊急対応の必要があると判断された場合には、住民等への周知などの対応を行い、違法性が確認された場合には県による監督処分、危険性が確認された場合には県による

改善命令等の対象になると示されています。
　また、県の改善命令等に応じない場合には行政代執行、罰則行為に該当する場合には刑事告発の対象になると示されているところです。
○９番禰占通男議員　この２番目の問題で、私もこれを質問するというんで、心当たり１件は、私の家のすぐ上です。これは県が指定して、崖崩れの危険地域、住民は個人のものだからどうもできない。それを県の関係者に会うたびにお願いするんだけど、一番私ががっかりしたのは、指定するだけだと。そしたら今、建設課長からも答弁があったんですけど、結局避難することを優先にということに指定してあるということなんですけど、これはもう複数の方から本市の関係者からずっと聞いております。そして、うちの公民館の年間行事にもちゃんと毎年盛り込んでおります、この言葉だけは。危険区域が公民館の谷の中にあるということですね。
　それで私が思うのは、かつてこの議場でいろいろ議論もありました桜山校区の民間人による開発部分。これも１人でまた視察したと言っていいかどうか分からんけど、見に行ってまいりました。悲惨な問題です。擁壁と呼べるものではない。一番の問題は、危険擁壁と指摘されるのは、コンクリートがらを使った擁壁という国土交通省の指摘もある部分です。
　そしてもう一点、公共事業、公共物です、内鍋清掃センター。それで海岸まで何年かぶりで山を下りてきました。そうすると、内鍋の表土をかぶせたその下は延長1,000メートルぐらいあるんだけど、その３分の２が崩落して、去年の台風でですね、残骸が惨めなものです。
　これも複数の職員はもう知っていますということだったんだけど、知っていたなら、どうにか手を打ってくれと思っているところです。
　なぜあそこが重要なのかというと、皆さんは御存じだと思いますけど、かつては谷に埋めて表土をかぶせてそれで終わりでした。それは適法ということでなされていましたが、あそこはもう結局、護岸がなくなって、かつて埋めたプラスチックごみの残骸が表面に出てきております。そうすると、今言われるマイクロチップ問題、そして、最終的には公害ですよね。一度埋め込んだものが出てきて、それが人家がないから被害にならないんだけど、海洋汚染を広げるということです。
　それについては、これ今の問題で、発見後の手順。ここで聞いておきますけど、過去の不法じゃないんだけど適法なものについて、これも後で聞いていきますけど、こういったときに、今課長もおっしゃられた手順ですよね。そしたら、今私が言った部分についてはこの手順はどのように進めればいいんでしょうかね。
○神浦正純建設課長　御質問の過去の盛土等ということなんですが、繰り返しにはなりますけれども、令和７年５月１日から区域指定であること、それから県が規制を行うことから、今後どのような行政対応をしていくのかという、現在のところ、詳細についてはちょっと明らかになっていないところでございますので、今後、そういった具体的な対応というのは、今後また示されていくのではないかと考えております。
○９番禰占通男議員　そして、この盛土問題で最後の問題ですけど、過去の不法とか、今私が言ってきたその危険盛土等についての対応はどのようになるのかということで質問しますけど、調査とか過去のものですよ、今からあるものは許可を取らないとしてはならないということになるわけですから、脱法行為になって。そして、またこれを調査、いつ頃までになされる予定なのか。
　課長がおっしゃって５月１日から県のということなんだけど、そして、もしそういうのが発見とか発覚をした場合の対応ですよね、結果の公表をするのか、そこら辺までお答え願いたいと思います。
○神浦正純建設課長　現在、本市では、谷を埋めた宅地で面積が3,000平方メートル以上の谷埋め型、それから急傾斜地に盛土した宅地で、傾斜が20度以上かつ高さ５メートル以上の腹付け型の大規模盛土造成地に該当した27か所について、県が示した優先度評価に基づき、本市が優

先順位を判断して年次的に盛土の安全性を把握するための詳細な調査を実施しています。
今後、県は、この27か所以外について、既存の盛土等の分布や災害発生の危険性を調査していく予定と聞いております。
御質問の過去の盛土等につきましても、県や関係機関と連携して適切な対応に努めてまいりたいと考えています。
○９番禰占通男議員　この27か所は、本市の部分が27か所ですかね、そしたら、27か所を調査した場合は、何らかの方法で公開っていうか、報告するのかどうかのそこをお願いいたします。
○神浦正純建設課長　今、この27か所というのは、平成28年の熊本地震などにおいて、大規模な盛土造成地で滑動崩落が発生し、宅地や公共施設等に大きな被害が発生したことから、国土交通省が大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドラインに基づき、大規模盛土造成地のおおむねの位置と規模を調査し、大規模盛土造成マップの作成を行いました。これは公表されているものでございます。
本市においては、国土交通省が作成したマップに基づいて、鹿児島県が令和２年度に27か所の現地調査を行い、優先度を示した宅地カルテを作成しているところです。
○９番禰占通男議員　最後の質問です。庁内業務のデジタル化の進捗状況について伺います。
○橋口和洋企画調整課参事　本市におけるデジタル化の取組につきましては、これまでも庁内において議論を重ねてきておりますが、ＤＸに関する専門的なアドバイスやサポートの活用を図るため、本年２月18日に２名の枕崎市未来共創フェローを委嘱したところです。
また令和３年度に、デジタル技術を活用した持続可能なまちづくりに関する協定を結んでいます民間企業との連携により、デジタル技術を活用した地域課題解決に取り組むこととしており、同様に庁内業務の改革、デジタル化に取り組んでいくこととしております。
これまでもシステムの導入などにより業務の効率化を図ってきておりますが、さらなる庁内業務の改革、デジタル化による業務の効率化に取り組んでいくこととしております。
令和７年度は、国の方針に基づく自治体情報システムの標準化・共通化及びガバメントクラウドへの移行を予定しておりますので、これらの完了後に、書かない窓口申請や手数料のキャッシュレス決済化などの導入について検討を進めていくこととしております。
先行いたしまして、令和７年度は市内外から多くの方が来られる第４回枕崎国際芸術賞展を開催する南溟館において、入館される方の利便性向上のため、入館料のキャッシュレス決済化を取り組む予定としております。
○９番禰占通男議員　このデジタル化について質疑といいますか、これは私の12月議会で担当者が答弁した部分に職員のＩＴ技術等の向上とか、情報通信技術に関する各種のアドバイス事業云々と、そこに今担当者が答えられましたキャッシュレスも含まれております。
それを令和６年度の取組は、令和７年１月から３月までに実施することとしておりますという答弁が私の答弁にありましたので、再度ここを拡大して質問しているところであります。
ただ、デジタル化については、国はもう22年度から今、担当者が答えましたように、デジタルの標準化ということで、それに先駆けて国はもう先行しております。そして、県も22年度にほぼ終えて、私が次から質問することは７年度から実施するという説明資料も私も振興局に行っていたときに偶然もらいました。それで、そういうことを踏まえまして、質問していきます。
まず、この窓口のワンストップ化についてはどのような考えでいるのかについて質問いたします。
○松田勇一市民生活課長　代表的な窓口ということで、市民係の現状及び考え方をお答えいたします。
窓口のワンストップ化については、１つの窓口で手続が完結する取組で、導入することによって、転入や転出、お悔やみといった手続の際に、市民の皆様がそれぞれの係を往来する必要がな

くなり、市民の皆様の利便性が増し、満足度の向上も期待できるものと考えます。
現在、市民係の窓口では、住民票の異動、戸籍の届出、印鑑登録証明書の交付などの業務を行っておりますが、ほかの係に関連する手続については、ほとんどがその係に案内するようにしており、市民の皆様に移動していただいている現状があります。
市民係でワンストップ化がなされているものについては、住民票の異動、戸籍の届出などの手続に伴う国民健康保険の資格確認書の交付は市民係で行っており、健康課への案内は省略できております。
また、本市独自でありませんが、マイナンバーカードのマイナポータルを活用した転出の手続、パスポートの更新申請につきましては、市役所に来庁せずにオンラインで申請ができるようになっております。
○９番禰占通男議員　今伺いますと、結構見えない部分で頑張ってやっていると思われます、ほんとに。それで、私もこの一般質問の通告のときに、ふらっと納税で忙しいところ、税務課の前を通って、今度、年金係ができるあそこまで見たんですけどね、そのときも、長椅子に座ったり、待っている方も結構目につきました。
それで、一番のデジタルということでワンストップもですけど、県の取組っていうのは、業務時間の削減と、これが１番だと思います、この庁内にしてはですね。そして、あと市民に対しては負担をかけない、サービスの向上ということをうたわれております。
それで、本当にうちの庁舎は狭いですから、いろんな取組にも支障を来すと思いますけど、本来ならば、ここで各課の業務の短縮にどのぐらいつながるのかも伺っていきたいんですけど、それはまたついでがあるときってことでしょうけど。
私は一番の問題は、アナログがデジタル化になって、どういうことができるのかということですよね。一般質問についていろいろな打合せでも話したんですけど、やはり次から質問する書かない書類についても、デジタルを使うことで現場確認をしなくていい、委託工事とかいろんなそういうものも国が進めているデジタル化です。そういうことなのって、私は半分納得したんですけど、そういうのができれば、職員の負担も相当減るんじゃないかと。そしてまた、膨大な書類ですよね。本当にそれをデジタル化できたら、保存も有効にできるのかなあと、そういうことを考えております。
それで、次の質問に移りますけど、そういった中で、行政としてはどういうことを進めるのか、現場について、またその業務についての後の資料の保存、そこら辺まで分かっている範囲で答えてもらえればいいかなと思います。
書かない窓口業務について、これも本当に県のほうもこれを４つぐらい推奨して、次から、全部県も一緒に７年度からやるということです。それで、書かない窓口業務についての考えはないのか。また、総合窓口についての考えはどのような考えを持っているのかについて質問いたします。
○橋口和洋企画調整課参事　書かない窓口などの取組につきましては、先ほど述べたとおり、枕崎市未来共創フェローとして委嘱しましたＤＸアドバイザーからの専門的なアドバイスやサポートも参考にしながら検討を進めてまいりますが、現在は自治体情報システムの標準化等の作業で、全国的にベンダーやシステムエンジニアの業務が逼迫しており対応が難しい状況もあることから、これらの標準化等の移行完了後に早急に取組が進められるように努めてまいります。
また、総合窓口の取組についてですが、ワンストップ窓口には、窓口を一本化して市民は動くことなく職員が入れ替わり対応する方法や、１人の職員が最初から最後まで全て対応する方法など幾つかのタイプがあります。１人の職員が最初から最後まで全てを対応する方法の窓口が総合窓口と言えると考えます。
質問者からもありましたとおり、現段階では庁舎のスペース的問題や人的問題など、ワンスト

ップ窓口設置には課題が多いところです。
　今後、枕崎市未来共創フェローとして委嘱しましたＤＸアドバイザーからの専門的なアドバイスやサポートなども活用しながら、ワンストップ窓口の取組について研究してまいりたいと思います。
○９番禰占通男議員　この証明書発行について今、市民生活課の課長からもありましたけど、うちでもホームページを開くとですね、質問に入る前に、この枕崎市創業支援ネットワークのワンストップ窓口とか、ひとり親家庭等のワンストップとか、母子保健事業についての健康センターでワンストップとか、空き家情報のワンストップ、男女共同参画のワンストップといろいろホームページでは載ってくるんですよ。これ現実として今、うまくいっているんですか、どうなんでしょうか、それは分かりませんか。
○日渡輝明企画調整課長　今、質問者からございましたワンストップ関係につきましては、各課が実施している、例えばマイナンバーカード等を活用したワンストップ手続に関係するものであるかと思います。
　先ほど市民生活課長のほうからも答弁がございましたように、例えば、転出転入の手続に関して、マイナンバーカードを用いた形で、来庁することなく手続が完了できるワンストップ手続、こういったものも整備されてきているところでございます。
○９番禰占通男議員　次の質問ですけど、私は題材を最初書類なしでのということで申請して、訂正ということで、証明書発行について可能なのかと。皆さんもここは何で証明書発行についてなのか、書かない業務ということで証明書発行について、書類なしで証明書の発行ということですよ。
　これは今、デジタルに取り組む中で、うちではすぐできるのか、それともまだちょっと時間がかかるのか、その標準化を待ってからするのか、その辺っていうのはどうなんですか、証明書の発行については。
○松田勇一市民生活課長　これにつきましても、代表的な証明書発行窓口ということで、最初に市民係の現状と考え方をお答えいたします。
　市民係の窓口では、住民票の写し、戸籍謄本、印鑑登録証明書など20種類を超える証明書の交付を行っております。
　市民ホールの記載台で証明書交付申請書に記載事項を記入していただいて、窓口にて、本人が確認できるものを提示していただいて証明書を交付しております。
　書かない窓口の証明書交付につきましては、マイナンバーカードを活用して専用の端末機を市民の皆様に操作をしていただいて交付する方法や、窓口で職員が聞き取りをして交付申請書を作成し交付する方法など様々な方法があると思います。
　現在は、交付申請書の書き方が分からない、難しいと言われる市民の皆様には、窓口で書き方などを丁寧に説明を行って記入していただいておりますが、書かない窓口を導入することで、市民の皆様の記入する手間が省け、利便性は向上するものと考えます。
　導入に向けて、書かない窓口を実施している先進地を参考に、市民の皆様に、簡単で便利で利用しやすい窓口の提供を検討していきたいと思っております。
　期間につきましては、７年度に行政システムの標準化というのがありますので、これを終えてからということで、現在、庁内では協議をしているところでございます。
○９番禰占通男議員　標準化と、本当にいろいろ問題もあるみたいですけど、それについてデジタル庁も相当な支援をしていて、それで今日の新聞にもまた氏名についての漢字のつくり、もううちはへたすると20年ぐらい前に終わっているんだけど、それをまたぶり返されているという共通の文字を使うということで、その辺になると思うんですけど。
　一番の問題は、今課長がおっしゃったように、本当に何にしても申請書が違う。標準化するま

でその間でもいいけど、まず統一した申請書、名前を書くんでも１回で済ますようなもの、そしてあとは丸かチェックを入れるぐらいのものとか、今から完全なこのワンストップ総合窓口みたいなことができるまでにいろんな方法もあると思うんですけど、またちょっとそれについてはまた用意する紙とか申請書とかまたいろいろお金がかかるけど、やっぱりそこら辺も考える必要があるのかなと。

国も市民の利便性の向上という、あと職員の業務効率化ということを掲げていますので、その辺はまた検討をお願いいたします。

それで、組織の改編についても、一応、私もごねたほうですけど、やはり、市民が庁舎に来るときは相談かなんかの申請に来るわけですから、相談窓口とか待合スペースですよね、うちはもう本当に見ていて狭いと思うんですけど、狭いながらでも、この本市が十分に活動できるようにどうしたらいいのか、そこを伺っておきます。

○橋口和洋企画調整課参事　質問者が言われるとおり、本庁舎は昭和30年の建設で老朽化が進むとともに、また市民のニーズが複雑化、多様化する中で業務も増えてきており、また、情報機器の発達等による機器等も増えて手狭になっている状況です。

先ほど質問者が言われたとおり、新年度からの組織機構の改編を行いますが、そのような限られたスペースの中で、新年度からの組織機構の改編に伴う庁内の配置の変更につきましては、さきの12月議会で御説明させていただき決定した内容で、プライバシーの保護に十分配慮し、作業を進めることとしております。

○９番禰占通男議員　これで質問を終わります。

○永野慶一郎議長　以上で、禰占通男議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後２時４分　休憩

午後２時13分　再開

○永野慶一郎議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平田るり子議員。

［平田るり子議員　登壇］

○10番平田るり子議員　地域政党薩摩黒潮会、平田るり子です。通告に従いまして、大枠４点から質問させていただきます。

２月11日は建国記念日でした。国の建国をしのび、国を愛する心を養う日、日本の初代天皇の神武天皇が即位された日とされています。

日本は世界最古の国の一つであり、現存する国としてギネスに認定されている最も古い国です。ほかの最古の国々は王朝が崩壊しています。同じ名前でありながら、実際には異なる国であることがほとんどです。日本は王朝と天皇が一度も滅びることなく続いてきた唯一の国。こうして日本は2685年もの長い歴史を持つ国になりました。

今の私たちは、奇跡の１日に生きていることを誇りに思います。しかし、今その日本という国がいろいろな意味で崩壊の危機にあると言われています。その一つが、今回の今日の最初の主題である、日本の人口構造の大きな変化です。出生率が低下しているため、労働力人口が減少し、社会保障の増加が見込まれます。少子化により子供や若者人口が減少していることが経済や社会全体に影響を与え、社会の人口構造が変化し、社会全体の仕組みが崩壊しています。しかし、日本政府は少子化を解決することなく、外国人労働者の受入れを進めることで、人口構造の正常化を図ろうとしています。

また、世界の混乱によって治安のよい日本の人気が高まり、日本に移住する外国人が増えています。その状況において、日本国民のための法改正、制度改正が必要ですが、全く間に合っていません。そのため、日本国民にしわ寄せが来ている状況です。

国家の基本的な法体系である法律についても同様です。戦争に負けた敗戦国日本は、戦勝国アメリカのＧＨＱに与えられた憲法をいまだ78年間も法改正していません。そのため、今の日本構造には全く合っておらず、時代に追いついていないのです。憲法はその国の国民を守るために存在するものでなければなりません。つまり、世界情勢や国内情勢に応じて、国民を守るための憲法に変わっていくのが世界の常識です。

日本国民が生きづらくなっているのは、物価高騰ばかりではありません。人口構造の変化に制度改正が遅れていることが明らかです。この変化に対応するため、本市においては人口構造の変化をどのように受け止めておられますでしょうか。

［前田祝成市長　登壇］

○前田祝成市長　人口構造の変化への受け止めということですが、少子化が進んで生産年齢人口が減少している状況は、質問者が言われる通り、本市産業を支える若い労働力が不足している状況を生み出しており、大変厳しい状況であると認識しています。

現在の人口構造の変化の主たる要因としては、少子化が挙げられるわけですが、少子化は本市に限った問題ではなく、議員も述べられているように日本の、全国的な問題と言えます。

その問題解決のためには、私は何度も申し上げておりますが、これから子供を産み育てる若い世代の雇用を確保し、所得を増やしていく経済状況、マクロ経済全体で言えば、長年続いたデフレ経済から脱却する、そういう高圧経済、これは経済に金融、財政両面から圧力を加えて、経済を需要超過気味、需要の多い状況に運営することを言いますが、このような経済状況をつくっていくことが重要ではないかというふうに考えております。

○10番平田るり子議員　この人口構造の変化を踏まえ、枕崎市子ども・子育て支援事業計画について質問させていただきます。

国は若い世代の方の未来の展望が描けない状況や、子育てをしている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、令和５年12月にこども未来戦略を制定。こども未来戦略では、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子供を持ち、安心して子育てできる社会、子供たちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す。若者・子育て世代の所得を増やす。社会全体の構造や意識を変える。全ての子供と子育て世代をライフステージに応じて切れ目なく支援していく戦略を基本理念としています。

枕崎においては、計画の制定の趣旨として、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施する、この２つとされています。

そのための事業見込みに基づく提供体制の確保、実施時期等を定めた第２期枕崎市子ども・子育て支援事業計画を令和２年３月に制定し、教育・保育、子育て支援に関する事業の質、量をともに実施するとともに、家庭・学校・地域・職域などの社会のあらゆる場所において、ここは全ての人が、ここは市民がということですね、子ども・子育て支援について理解や協力意識を高め、それぞれが協働しながら、おのおのの役割を果たしていく、ここは枕崎市の企業と市民を指しています。そのようなまちづくりを推進ということです。

そこで、本市の現時点における子育て支援の効果をどのように評価していますか、お答えください。

○福永賢一福祉課長　枕崎市子ども・子育て支援事業計画は、計画期間における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と関係機関との連携・共有を図り、一人一人の子供が健やかに成長することができる社会の実現を図るため、各施策を展開していく行動計画であります。

したがいまして、計画策定等を担当する枕崎市子ども・子育て会議では、各施策の必要量を定めた計画に対し、どういう実績となり、対応できているかの進捗管理をしております。

今年度で終了する第２期計画では、各施策の必要量に対し、おおむね提供体制は確保できてお

り、関係機関との連携・共有も図られていると判断しているところです。
なお、全体的な効果の検証としては、子育て世帯へのアンケート調査結果での子育て環境や支援への満足度ではかることはできると考えております。
この満足度が向上するよう、新年度には、健康・こども課に子育てサポート係を新設し、母子保健、児童福祉及び子育て支援を一体的に取り組み、充実させていこうと考えているところです。
○10番平田るり子議員　国のこども未来戦略理念として、若者・子育て世代の所得を増やす。ここはどのように盛り込まれているでしょうか。
本市が直接的に所得を増やすということは難しいとはいえ、現在、給料引上げの声が高まる中で、本市が企業に対して支援を行う際に、若者や子育て世代の所得を増やすよう働きかけることはできないでしょうか。給料引上げは企業の判断に委ねられていますが、訴えることで、間接的な影響を与えることができるのではないかと考えます。給食費無償化もその一例です。手元に残すお金を増やすために、様々な間接的な施策を講ずることができます。若者や子育て世代の所得を増やす取組を子供や未来に向けた未来戦略の枠組みを超えて、ぜひ推進していただきたいと考えます。
次に、このほど第２期枕崎市子ども・子育て支援事業計画が令和６年で終了することから、国の動向や本市におけるこれまでの取組の成果と課題、市民のニーズ等を踏まえ、令和７年から令和11年を計画期間とする第３期枕崎市子ども・子育て支援事業計画が示されます。
令和７年１月に第３期計画案が出されると思いますが、第３期計画から大きく改善された点と、市民の意見アンケート調査についてお聞かせください。
○福永賢一福祉課長　現在策定中の第３期枕崎市子ども・子育て支援事業計画では、第１期及び第２期計画の理念を継承し、子供の健やかな成長・発達を市全体で支援する取組のさらなる充実を目指すこととしております。
令和５年４月にこども基本法が施行され、同年12月にはこども未来戦略が策定、こども大綱が閣議決定されたことを受け、第３期計画では、①子どもを権利の主体とし、多様な個性を尊重し、最善の利益を図ること、②子どもや子育て当事者の視点を尊重し、対話しながら進めること、③子どもや子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく、十分に支援すること、④育成環境を整えすべてのこどもが幸せに成長できるようにすること、⑤関係省庁や民間団体などとの連携を重視すること、この５つの基本的な方針を定め、こども施策を推進することとしております。
施策的な部分で申しますと、これまで実施してきた事業をはじめ、第２期計画策定のタイミングでは実施予定をしていなかったものの、第２期計画期間中に、市民の方々からの声や実態を踏まえてスタートした事業や来年度以降予定されている事業についても盛り込まれております。
それから、市民アンケートということですが、就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査と、小中学生の保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。
主な意見の内容としましては、給食費を中心とした経済的支援を求めるものが多く見受けられましたが、昨年度末に実施した商品券の配付を評価する意見も複数見られました。
○10番平田るり子議員　この第３期計画案における少子化の動向と人口についてお伺いいたします。令和７年１月に示された計画案では、令和２年の国勢調査を参考にしており、人口２万0,033人となっています。15歳未満の年少人口は2,031人で、総人口は10.1％を占めています。15歳未満の年少人口は平成12年から20年間で4.3ポイント減少しています。一方で、65歳以上の老年人口の割合は14.9ポイント増加、少子高齢化が進行しています。
出生数の動向につきましては、本市の令和４年度の出生数は73人、平成30年と比較すると33人減少しています。
国勢調査は５年ごとに実施され、今年の10月１日に行われます。翌年の令和８年に結果が発表されますので、そのため、この少子高齢化はさらに進んでいるという調査が予測されます。そ

こで、この最新の情報を教えてください。
○福永賢一福祉課長　出生数の最新の情報のことであると思いますが、福祉課で申請を受け付けている、むぞかベイビー誕生祝金の件数が住民基本台帳での出生数とイコールになるかと思いますが、令和６年の件数は65人となっております。
○10番平田るり子議員　５年前の国勢調査の動向と令和７年１月時点の枕崎の人口で計算すると、自然減が315人、出生数が61人、ここを引きますと254人になります。ここを、令和７年、今年の人口ですね、１月１日の人口１万8,898人から、先ほどの254人を引き、さらに令和７年の外国人労働者数578人を引くと、１万8,066人となります。とうとう人口１万7,000人台が見えてきました。自然減を止めることができませんので、枕崎の未来を続かせるためには、出生数を増やすしかないはずです。
枕崎の未来を続けるには出生数を増やすしかない中、現在の本市の出生率低下は明らかに分娩を取り扱える医院が減少したことが大きく影響しています。このまま出生率が低下し続ければ、子供がいなくなるおそれがあります。この結果、現在進行中のこの子育て支援計画も無用になるでしょう。
本市は、月に生まれてくる子供が僅か１人から５人です。この現状は、10年や20年後に枕崎の人口が１万人を割り込むと言われています。この時期には、主に高齢者と枕崎の基幹産業を支えている外国人労働者だけが残り、若い世代がいなくなり、子供を産む母親も消えてしまうでしょう。もちろん子供たちもいない町になってしまいます。高齢者は自然に減少していくため、枕崎の未来は皆さんが今想像したとおりの町になるかもしれません。本市は子供がいなくなることを容認しているとしか思えません。
子ども・子育て支援計画の第１期、第２期計画に分娩可能な医療機関を残すという計画はなかったのでしょうか。もし計画がなかった場合は、その理由は何かをお尋ねいたします。
○健康課長（平塚孝三）　第１期、第２期、本年度中に策定する第３期の子ども・子育て支援事業計画においても、分娩を取り扱う産婦人科の確保に関する具体的な施策の明記はないところですが、その支援事業計画の上位計画を総合振興計画として策定しておりまして、第６次枕崎市総合振興計画後期基本計画の施策の体系４－４安心して子どもを産み育てられる環境づくりの項目で、地域において安心して出産できるよう、産婦人科医の確保等、産婦人科存続への助成を継続しますというふうに掲げているところです。
○10番平田るり子議員　どのような施策をしているのか教えてください。
○健康課長（平塚孝三）　その施策の具体的な内容といたしましては、平成28年度から、市民が安心して子供を産み育てる環境を維持するために、産科医師及び助産師を確保しやすい環境整備を行うことにより、産科医療体制の安定確保を図ることを目的といたしまして、市内産科医療機関に対し支援を行ってきました。
御承知のとおり、当該産科医療機関が令和５年６月をもって分娩を取り扱わなくなったため、それ以後は、妊産婦に対する相談支援体制の安定を図るため、助産師確保に要する経費の支援を引き続き行っているところです。
市内産科医療機関が分娩を取り扱わなくなった同時期に県立薩南病院の新病院への移転に併せて産婦人科が新規開設され、南さつま市をはじめ、本市など近隣の市町村中心に、各地から里帰り分娩にも対応しているところです。
現在、鹿児島大学が実施する産科医療向上の研究や人材育成等の取組に県内各地域の産科医療体制の整備につなげるため、南さつま市、南九州市、本市の３市で支援を行っておりますが、この支援により、鹿児島大学が先進的な研究に取り組むことで産婦人科医の増加につながり、薩南病院をはじめ、県内医療機関への産婦人科医確保につながるものと考えております。
引き続き、市民が安心して子供を産み育てられる環境を守るために、産科医療体制の安定確保

を図っていきたいと考えております。

○10番平田るり子議員　出産可能な施設が一つもない市町村が1,041市町村もあると発表されました。この背景には、少子化と医師不足が大きく関与しています。分娩を取り扱わない施設でも産婦人科を残す方針があるものの、医師不足の観点から考えると、高齢化した医師の引退によって閉院が進み、産婦人科自体が消えてしまう可能性が高いという問題も確かにこれはあります。

先ほどの本市の負担金というのは具体的にはここで示されますか。

○健康課長（平塚孝三）　鹿大への支援ということで、その研究費に３市で年間2,500万円支援しております。この支援金につきましては、各市の産婦人科対応数ということで案分して計算しているところです。それと、この取組に、県の補助金、県地域医療介護総合確保基金事業補助金という補助金を329万4,000円頂いておりますので、それも控除することとしております。それと、南九州市が指宿医療センターの関係で、100万円ほど支援しておりますので、それも各市で案分するような形で計算しておりまして、本市の負担額につきましては、今年度の実績になりますけれども、352万4,115円となっているところです。

○10番平田るり子議員　施政方針にも示されていました県立薩南病院に関しては少し疑問があります。また、最近の南薩全体というこの動きが何となく引っかかるところがございますが、産婦人科医確保のための負担金については、本市に限っては、わざわざ保健医療の安定した産院体制を構築する必要はなかったのではないかと少し思います。本市の産婦人科は後継者もおられましたので、産婦人科、産院が持続できるような体制をつくるほうが妥当だったと思います。

男性にはこれは分かりづらいかと思いますが、産婦人科というのは近い医院で、なれ親しんだ信頼できる病院で出産できることが重要です。また、女性は年を重ねても、長い間お世話になる場所でございます。本市で唯一出産可能な病院も、本市がその存在を諦めたことで、今後の病院については悩んでいるとのことでした。いずれは閉院の時期が来るというお話も耳にしました。

少子化については、どこも同じだからと対策をせずに諦めていると取り返すことは困難になり、後戻りできなくなります。これが続けば、消滅可能性のある自治体が次々と消えていくことになるんです。この現実をしっかりと認識し、枕崎が消滅してしまわないように、それぞれの部署でしっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、国においてもこども家庭庁の問題の一つは、予算の確保が不十分なため、十分な支援が提供できない状況があります。このような予算不足は、子供の支援を行う上で大きな問題です。また、社会構造の変化に対応するために、本市も多額の予算が必要となりますが、少子化問題を解決し、社会構造の変化に対応するためには、本市はどのような対策を講ずるべきでしょうか。

○前田祝成市長　これまで少子化についての議員のいろいろな質問等、それと御提示等がございました。子育て支援のための予算確保という今回の問題提起だと考えますが、私は、子育て支援、それと少子化対策、これをしっかりすみ分ける必要があるというふうに感じております。

少子化対策の解決策、これは、先ほど登壇答弁の中でも申し上げまして、何度も申し上げますが、経済活性化だと考えております。若い世代の雇用を確保し、所得を増やしていくための経済活性化、ひいてはマクロ経済対策がその解決手段だと考えております。本市としては、産業競争力を高めること。若者の働く場の創出への取組、企業誘致などを通して、少子化の状況にあらがっていきたいと考えております。

結果、生まれた子供を育てていくための支援が子育て支援となりますが、この10年、先ほどの質問でも少し答えましたが、地方創生がうたわれ、地方自治体が取り組んでいる子育て支援、これについてはですね、ともすると自治体間競争を誘発し、自治体間の不毛な人口の奪い合いに発展している傾向も見られます。

多額の予算が必要という御見解のようですが、本市の子育て支援については、限られた財源の中で優先順位を決めて取り組んでいくこととしており、先ほどから健康課、福祉課からの答弁も

ございますが、そういう施策を中心に政策を進めていければというふうに考えております。

○10番平田るり子議員　この支援についてのお答えをいただきました。

私自身の質問はもう子供を増やすための政策ということで、市長に改めてお伺いいたします。

枕崎を支えるのは、市長も言われております枕崎の基幹産業です。その基幹産業を支えているのは、地元の働き手よりも多い外国人労働者の方々です。もちろん働き手がいない中、仕方のないことは認識しております。

本市の外国人労働者数は、令和６年には475人、今年の外国人労働者数は578人と１年間で103人増加しました。今後も、建設業をはじめとした様々な分野で外国人労働者の導入が進むと考えられます。

しかし、町の人口が減少し、地元の働き手が外国人に置き換わることで、様々な問題が生じてきます。例えば、建設業は町の復興を助ける重要な役割を果たしているものの、この業界が縮小することで、大規模な入札にも参加できなくなります。現に枕崎はその状況です。もし、その業界を支える行政力の力が弱まれば、建設業自体が危ぶまれるでしょう。

また、技術の継承もとても心配しているところです。少子化による労働力不足についてどのような施策を考えているのでしょうか。また、このような状況において、枕崎をどのように支えていくつもりでしょうか、お聞きいたします。

○前田祝成市長　まず、課題認識として、議員も言われるように少子化が進み、生産年齢人口が減少することで、絶対的な労働力不足、人手不足は進行しているというふうに思います。

この人手不足は、もう一方では、サービス業などの第三次産業と、これに対しまして、農林水産業といった第一次産業や製造業などの第二次産業など、そういった産業間格差、これであったりとか、さらには都市部と地方といったような地域間格差、こういう問題もはらんでおりまして、本市のように、地方で製造業、農業等を基幹産業とする地域にはより厳しい労働力不足の問題が及んでいるんだというふうに認識します。

そのような中で、事業者にとりまして外国人技能実習生等の雇用は、現状では致し方ないといいますか、本当に背に腹は代えられないといいますか、そういう経営戦略の一つとなっているのではないかと認識しております。

本市としましては、今後も産業競争力の向上の取組、これはこれまでのように継続してまいります。これはとにかく大事なことですので、やっていきます。

これまでの取組に加えまして、新年度には若者のＵターンや地元基幹産業への早期就業などが期待される奨学金返還支援補助金であったり、さらには有機茶園の環境整備事業、環境保全型農業直接支払交付金事業、これらの新しい取組を行う予定としております。

また、雇用の拡大・確保につながる企業誘致につきましても、枕崎市企業誘致促進補助金制度の内容の見直しをし、新年度から補助限度額の大幅な引上げと交付要件の緩和を行い、企業がより進出しやすい環境を整備することとしております。

さらに、新年度には、特定地域づくり事業協同組合の設立準備が進められるなど、若い世代の雇用の機会を増やす活動等も進めていく、そういうふうにやっておりますので、今後とも、本市の強みである基幹産業の競争力を高めていく努力を続けていきたいと考えております。

おっしゃられるように、本当に外国人の技能実習生の皆さんの力を借りて本市の産業を支えられているわけですけれども、やはり、枕崎で育った若者が枕崎に残って、ここで仕事ができる、あるいは１回出ていった若者がまた戻ってきて、枕崎で暮らすというようなそういう地域をしっかりとつくっていけるよう努力したいというふうに思います。

○10番平田るり子議員　この少子化問題は日本全体の課題であり、どの自治体も同様に直面していますが、時代を取り巻く環境をできない理由にするのは逃げの言い訳です。実際には、子供が増えている自治体もあります。できないのはできない理由を口にして何もしようとしないから

です。
私たちにとって不可欠なエネルギーの廃棄物処理のための選定処分場調査は、国の重要な政策事業です。私はこの事業に手を上げようと提案しています。
少子化問題をどの自治体も解決できない中、人口減少している枕崎を未来永劫に残すための方法を私はほかに知りません。何か別な方法があるなら、ぜひお聞かせいただきたいと思います。
市長にとってはこの１年は、本当に重要な年であられます。枕崎の未来を語ってください。市長、市役所の若手職員が生き生きと働ける雰囲気をつくってください。この枕崎を変えるという意思、そして勇気を持ってください。この３つが欠けている限り、市長を応援することができません。市長の応援団としてまたの機会にお尋ねいたします。
次に、フェリーみしま寄港についてお伺いいたします。
三島村村営船枕崎漁港寄港に関する陳情が12月の議会で全会一致の賛成を得ることはできませんでしたが、議会で採択されました。私の一般質問でフェリーみしまの寄港再開について、市長にお伺いしたところ、市長から、「陳情採択を行った総務文教委員会において、私が述べたことをフェリーみしまの再開に関する考えと理解してほしい」というお言葉をいただきました。
しかし、市民の皆様の声として、委員会での答弁内容と言っても何のことか分からない。市民には全く知らされていないのではないかという多くの意見が寄せられました。市民の皆様の声として、市長の御意見を踏まえ、寄港の再開についてお聞かせいただきたいと思います。
朝の立石議員の質問に対する市長のお答えは、フェリーみしまの寄港の再開について離岸堤工事が最優先だと、今は判断するタイミングではないというお答えでしたが、前回の私の答弁と全く同じです。
何度も申し上げますが、離岸堤工事は８年に終わります。これ予算もきちんとついておりますので、今回の予算がですね。今回の施政方針においても、フェリーみしまに関しては残念ながらありませんでした。市民の皆様の機運も高まっております。市内に横断幕も掲げられました。フェリーみしま寄港は、枕崎の船にとっても、これは重要なことでございます。それを踏まえて、市長は、このフェリーみしまを寄港させる気があるのかないのかをお聞きいたします。
○前田祝成市長　フェリーみしまの枕崎寄港について私の考えをお聞かせくださいとのことでありますので、私はこれまで申し上げてきた考えに変わりはございませんが、改めて答弁をいたします。
フェリーみしまの接岸場所として考えられる東側岸壁において、本市における最優先課題として、令和８年度までに予定されている離岸堤工事を早急に終わらせるということです。
特定第３種漁港として活用されている枕崎漁港ですが、将来的にはやはり港湾的な機能、これを持たせること、これは重要であろうかというふうに思っております。
港として最大限活用を図り、その機能をさらに広げていくということは重要であると思っておりまして、その中で、旅客あるいは観光を含めて検討していくことは非常に有意義なことだというふうには考えております。
ただし、フェリーみしまの枕崎寄港についての判断時期、特に考えなければならないのは、いろんな利害関係者がおられます。いろんな利害関係者の感情もございます。関係者の方々には、そういったいろんな感情等もおありなわけですから、そのあたりをしっかりとバランスを大切にしながら、私のほうで判断していくというふうに考えております。
事業者の皆さんも、需要が非常に増えて、混雑する港を安全に利用されている状況もございます。
また、離岸堤の工事に当たりましては、工事の関係者、建設業の皆様方が安全第一に仕事を進められている、そのような状況もございますので、そのあたりの利害関係者の皆様方のいろんな感情等もバランスをしっかりと大切にしながらですね、私のほうで最適なタイミングで意思決定

をさせていただきたいというふうに思います。
○10番平田るり子議員　ということは、フェリーみしま寄港を進める気持ちはあるという理解でよろしいんですね。その後に、いろんな問題が出てくるとはいえ、そこの先にやっぱり市長はもうできないという判断もあるかもしれませんけど、今の時点では、このフェリーみしまを寄港させる、この気持ちはあるということで捉えてよろしいんでしょうか。
○前田祝成市長　今申し上げました、議員から今ありましたようにですね、当然、採択をされた陳情がございますし、そこもしっかり尊重しないといけない部分だというふうに思います。今の課題に対していろんな方向から、考え方、感情といいますか、いろんな思いはあられるわけです。
　特に、今現在ですね、あの場所で事業を進められているところ、以前と比べて事業も非常に拡大しているわけです。いろんな要因がありますよね、防衛省の関係とかいろいろ要因がございまして、いろいろ事業を拡大している状況の中で、より安全にといいますか、工事の方もそうですけれども、あの場所を使っていかないといけないという御努力をされている状況の中で、当然、市民の皆さんで非常に今回陳情を上げられた皆さん方の思いっていうのも当然あって、その思いもある中で、いろんな角度から、思いがそこに集まっているわけですから、そのあたりをしっかりとバランスよく対応していかないといけないというふうに思っております。ですので、そのあたりを十分配慮しながら、私が最終的に判断しなければいけないというのが、今の私の答えです。
○10番平田るり子議員　ということは、この問題を最終的にします、しませんというのを最終的に言われるということですか。今、これの取組について私は一生懸命取り組みますというお答えというのはもういただけないんでしょうか。
○前田祝成市長　申し訳ございません。繰り返しになりますが、今判断するタイミングではないということです。
○10番平田るり子議員　そのですね、タイミングというのが何かごまかされているような気がしてならないんですが。これからですね、時間もないので、再開に向けたスケジュールと重要なマイルストーン計画に携わる重要な関係や組織、そして予測される予算と資金調達の方法、そして対応策やリスクの低減のための具体的な取組、そして運搬会社や住民への理解の協力、再開に伴う潜在的な問題やリスクなど、寄港の再開の実現のための協議会、こういった協議会を今立ち上げていらっしゃるんでしょうか、立ち上げていらっしゃらないんでしょうか。
○日渡輝明企画調整課長　フェリーみしまの枕崎寄港につきましては、市長が適切な時期に判断を行い、その意思決定により早急に仕事を進めていくことになりますので、現時点において調整を行っている案件もなく、協議会の設置や立ち上げの動きについては行っておりません。
○10番平田るり子議員　やはりですね、協議会というのを立ち上げてください。先ほど言いましたいろいろな潜在的な問題やリスクなどに取り組むこのチームというのを立ち上げてください。協議会は今後、そして立ち上げた上で、今後のステップや計画の進捗状況及び推進に関するこの見直しなどをですね、随時、報告していただきたいと思います。ぜひ期待しております。
　次にですね、南あわじ市との交流協定についてお伺いいたします。
　南あわじ市との協定が果たす役割については、昨年12月の私の一般質問で枕崎にとって様々な交流の期待が広がることをお伝えいたしました。今回の施政方針で、市民の安全安心につながる災害時応援協定の締結に向けた準備を進めていますとお答えいただきました。この締結は、本当に相互市民にとってとても安心できる心強い締結になると考えます。
　先月ですね、公立高校の出願倍率が発表されました。ここも市長に御尽力いただきたいところです。公立高校、そして特に私立高校の無償化が気になるところでございますが、この問題は市長の裁量で、兵庫県南あわじ市とのスポーツ交流を通じて枕崎高校の生徒数増加につなげていただきたいと思います。
　さて、南あわじ市での枕崎物産フェアから５か月が経過しました。お魚センターでの南あわじ

市物産フェアから約４か月が経過しました。今回、南あわじ市の災害協定を約束していただきましたが、気になるのが、広報まくらざき２月号に、市長の母校である駒澤大学の縁を生かし、10自治体による災害時総合応援協定が締結されたと掲載されました。この災害協定は非常に重要なものであり、ありがたいものと受け止めております。

しかし、これまで長い間交流を続けてきた自治体にとっては、この掲載をどのように感じているのか。優先順位が異なっているのではないか、そもそも信頼関係というのは、長年の取組から生まれるもの、鹿児島の三島の役場にも、火災のお見舞いに行ってまいりました。

まず、この有事や武力攻撃が切迫した状況において、やはり三島村であり、また、北海道稚内市との災害協定をしっかりと結ぶことを希望しますが、どのようにお考えでしょうか。

○前田祝成市長　本市の災害協定につきましては、現在、鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定と、今ありましたように、私の母校である駒澤大学出身の首長でつくる首長会の枠組みを生かした、災害時における相互応援に関する協定をこれ10自治体ですが締結しており、自治体間で締結している災害協定はこの２つとなっております。

三島村及び稚内市との災害協定についてどのようにということですが、三島村におきましては、最初述べました鹿児島県及び県内43市町村で締結している災害時相互応援協定がありますので、改めて協定を締結する必要はないものと考えております。

また、稚内市におきましては、友好都市として良好な交流が続いておりますが、これまで災害協定の話はお互いに出てきてないことから災害協定は締結しておりませんが、両自治体が万が一被災した場合は、真っ先に必要な支援を行う考えはございますし、できる限りの応援を行っていくつもりです。

今後、交流を行う中で、災害協定の話が出れば、災害時の被害想定や必要とする支援内容などを考慮しながら、協定締結の可能性について検討してまいりたいと考えております。

○10番平田るり子議員　駒澤市長会の枠組みの中で、この10自治体の災害協定、こういったものを締結しました。今度はやはりこの信頼関係、こういったお付き合いも進めていかれて、しっかりと相互の安全安心のために協力できていけば、すばらしいことだと思います。よろしくお願いいたします。

さらに、今回の銀座三越フェアは、南あわじ市、枕崎市の２自治体、またＪＡあわじ、ＪＡ南さつまの２つのＪＡとの協力により、ＪＡの枠組みを超えたフェアの企画につなげていきたいと考えています。

私は、これまでお茶農家への取組を何度も訴えてきましたが、銀座三越フェアの実現にはまず両自治体の協定の締結をすることが必要です。なぜ、ここにこだわるかと申しますのが、ＪＡ枕崎からＪＡ南さつまに変わりちょうど10年を迎えるのを機に、市長が枕崎市と南あわじ市との協定締結を交わしていただく事に大きな意味を持っています。市長は、枕崎の産業に最も力を注がれていますが、地域の農業発展のために引き続き力を注いでいただくことをお願い申し上げ、南あわじ市と枕崎市との協定締結、この問題のお答えと今後のスケジュールについてお答えをお願いいたします。

○前田祝成市長　南あわじ市との協定ということで申し上げますと、施政方針でも申し上げましたように、災害応援協定をですね、まずは結ぼうということで取り組んでおります。

去年から始まりました産業交流については、今後も強化してまいりたいというふうに考えているところです。

○日渡輝明企画調整課長　本市と南あわじ市の交流について、新年度のスケジュールについて申し上げますが、まずは本年度スタートさせた特産品を通した産業交流をさらに深めていくことを考えておりまして、新年度になりましたら、改めて事業の方向性など話を進めていくこととしているところでございます。

また、繰り返しになりますが、施政方針で市長も述べましたように、産業交流の取組と市民の安全安心につながる災害時応援協定の締結に向けた準備を進めていくこととしております。

○10番平田るり子議員　このＪＡ間の取組というのは、重要になります。やはり枕崎から南さつまに変わった時点で、役所とですね、交流がないというわけではなくて、このＪＡ枕崎だったときのほうが親密にいろんな取組をしていたようです。ですから、このＪＡ南さつまのほうが、いろいろな話もしたいという受入体制もありますので、ここを強化していき、そして枕崎市が銀座三越フェアなどに物産を出す、これからいろんなものを出していく、こういったことに関してですね、南あわじ市と枕崎市の協定というものが大切になります。災害協定も考えていただきました。

しかし、まずその市同士の協定、この背景というのはＪＡ南さつまとこの市が、前のＪＡ枕崎のときのように、たくさんいろんな協議が持てるような形に持っていくには、やはりこの両市間の協定締結、ここに重要性があると私は考えるのですが、ここをこれから進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後に、地震や火山のリスクに備えるための注意点についてお伺いいたします。

今ですね、テレビでもこの桜島の大噴火について、最近物すごく多くニュースが流れております。大規模地震については、報道でも私たちよく情報があります。そして備える準備とか、いろんなところから聞きます。ですが、この枕崎市民に一番近い桜島の大噴火による地震や火山噴火が健康に及ぼす影響について、これどのような点に備える必要があるのかということを教えてください。

○平田寿一総務課参事　大規模な地震や火山噴火が健康に及ぼす影響についてということでございますが、大規模な地震が発生した場合、甚大な被害もやはり想定されるところであります。その被害の中では、病院や薬局など、そういったところも被災し、外来患者の方々が受診できなくなり、持病が悪化することが考えられます。避難者におきましては、運動不足による肥満や高血圧、糖尿病の発症リスクが高まる可能性があります。

また、突然の衝撃的な体験の後に見られる心的外傷後ストレス障害、いわゆるＰＴＳＤの発症や、これから先のことに不安を感じることで精神的に不安定になったりすることもあり、心のケアが必要になってきます。

このような健康被害を軽減するため、災害時には、ふだん服用している薬やお薬手帳などはすぐ持っていけるように準備しておく必要があります。また、不安な気持ちを軽減するため、避難先では、できるだけ孤立することを避け、周囲の方々とのコミュニケーションを取ることが大切になってきます。

災害時には、地域住民の方々で助け合いができるよう、公民館または自主防災組織の活動の中で訓練や話合いをしていくことも大事です。

桜島の大噴火につきましては、本市への影響はあまりないと思われがちですが、安永大噴火や大正大噴火のときには、広範囲にわたって降灰があり、風向きによっては本市にも大量の火山灰が飛来する可能性があります。火山灰の粒子は非常に細かく、ガラス質粒子も含まれていますので、空気とともに吸い込むと気道や肺を刺激することでせき込み、呼吸困難や呼吸器疾患を引き起こす可能性があります。

また、目に火山灰が入ると眼球を傷つけたり、皮膚に付着することで刺激を与え、炎症を引き起こしたりする可能性もあることから、火山灰が飛来し空気中に浮遊している場合は、ゴーグルやマスク、できれば防じんマスクを、そして、長袖・長ズボンを着用することで人体に対する影響を最小限に抑えることができますので、そのような準備も必要です。

いずれにしても、いろいろなことを想定して準備・備えをすることが大事ですので、市としましても、引き続き広報紙や出前講座など、あらゆる機会を通じて、備えることの重要さを市民の

皆さんに対して伝えていきたいと考えております。

○10番平田るり子議員　明日は、市内の生徒が傍聴に来られるということですので、やはり、子供たちに急に今地震が起きたら、どういう行動をしてくださいという、前の私の一般質問でも言いましたそういうことを教えていただくのが、これはいいことかと思いますので、また企画してみてください。

これで私の一般質問を終わります。

○永野慶一郎議長　以上で、平田るり子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間、休憩いたします。

午後３時11分　休憩

午後３時20分　再開

○永野慶一郎議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

［豊留榮子議員　登壇］

○７番豊留榮子議員　お疲れのことと思いますが、私、本日最後の質問者となりましたので、もう少しの間、皆さんよろしくお願いいたします。

皆さん今回、私、介護保険制度の現状について質問してまいります。

３年に一度の介護報酬の改定が昨年行われ、訪問介護の基本報酬が２～３％引き下げられました。訪問介護事業所は、現状で４割が赤字、2023年には過去最多となる67件が倒産したといいます。また、地域に訪問介護事業所がないという自治体も広がっています。

身体介護や生活援助など訪問介護を受けられなくなれば、要介護者の在宅での支援がなくなってしまいます。「親を施設に入れるしかない」「でも施設は高過ぎるので仕事を辞めて面倒を見るしかない」など、介護保険料を払っているのに、サービスを受けることができないなんて、何のための制度なのかという声も聞こえてきます。

また、訪問介護報酬の年間総額は約１兆円。今後の引下げで削減するのは約50億円に過ぎません。それでも削るといい、さらに利用料の２割負担の対象者を拡大し、要介護１、２の生活援助の保険外しやケアプラン作成の有料化など、次々と改悪の検討も進んでいるようです。

このように高齢化が進む中で、何としても保険料や利用料の負担を軽減して、介護サービスの充実、そして職員の処遇改善を行うには、介護保険の国庫負担割合を引き上げるしかありません。

そこで１つ目の質問は、国民の期待を受けて制度がスタートして25年になりますが、制度の目的、運営状況は現在どうなっているのかをお尋ねいたします。

［前田祝成市長　登壇］

○前田祝成市長　高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加や介護期間の長期化などにより介護ニーズが増大することや、核家族化の進行など要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況が変化してきたことを背景に、自立支援、利用者本位、社会保険方式を基本的な考え方とした高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みである介護保険制度が西暦2000年、平成12年４月にスタートし、本年度末で25年経過しようとしています。

厚生労働省が令和３年５月に発出した介護保険制度の概要によりますと、制度開始からの20年で、65歳以上の被保険者数は1.6倍、要介護認定者数は3.1倍、サービス利用者数は3.3倍に増加しており、今後、西暦2042年には65歳以上の高齢者数がピークを迎える予測をしております。

介護保険の総費用についても、介護保険制度がスタートした平成12年は3.6兆円でしたが、平成30年には11兆円となり、年々増加している状況です。

なお、本市の状況につきましては、担当課長から答弁させます。

○福永賢一福祉課長　本市の状況につきましては、まず、65歳以上の被保険者数は、制度開始時の6,754人から令和５年度末が8,200人で約1.21倍となっておりますが、高齢者数のピークは

令和３年に過ぎており、現在なだらかな減少カーブに入っております。
要介護認定者数は、制度開始時の947人から令和５年度末が1,404人で約1.48倍、サービス利用者数は、平成12年度末854人から令和５年度末が1,275人で約1.49倍となっています。
介護保険の総費用については、この間の介護報酬改定等の影響もありますが、平成12年度が約14億5,000万円に対しまして、令和５年度は約23億8,000万円となりまして、約1.64倍というふうになっております。
このように、現在の本市の介護保険の運営状況につきましては、国全体の変遷のレベルよりも低いレベルの変遷状況にあり、また、近隣市より要介護認定率も低く、介護保険料につきましても介護給付費準備基金を活用し軽減を図り、19市で２番目に低い基準額となっていることから、安定した運営ができていると思いますが、今後も必要な方が必要な介護を利用していけるよう、保険者機能を強化していきたいと考えています。
○７番豊留榮子議員　現在の介護保険制度の改定がちょっと数字的にはなかなかぴんとこないんですけれども、この２番目の質問にいきますが、要介護認定がどのように決定されていくのか、それが必要かなと思いますので、まずそれをお聞きしたいと思います。
○福永賢一福祉課長　介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態になった場合に、介護の必要度合いに応じた介護サービスを受けることができます。
要介護状態や要支援状態にあるかどうかの程度判定を行うのが要介護認定であり、介護の必要量を全国一律の基準に基づき、客観的に判定する仕組みとなっております。
本市の場合、要介護認定機関は、南さつま市、南九州市、本市の３市で構成する南薩介護保険事務組合となります。
この要介護認定の流れとしましては、市で受け付けた要介護認定申請内容を南薩介護保険事務組合に送りますと、南薩介護保険事務組合の認定調査員が申請者の心身の状況を調査し、その内容と主治医意見書に基づくコンピューター判定、いわゆる一次判定を行います。
次に、保健・医療・福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会により、一次判定結果、主治医意見書に基づき審査判定、いわゆる二次判定を行います。
この結果が市に送られ、市は申請者に認定結果通知を行う流れとなっております。
○７番豊留榮子議員　それではまず１つ目にですね、保険証の申請にお金がかかるということですが、その費用はどのくらいになるのでしょうか。
○福永賢一福祉課長　介護保険証はですね、年齢が到達する65歳になる月に市から送られてきます。そこで、介護保険料の負担が生じるということで、保険証を受け取るそのものに対して費用がかかるということはございませんが、保険料負担が始まるということになります。
また、要介護認定を受けるための費用負担もございません。
○７番豊留榮子議員　では、それがどのくらいの金額になるかっていうことは、人それぞれ違うということでしょうか、所得に関係あるとか。
○鮫島眞一税務課長　介護保険制度では、65歳以上を第１号被保険者、40歳以上65歳未満の医療保険の加入者を第２号被保険者として、介護保険料を御負担いただいております。
65歳以上の第１号被保険者の介護保険料は、市町村ごとに条例で決められた基準額を基に、負担能力に応じた負担を求める観点から、所得段階別定額保険料を設定し、被保険者本人の収入や所得、世帯の課税状況により、被保険者ごとに決定をしております。
○７番豊留榮子議員　それぞれ違うということなんですけれども、次に認定で要介護とか要支援の状態にあるとされた方がですね、例えば市外に転居されたときは、再度、現地で審査する必要があるのでしょうかという質問を受けたもんですから、それをお聞きしたいと思います。
○福永賢一福祉課長　要介護・要支援認定を受けている方が市外へ転出または市外から転入する

場合、新たな住所地ですぐに認定審査を受ける必要はありませんが、前保険者から引き継ぐ認定期間につきましては、南薩介護保険事務組合の構成市間で移動する場合と、その他の市町村に移動する場合とでは認定継続期間が変わることになります。

まず、南薩介護保険事務組合構成市間の移動の場合は、有効期間の残りの日数が１日から６か月までの場合、６か月となります。有効期間が延びる方も出てきます。

それから、有効期間日数が６か月と１日から12か月までの場合、そのまま前の有効期間を引き継ぎます。

有効期間日数が12か月を超える場合は12か月に短縮されます。

なお、その他の市町村間に移動することになりますと、全ての方の有効期間が新しい住所地に転入してから６か月までというふうになります。

○７番豊留榮子議員　これは、その都度移転したところで審査しなきゃならないということになるのかもしれませんけど、またそこで審査料とか必要になってくるんですか。

○福永賢一福祉課長　先ほど答弁いたしましたとおり、認定審査に係る費用については、本人負担はございません。

○７番豊留榮子議員　はい、了解しました。

次に、要介護認定の決定にですね、本人が不服がある場合は、この市に不服審査の請求をすることができるんでしょうか、お尋ねします。

○福永賢一福祉課長　要介護・要支援認定に不服がある場合には、結果通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、鹿児島県介護保険審査会に審査請求をすることが可能です。

この内容は認定等結果通知書に不服の申立てとして、問合せ先も含め記載されております。

なお、これまで不服申立てがあった実績はございませんが、認定等結果通知書を受け取った後、区分変更申請を行うケースが年５件程度ございます。

○７番豊留榮子議員　不服の申立てはないということなんですけれども、どういう場合に不服の申立てみたいのが出てくるんでしょうか、分かったら教えてください。

○福永賢一福祉課長　不服の申立ては実績がございませんので答えようがないのですけれども、先ほど答弁しました区分変更申請ですね、いわゆるこれは介護度の認定が要支援の場合は、１、２、要介護の場合は１から５まであって、数字が大きくなるたびに介護が必要な度合いが大きくなるということになるんですけれども、年５件程度、そういう申請があるっていう中身については、これまで継続してサービスを利用している方で、状態に波のある方で認定の更新の申請をしたときに介護度が下がる方、認定調査の時点で状態がよかったりしてですね、認定の審査の程度が軽くなる方がありまして、ただ、波のある方でやっぱり継続してサービスの利用が必要な方で、軽くなることでサービスが受けられなくなる可能性があるような方が、そういった区分変更申請を行うケースが多いようです。

○７番豊留榮子議員　そういうことなんですよね。ですから今までの状況のままで、本人はちょっとここがあれだっていうのがあっても、再度審査をすると、審査される方がその方の状況というのはその場でしか分からないわけじゃないですか。そこで、もうこれ介護必要ないです、制度必要ないですというふうなことになると、本人にしたらとてもつらいことなんですよね。

ずっと制度を活用しながら生活できてきたのが、移ったためにそういうことができなくなってしまうって、そういう点を改善するものはないんでしょうか。

○福永賢一福祉課長　一応、区分変更申請の制度がありまして、それを活用いただいて、年５件程度実績がございますので、そういう部分で対応できている部分はあるのかなと思います。

また、認定審査機関の部分につきましては、それぞれの審査会でいろんな方の意見を基に、２次判定で一旦出てる結果になりますので、そこを踏まえて、また区分の変更の申請の手続に移行されるというような流れになっているのかなというふうに思っております。

○７番豊留榮子議員　そういう制度になっているので、なかなか本人の希望どおりにはいかないと思うんですけれども、こういう方たちのことを思うと、何とか前向きに生きていけるような、そういう制度がきちっと整ってくれたらいいなということを思うところです。

次の質問に入ります。介護保険のサービスと利用料の負担がどのようになっているのか、まず質問いたします。

○福永賢一福祉課長　介護保険のサービスには、訪問介護や通所リハビリなどの居宅介護サービス、小規模多機能型居宅介護やグループホームなどの地域密着型介護サービス、介護老人福祉施設などの施設介護サービスのほか、福祉用具購入、住宅改修、ケアプラン作成等のサービスがありますが、ケアプラン作成以外のサービスについては、利用者の所得状況等により、１割から３割の自己負担が必要となってまいります。

○７番豊留榮子議員　するとですね、この保険を通じて利用できるサービスというのは、大きく言うと、居宅サービス、そして施設のサービス、地域密着型のサービスの３つに分けられていると言いますが、この利用の方法と利用料ですね、これの負担がどのようになっているのかお尋ねいたします。

○福永賢一福祉課長　介護保険サービスの利用方法につきましては、まず、居宅サービスの場合、ケアマネジャーにケアプランを作成してもらい、サービス利用開始となります。地域密着型を含む施設サービスの場合は、施設へ入所申込みをする形になります。

その他の地域密着型サービスの場合は、グループホームは入居申込みをする形、看護を含む小規模多機能型居宅介護は利用申込みをする形、通所介護は居宅サービスと同様、ケアマネジャーにケアプランを作成してもらう形というような方法となります。

先ほど申しましたように、利用料につきましては、利用者の所得状況等により、サービス利用に対して１割から３割の自己負担が必要となりますが、自己負担が高額となる場合、高額介護サービス費等により負担軽減制度が活用されることになります。

また、施設サービスを利用する場合、自己負担に加え居住費、食費、理美容代などの日常生活費の負担が必要となりますが、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の入所及びショートステイ利用においては、補足給付による居住費、食費の軽減制度がございます。

○７番豊留榮子議員　居宅サービスにしても施設サービスにしてもですが、利用の方法と利用料の負担に関してなんですが、これは御本人たちは了解できているのか。分からなくて申請もしない人もいるのかなとかって思うんですけれども、この利用の方法とか利用料については、これはどのように説明されているんでしょうか。

○福永賢一福祉課長　居宅サービスを利用する場合はケアマネジャーがケアプランを作成いたしますので、その月に何を何回利用されて、そして自己負担が１か月当たり幾ら必要ですという説明をケアプランを作成・交付するときに、本人、家族を含めて説明するような流れになります。

施設入所の場合には、入所が決まった段階でですね、本人家族を含めてそういった重要事項説明という用紙等をお渡しして、要介護３の人は１か月どれぐらいかかる、そこの１割の場合はこの金額、２割の場合はこの金額というような内容、それから居住費、食費、日用品費についても１か月当たりの金額を説明するような流れになります。

○７番豊留榮子議員　例えば、御本人たちに家族がいなかったり、看取り手がいない場合は、それも全てケアマネジャーが察知して、してくださるってことでしょうか。

○福永賢一福祉課長　ケアマネジャーが本人にそういう理解力がある方であればですね、本人とお話しされるということになりますが、本人等に理解力がなくて、家族の支援がない、そういう方がいらっしゃらないということであれば、成年後見制度を使って成年後見人を立てて、そういう方に対応してもらうというケースもあるようです。

○７番豊留榮子議員　なかなか高齢化になってくるとそういう細かいことは分からないってこと

がたくさん出てくると思うんですね。そういうところを市の担当課が説明してくださったり、ケアマネジャーが指導してくださったりというのは本当に助かることだと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、１割負担から３割の利用料負担となり、これでは介護が必要になっても利用することはできないと、多くの人が保険料を払うだけで精いっぱいだと言われています。これは市として補助することはできないのでしょうか、お尋ねします。

○福永賢一福祉課長　介護保険法が施行されてから、介護サービス利用時の自己負担については、介護報酬総額の１割負担とされてきましたが、平成26年の法改正により、一定以上の所得のある利用者の自己負担が平成27年８月以降２割に引き上げられ、さらに、平成29年の法改正により、特に所得の高い層の利用者負担割合が平成30年４月以降、２割から３割に引き上げられました。

令和６年７月５日現在、認定を受けている方1,316人のうち、１割負担の方が1,270人、約97％、２割負担の方が29人、約２％、３割負担の方が17人、約１％となっておりますが、本人、家族、事業所からも負担が大きく、サービスを利用できないとの声が現在のところ市には届いておりませんし、そういった独自の負担軽減を実施している自治体についても把握している状況ではございませんので、現時点でそういった利用者負担を市独自で補助する考えはないところです。

○７番豊留榮子議員　市として補助するお考えはないということですが、市長一言いいでしょうか。市長、突然ですけれども市長はどのように考えられますか。

○前田祝成市長　今、福祉課長のほうから答弁があったとおりでございます。

特に声が届いてないということも報告ございますし、他の自治体等もそのような施策をしているということを把握してございませんので、この利用料負担の市独自補助という件についてはですね、今の福祉課長の答弁のとおりでございます。

○７番豊留榮子議員　なかなか本当に介護保険のことをいろいろしていくと、だんだんだんだん厳しい厳しい厳しいが盛り上がってくるんですよね。これからどうやっていこうみたいな、思ってらっしゃる方たくさんいらっしゃるなと感じるところでした。何とか市としても補助できるような、そういう環境、計画を立てていってほしいと要望しておきます。

○前田祝成市長　国の制度でございますので、当然、我々市長会等を通じて、制度の見直し等についてはですね、要望しているところでございます。

費用に見合った介護報酬というのも必要だと思いますし、当然、保険である以上は、介護報酬が上がること、そういう給付費が増えることとなったり、保険料が利用者負担も増えることとなりますが、そのあたりについてはですね、制度の在り方とかを含めて、全国市長会等でも要望を出すようにしてございますので、そのあたりについては私も、全国市長会の考え方に賛同してるところもございますので、今後も、その要望については、引き続き続けていければというふうに思います。

○７番豊留榮子議員　ぜひ、その県の要望を吹っ切って、枕崎は飛んでいってほしいと思います。

次の質問に入ります。65歳以上の保険料は定額制で負担の重さや滞納の増加が深刻になってきているといいます。この保険料の仕組みと徴収の方法はどのようになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○福永賢一福祉課長　私のほうから介護保険料の仕組みについて御説明いたします。

介護保険料は各自治体で３年ごとに決められます。

現在、第９期介護保険事業計画を推進しておりますが、この３年間の１号被保険者数及び介護給付費総額等を推計し、負担割合に応じた１人当たり月額保険料基準額及び13段階の所得段階別保険料を算出し、昨年３月議会で介護保険条例改正の議決を経て、令和６年４月１日から現在の介護保険料となっております。

○鮫島眞一税務課長　65歳以上の第１号被保険者の介護保険料につきましては、所得段階別定額保険料を設定し、被保険者本人の収入や所得、世帯の課税状況により、被保険者ごとに決定していることを先ほどお答えいたしました。

現在、本市におきましては、国が規定する標準的な所得段階である13段階を採用し、基準額段階は第５段階で、保険料は６万7,700円となっています。

保険料は、第１段階の１万9,200円から第13段階の16万2,400円が設定され、所得の少ない方には負担が重くならないよう配慮がされています。

保険料の徴収方法につきましては、年金の受給額により、特別徴収と普通徴収の２種類に分かれています。

特別徴収の場合は、年金が支給される際に年金保険者により年金から介護保険料が差し引かれます。

また、特別徴収の対象とならない場合や年度途中で保険料が減額になった場合などは普通徴収となり、市が定める納期ごとに納付書または金融機関での口座振替により保険料を納付していただくことになります。

介護保険料の被保険者の方への制度周知につきましては、保険料の通知書を発送時に、保険料の段階表や保険料の算出方法、納付方法、問合せ先を記載した介護保険料についてというお知らせ文書を同封しております。

また、保険料の改定の年におきましては、広報まくらざきやお知らせ版に記事掲載を複数回行い、介護保険料に対して御理解を深めていただくよう行っております。

○７番豊留榮子議員　2000年度に介護保険制度が始まったときには、第１号保険料の段階は５段階でしたが、今は３年ごとに介護保険の見直しがされていますが、今の話では、市報でお知らせしたりとかっていろいろされているんですけれども、このことは市民の皆さんに行き届いて理解されているんでしょうかっていうことが気になるんですが、いかがでしょうか。

○鮫島眞一税務課長　介護保険料の制度と納付につきましては、先ほどもお答えいたしましたが、65歳以上の第１号被保険者であって、年額18万円以上の年金を受給している方を特別徴収の対象としております。年金からの特別徴収が原則となっております。特別徴収の対象となる年金につきましては、法律で指定がございまして、老齢・退職年金、障害年金、遺族年金となっております。

介護保険料の制度と徴収方法につきまして、市民の方からの声につきましては、介護保険制度が平成12年度の制度開始でございまして、この間に、特別徴収制度についての被保険者の方々にも制度が浸透していると考えております。このことから、被保険者の方々につきましては、御理解をいただいていると認識をしているところでございます。

問合せにつきましても、新たに65歳になりまして、介護保険に加入される方の問合せについては、電話や窓口において、丁寧に制度の周知について説明をしているところでございます。

○７番豊留榮子議員　ですが、今全国的に、滞納者が増えているっていうことを聞くんですが、本市における状況はいかがでしょうか。

○鮫島眞一税務課長　本市における介護保険料の滞納の状況は、令和５年度が62名で約374万3,000円、令和４年度が69名で403万1,000円、令和３年度は64名で322万8,000円となっております。

○７番豊留榮子議員　なかなかですね。滞納されている方の状況確認とか、聞き取りとか訪問など指導はされているんでしょうか、お尋ねいたします。

○鮫島眞一税務課長　介護保険料をはじめ、市税等の滞納がある方に対しましては、納付相談のために市役所に来庁されたときや徴収臨戸訪問の際に、納付できない理由や今の経済的な状況、生活実態などの状況の聞き取りを行っております。納付指導を行いながら、状況に応じまして、

生活支援の部署と情報共有を図る体制を取っているところであります。

○７番豊留榮子議員　見過ごしてしまうのではなくて、そして対応されておられるということですので、ちょっと安心しました。

また、次の質問ですけれども、例えばこの年金からの保険料の引き落としについてですが、これ市民の声などが寄せられているのでしょうか。

○鮫島眞一税務課長　先ほども被保険者の方への周知について御質問をいただきました。

その中でお答えした部分も重複する部分もありますが、介護保険料の特別徴収制度に対しての厳しい御意見等はほとんどいただいておりません。

制度が始まりまして、相当年数がたっておりますので、介護保険制度についての周知のほうは皆さん御理解いただいているというふうに思っております。

ただ、先ほどもお答えしましたが、新たに65歳になって介護保険料が第１号被保険者として賦課される場合には、やはり皆さん、具体的な制度についてお尋ねされたい方もおりますので、併せて特別徴収についての説明もしておりますので、心配な、もしくは疑問に思う被保険者の方には、税務課としまして丁寧に御説明をする体制は取っております。

○７番豊留榮子議員　市民に寄り添った市の態応が浮かんできます。ありがとうございます。

また、次の質問ですけれども、高齢化が進む中で、介護事業所の撤退とか廃業が問題になっていますが、本市の状況はいかがでしょうか、お尋ねします。

○福永賢一福祉課長　本市において近年撤退や廃業した介護事業所は、令和３年に訪問介護事業所１か所、グループホーム１か所を廃止したほか、本年２月末には地域密着型デイサービス事業所１か所が廃止されました。

そのほか規模を縮小した事業所としては、令和５年に広域型デイサービス事業所２か所が地域密着型デイサービス事業所に変更しており、また、令和７年には同じく広域型デイサービス事業所１か所が廃止され、サテライト型の小規模多機能型居宅介護事業所へ転換される予定です。

デイサービスが縮小または廃止されているような状況にあるのですが、この背景には、利用者のニーズがデイサービスの希望から通所リハビリへ希望するというふうにニーズが移行していることが影響していると分析しているところです。

○７番豊留榮子議員　状況は分かりましたが、多くの方が介護保険制度があるので安心と思っていたが、介護職員の退職やヘルパーやケアマネジャーの不足が急上昇していると言いますが、なぜこのような状況になってしまったのでしょうか、お尋ねします。

○福永賢一福祉課長　介護事業所における雇用管理や介護労働の実態及び介護労働者の雇用の実態や就業意識等を明らかにすることを目的として、厚生労働省が公益財団法人介護労働安定センターに毎年度行わせている、令和５年度の介護労働実態調査結果概要によりますと、事業所全体の従業員の不足を感じる事業所の割合は64.7％に上っており、特にホームヘルパー不足を感じる訪問介護事業所の割合は約８割に達しているようです。

労働者に対する調査では、労働条件・仕事の負担に係る悩み・不安・不満等に対して、88％の方が何らかの悩み等を感じており、内容としましては、人手が足りないが最も多く、仕事内容の割に賃金が低い、身体的負担が大きい、健康面の不安がある、精神的にきつい、有給休暇が取りにくい、の順に回答等がなっているようです。

一方で、採用率は前年度より増加し、離職率は前年度より減少している傾向もあるようです。採用がうまくいっている理由としては、職場の人間関係がよいことや、残業が少ない、有給休暇を取りやすい、シフトがきつくないこと、仕事と家庭の両立の支援を充実させていること、仕事の魅力ややりがいがあること、事業所・施設の設備・環境が働きやすいことなどが挙げられているようです。

ケアマネジャーの成り手不足の原因となっているのが、業務量の多さのほか、資格取得が困難、

業務内容と責任問題、資格更新の負担などが挙げられます。本市には約20人のケアマネジャーがおりますが、高齢化も進んでいるような状況です。

○７番豊留榮子議員　そうですよね、高齢化が進んでいるんです、本当にね。

次に、介護報酬の改定は３年に一度行われ、2024年の改定では、本来このような苦境から訪問介護事業所を守るための報酬の引上げが必要でしたが、逆に引き下げられていたといいます。市はこの事業所の状態など把握されていたのでしょうか、お尋ねします。

○福永賢一福祉課長　令和６年度からの介護報酬改定では、全体はプラスとなる一方、訪問介護サービスは事前調査で事業所経営は良好だったとして減額となりました。

介護報酬は事業運営に直接影響があるため、訪問介護のみ実施する事業者では、報酬が下がることで事業運営が成り立っていかなくなり、サービスを必要とする利用者が利用できなくなることが懸念されます。

本市には介護保険施設など多角的な介護保険事業を運営する２つの法人が、それぞれ１か所ずつ訪問介護事業所を運営しています。

それぞれの事業所においては、ヘルパーが５名程度ずつ配置されておりますが、職員の高齢化やパートの募集に対して応募がないなどのことで、利用者のニーズに対してヘルパー不足が生じる状況があるようです。

このため、新規の利用者を受けることが困難であるとか、利用者の希望する時間に合わせたサービス提供が困難となり、身体介護の提供を優先し、生活援助のニーズに対応できないなど、サービス計画の見直しをケアマネジャーに依頼する場合もあるようです。

これらに対応するため、本市では現在推進している第９期介護保険事業計画期間において、訪問サービス機能のある小規模多機能型居宅介護事業所の利用定員を緩和するとともに、新年度にはサテライト型事業所１か所が稼働する予定となっております。

○７番豊留榮子議員　介護報酬の改定ですが、これ今日の赤旗新聞なんです。１面全部を使ってですね、「広がる訪問介護の“空白地域”」そして、事業所ゼロに高齢者14万人超ということで、全国の状況を載せているんです。たまたま今日の日刊紙を見たら、えっと思って今日持ってきました。

そういうことで、全国的に本当に高齢化が進んで大変なことにはなっているんですけれども、事業所そのものもいろいろ努力されたりしてくださって本当にありがたいことだと思っています。

例えば次の質問ですが、年金の削減に介護の危機、医療の改悪を食い止め、保険料や利用料の負担増ではなく、介護保険の国庫負担を増やすしかないと考えるんですが、市長の考えをお尋ねします。

○前田祝成市長　今、様々介護保険のいろんな課題等について、議員からの質問があり、本市としても答弁したところでございますが、まさに医療介護のところでも、人材不足であったりとかですね、働き手が少ない。なかなかサービスをニーズどおりに提供できていないというような現状はあろうかというふうに思っております。

当然、介護事業所が安定的な運営を続けるためには費用に見合った介護報酬も必要になるというふうに考えますが、保険制度である以上は、介護報酬が上がることは全ての給付費が増えることとなって、保険料や利用者負担にも影響して増えることになるというふうに思います。

保険料は市で決められることから、介護給付費準備基金を活用して軽減を図られますが、この準備基金の原資もまた過去の保険料の余剰金を積み立てたものとなっているような状況になっているものです。

介護報酬や利用者負担については国が制度を定めていくものであることから、先ほど申し上げましたが、我々全国市長会の中でも、介護保険制度の充実強化については重点提言として、介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、国費負担割合の見直しを行うなど、自治体の財政負

担や被保険者の保険料負担が過重とならないように財政措置の充実を図ることを要望として常に求めておりまして、これにつきましては、私自身も賛同しているところでございます。

そういう非常に厳しい状況がある中、今後、我々としてもしっかりと国に対して声を上げて、市長会のほうでも取り組んでいきたいと思いますので、そこについては私も努力したいというふうに思っております。

○７番豊留榮子議員　市長の考えがよく伝わってきましたので、ぜひよろしくお願いいたします。

本当にヘルパーとかケアマネジャーの方が不足している。報酬は減額されたりということが続いているんですけれども、それにめげずに介護される方に寄り添ってですね、お仕事されているっていうのは本当に誇りに思います。ぜひ市長もこのことを強く訴えて、改善していってほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、食の安全・農業・漁業の対策についてお伺いいたします。

先月２月の積雪による農業・漁業者等の被害状況とか支援策をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○沖園信也農政課長　先月、２月の上旬に立春寒波が到来し、鹿児島県内でも降雪や積雪の報道がありました。気象台のデータを見ますと、本市において、積雪の記録はないところですが、別府地区を中心に、特に２月８日には海岸線に近い農地でも積雪が見られたところです。

その地帯では、これまでの冷害等の被害を受けた実エンドウ、スナップエンドウ、ソラマメなどが栽培されておりますが、現在のところ農業施設を含め被害はないものと見ております。ただし、農作物は収穫をしてみないと被害が分からないところがありますので、継続して、ＪＡ等と情報を共有し被害の確認を行っていきます。

農作物被害に対する支援につきましては、収入保険制度、作物によっては、野菜価格安定制度があり、収益や販売単価が一定以上下落した際に収入補填や価格差補給金の交付がなされます。

また、積雪や冷害など甚大な被害が広範囲に及ぶ自然災害が発生した際は、これまでも、国や県の事業において次期作の支援がなされたときもございます。

○鮫島寿文水産商工課長　水産商工課のほうから、漁業関係について申し上げます。

２月初旬の積雪による漁業への直接の被害はなかったところですが、沿岸漁業や、沖合でアジ・サバなどを獲るまき網漁業につきましては、寒波の襲来による強風、天候不良、荒天でですね、出漁を見合わせ、市場への水揚げがない日がございました。

遠洋カツオ一本釣り漁業につきましては、昨年の夏、秋については三陸の東沖で操業を行っておりましたが、現在は南方、中西部太平洋で操業しており、日本の寒波の影響はないところです。

○７番豊留榮子議員　農政もそうですけれども、水産もそうですが、今、２月に雪が降ってすぐの時点では、作物もまだあまり育ってなかった。それが１か月ぐらいして、さあ出荷しましょうとなると、実エンドウ、スナップエンドウどっちでしょうね、それにちょこっとした斑点がついている。これだけでもう出荷できないというんですね。だから、どうもなっていないものも小さいうちにちぎってしまうという感じで、生産者の方は本当に一銭も金にならんというふうに言われていたんですね。私たちはそれを出荷したっていいじゃないですかっていうと、そんなの安く売っちゃうと、いいものを買ってくれる人がいなくなるということで、そりゃそうだなというふうに思ったんですけれども。

本当に自然の中で食物を育てる、漁業もそうですが、本当に大変なお仕事だなと思ったところでした。こういう本人のほうから状況は伝えてこなくても、市のほうは多分回って歩いてくれたと思うんですが、そういうところで何か気がついた点とかそういうことはなかったでしょうか。

○沖園信也農政課長　災害調査につきましては、市の職員も現場等を回って、特にＪＡの職員の指導をされる方なんですが、県の職員で技術職の方、そういった方々が専門的に見て回っているのが現状でございます。それを市のほうでお聞きして、また再確認をするというような形です。

また、必要があれば農家にも直接お話をお伺いしながら、災害の状況を把握はしております。
ただいま議員からございましたとおり、どうしても農作物に傷が入ったりすると品質低下というような形で出荷できないものであったり、あるいは品質の品度を下げて出荷せざるを得ないというような苦しい状況に農家はあるのかなというような把握はしているところでございます。
○７番豊留榮子議員　自然の状況の中で作物を育てるっていうのは本当に大変なことなんだなって実感することでした。
では次の質問に入ります。最後の質問ですが、2050年までに有機農業の面積を25％にするという大きな目標を掲げるみどりの食料システム戦略について、市の見解をお伺いいたします。
○沖園信也農政課長　ただいま議員からありました、みどりの食料システム戦略は、国が令和３年に持続可能な食料システムの構築に向け定めたもので、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷低減のイノベーションを推進するとし、目指す姿と取組方向が示されております。その目指す姿の一つとして、2050年までに耕地面積に占める有機農業の割合を25％、100万ヘクタールとしています。
また、鹿児島県と県内43市町村は共同で、みどりの食料システム法と呼ばれる、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の規定に基づき、鹿児島県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画を作成し、その計画におきまして、有機農業取組面積を令和３年の990ヘクタールから、令和13年には2,000ヘクタールとした目標値を掲げております。
本市におきましては、現在、露地野菜が１事業者、茶が２事業者、桑茶が２事業者の計５事業者が有機ＪＡＳの認証を受けており、有機転換移行中が茶で７事業者あるところです。
有機栽培は、生産性が低く、高い栽培技術が求められ、栽培する圃場の選定や雑草対策に苦慮するなどの課題が多いようですが、農薬などの使用が少ないため体への負担や環境負荷が少ないことで農作物の付加価値を高めるというメリットも大きいと言われております。
このような状況を踏まえ、本市では、新年度から有機農業に取り組む生産者等に対して、国の環境保全型農業直接支払交付金の活用や、本市独自の有機茶園環境整備対策事業を創設し、有機栽培に係る負担が軽減されるよう支援していきます。
申すまでもございませんが、みどりの食料システム法やその戦略、国と一緒に定めた計画など、その内容に沿った農業を推進することが行政の責務でありますので、新年度からの取組を通じて、多くの農業生産者等が経営の一つとして有機農業に取り組みやすい環境を整え、農家はもとより消費者や仲卸業者等に有機農業が浸透していくよう関係機関と連携を図り進めていきたいと考えております。
○７番豊留榮子議員　ぜひこの有機農業の面積を広げて、市民が安心して食べられるような作物をぜひ作っていっていただきたいと思いますので、市のほうの補助も引き続きよろしくお願いいたします。
これで終わります。
○永野慶一郎議長　以上で、豊留榮子議員の一般質問を終わります。
以上で、本日の日程は終了いたしました。
本日は、これをもって散会いたします。
午後４時21分　散会

本 会 議 第 ３ 日

（令和７年３月４日）

令和７年枕崎市議会第２回定例会

議事日程（第３号）

令和７年３月４日　午前９時３０分開議

日程番号	件名		
1	一　般　質　問	橋　口　　洋　一	議員（83ページ～90ページ）
		水　野　　正　子	議員（90ページ～100ページ）
		辻　本　　貴　志	議員（100ページ～105ページ）
2	議案第20号令和７年度枕崎市立病院事業会計予算の訂正について		

○　本日付議された事件は議事日程（第３号）のとおり

1　本日の出席議員次のとおり

１番　永　野　慶一郎　議員	２番　下　竹　芳　郎　議員
３番　辻　本　貴　志　議員	４番　上　迫　正　幸　議員
５番　水　野　正　子　議員	６番　立　石　幸　徳　議員
７番　豊　留　榮　子　議員	８番　眞　茅　弘　美　議員
９番　禰　占　通　男　議員	10番　平　田　るり子　議員
11番　橋　口　洋　一　議員	12番　吉　嶺　周　作　議員

1　本日の書記次のとおり

新屋敷　　増　事務局長	畠　野　照　文　書記
宮　下　和　也　書記	川　瀬　裕　也　書記
山　口　美津哉　書記	

1　地方自治法第121条第１項の規定による出席者次のとおり

前　田　祝　成　市長	本　田　親　行　副市長
山　口　　太　総務課長	日　渡　輝　明　企画調整課長
鮫　島　寿　文　水産商工課長	松　田　勇　一　市民生活課長
篭　原　正　二　財政課長	福　永　賢　一　福祉課長
中　嶋　章　浩　スポーツ・文化振興課長	神　浦　正　純　建設課長
沖　園　信　也　農政課長	平　塚　孝　三　健康課長
鮫　島　眞　一　税務課長	川　野　優　治　地域包括ケア推進課長
上　園　秀　人　水道課長	今給黎　　仁　水道課参事
西　村　祐　一　市立病院事務長	田　代　勝　義　監査委員事務局長
水　流　敏　幸　監査委員	天　達　純　子　地域包括ケア推進課参事
森　　智　賀　健康課参事	中　村　俊　彦　農政課参事
桑　原　英　樹　水産商工課参事	立　石　秀　和　市民生活課参事
板　敷　勝　利　会計管理者兼会計課長	大工園　昭　則　建設課参事
橋　口　和　洋　企画調整課参事	平　田　寿　一　総務課参事
木之下　浩　一　教育長	高　山　京　彦　教育総務課長兼給食センター所長
日　髙　佳　子　学校教育課主幹兼学校教育係長	木　浦　勝　美　生涯学習課長
永　江　靖　博　農委事務局長兼農業振興係長	木口屋　和　彦　選管事務局長
宮　原　　司　消防長	中　原　勝　一　消防総務課長兼消防団係長
中　原　広　次　警防課長兼消防署長	中　山　俊　吾　総務課行政係長

午前９時30分　開議

○永野慶一郎議長　定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

昨日に引き続き一般質問を行います。

まず、橋口洋一議員。

［橋口洋一議員　登壇］

○11番橋口洋一議員　通告に従い一般質問を行います前に、本日は、枕崎市明るい選挙推進協議会、通称、明推協の委員である枕崎高等学校と鹿児島水産高等学校の皆さんが議会の傍聴に来ていただいていると伺っております。傍聴ありがとうございます。

高校生の明推協委員は全国にも数例しかない先進的な取組であると伺っており、私たちも誇らしく思っているところであります。

先日、枕崎高校にお伺いして実施した租税教室において、税の使い道を決める議員等の選挙での投票行動を見ると、若い方々は、年齢の高い方々と比較すると、有権者数においても少ない上に、投票率においても低い現状があることから、ややもすると議会において若い方々の意思が十分に反映しづらい、そういう状況につながってくるというような話もしたところです。

本日は、選挙で選ばれた市長・議員が議会においてどのようなことを行っているのか、市民生活に関係することがどのように語られているのか、実際、肌で感じ取っていただければ幸いです。

近くには、参議院議員選挙が控えており、その選挙からは、市内高校でも出張投票所が開設されることとなるとも伺っております。皆さんのような未来を担う若者が、政治への関心を高めていけるよう、様々な経験を積んでいただき、皆さんが先頭に立ち、これからも活発な活動を続けていただきたいと思います。

それでは一般質問に入ります。

本日は、昨今、庁内のデジタル化・ＤＸ化についても叫ばれる中、議会においてもデジタル化、ＤＸ化を少しでも前に進めるために、紙ではなく、令和４年度に議会に配備されましたタブレットを使用して質問をしたいと思います。

市の中心を流れる花渡川は、南さつま市南部の磯間山に発し、本市において金山川、中洲川等の支川を合わせ、流域面積47.5平米、流路延長11.5キロの二級河川であります。

花渡川の下流部は、両岸とも護岸工が施工されているために植生は見られませんが、空石積の区間には、ヨシ、ススキ等が生息している美しい河川でもあります。

花渡川では、神浦橋が流出した平成５年９月の台風13号の被害を受け、床上浸水対策緊急事業、その後、防災・安全交付金事業を実施していることから、河川としての治水は相当進んできているところと認識しております。しかし、一旦、整備が落ち着いてきている花渡川も、その管理が行き届かなければ、河川としての求められる役割を果たすことができなくなるということは、公共施設を維持管理されている市当局におかれましては、十分認識されているところかと思います。

そこで、今回は、花渡川及びその近隣の市道に係る整備・管理についてお伺いします。要旨の１番目にありますが、まず、花渡川の小川橋から上流域堤防に群生する草木の管理についてお伺いします。

私も幼少の頃から花渡川を見て育っておりますが、昔の堤防の様子を思い返すと、背の低いススキなどはところどころにあったようにも記憶しておりますが、その頃と比較すると、現在の花渡川堤防沿いの草木は、背の高い草木により視界が遮断されるほどになっており、堤防の草木の群生は勢いを増しているように思えますが、管理状況はどのようになっておりますでしょうか、お伺いいたします。

［前田祝成市長　登壇］

○前田祝成市長　高校生の皆さん、傍聴ありがとうございます。

花渡川水系花渡川は、県管理の二級河川であります。過去には豪雨や台風により多くの浸水被害が繰り返されてきましたが、平成12年度から浸水被害の大きかった区間について改修事業に着手し、平成27年度で花渡川の治水対策における事業が一通り完了し、平成28年度からは、支流の二級河川中洲川の改修に着手し、現在は下園橋付近の町田頭首工や下園橋の整備を年次的に実施しています。

また、維持管理につきましては、管理者である県と本市の役割を調整し、災害発生の防止及び軽減、正常な河川機能の維持、河川環境の整備と保全に適切に努めています。

管理状況の詳細、具体的な管理状況につきましては、担当課長が答弁いたします。

○神浦正純建設課長　お尋ねの花渡川は二級河川であり、県が管理する河川となっていることから、河川の護岸等の伐採については、基本的には県が実施することとなっています。

しかしながら、河川堤防敷に位置する市道として利用している区間においては、河川管理者である県と道路管理者である市で締結した、河川堤防と道路との兼用工作物管理協定により、路肩に接するのり面で路肩から１メートルまでの範囲については、道路管理者が維持を行うとされていることから、通行に支障となる路肩及び路肩に接するのり面で大型草刈り機の作業範囲である約２メートルについては、市のほうで年に２回程度伐採を実施しているところです。

また、堤防敷にある市道の中でも、山下集落や水流集落付近の区間については、県が支援する、みんなの水辺サポート推進事業や、本市の市道雑草伐採業務委託などにより、関係公民館の方々の御協力をいただいている状況です。この区間は、人力作業で、各公民館によって異なりますが、年に２回以上、多い区間では年四、五回実施しているところもあるようです。

さらに、国道225号に接する新中洲橋から野村電機前付近までの区間については、直轄国道の管理者である国と河川管理者である県との間には、管理協定なるものはなく、基本的には地籍による境界によって管理を区分していると伺っているところです。

○11番橋口洋一議員　堤防沿いの草木は群生の具合というのは、以前とは大きく変わっているような印象がありますが、いかがなものでしょうか。

○神浦正純建設課長　以前から同様の草木の種類が群生しているようですが、草木の根株が大きくなっていることから、草木の成長が早くなっていると考えているところです。

○11番橋口洋一議員　根株が大きくなっているということは、やはり以前には見られなかったような大きさ・高さで群生しているというようなことにつながるのではないかと思っております。岩崎から富岡にかけての堤防沿いの草木はまるで壁のようになることもあります。

市の作業も１年に２回と言わず、状況を見てもっと作業をお願いしたいと思うところですが、人手不足の中、ほかの市道の管理もあると思いますので無理は言いませんが、年２回の作業はですね、繁茂の状況を見て適切に実施していただきたいと思います。

次に、市の実施している作業については分かりましたが、市が伐採作業を実施している範囲、２メートルと先ほどおっしゃられましたが、それ以外の伐採というのは、先ほどの答弁にもありましたとおり、河川を管理する県が行うことになっていると思われますが、市が伐採した後、あまり手をつけられず、放置とまではいかないまでも、ずっと段になったままというところも多く見られます。市当局では、どのような頻度・方法で伐採を実施していると把握しているところでしょうか。

○神浦正純建設課長　県に確認したところ、堤防や河川敷地内にある竹林等の伐採作業については、河川の点検結果により、河川断面が著しく阻害され、治水上緊急性の高い箇所から順次実施しており、実施する範囲については、過去の浸水被害実績や背後地の状況など、総合的に勘案して決定していると伺っているところです。

よって、県による伐採作業は定期的なものではなく、治水上の観点から総合的に判断して実施

しているものと認識しております。
○11番橋口洋一議員　堤防沿いには、徒歩で通学する児童生徒、健康維持のためウオーキングを楽しむ方々、そういった方も多く見られるところです。
　今回、質問対象としている花渡川以外にも、堤防沿いの死角になるような箇所というのは、市内にも多数見受けられるところと思われます。河川機能の維持のみならず、防犯の観点からも、堤防沿いの除草作業は重要と考えております。
　実際、私が勤務している放課後児童クラブにおいても、そこは中洲川の話になるところなんですが、放課後児童クラブへ帰ってくる際には周りから見えないことから、川沿いというのは絶対に通らないように口酸っぱくして言って、防犯・事故防止に努めているところです。
　そのような状況が散見される中、当局としては、今後どのように作業を進めていくと考えられているところでしょうか。
○神浦正純建設課長　河川管理者である県としては、限られた予算の中で、まずは治水機能の観点から、防災を最優先して維持管理を行っていると考えられますが、御質問の防犯や環境の観点に立った維持管理についての御意見等を踏まえ、県へ継続して要望を行っていきます。
　なお、通学路などに利用している市道については、定期的に点検を行い、河川流域の環境整備に努めてまいりたいと考えています。
○11番橋口洋一議員　分かりました。よろしくお願いします。
　付け加えにはなりますが、最初の質問時に出てきております山下集落、水流集落付近の区間においては、地域の方々が手をつけられない箇所について、県に依頼して近く作業をすると、そういうふうに言われたことがあったらしいんですけれども、担当者が代わったとかいろいろな事情がありまして、作業がされないまま長く放置されていたという、こともあると伺っております。特に県に対しましては、適時・適切な作業というのを強く要望をお願いしたいと思います。
　次の質問に移ります。次は、草木などの環境整備の関係から、構築物である護岸の整備についてであります。
　要旨の２にありますとおり、これまでの質問により、河川の伐採等の維持管理においては、県との役割分担があるということは、先ほどお聞かせいただいたところです。続いて、花渡川の整備における県との役割分担について伺います。
　国が定める河川法第16条の２においては、河川整備計画は、降雨量、地形、地質、その他の事情により、しばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、または災害を軽減するために必要な措置を講ずるように特に配慮して策定するように規定されているところであります。また、平成15年に県が公表した本市花渡川水系河川整備計画においては、河川整備の実施に関する事項、その中の河川の維持の目的、種類及び施行の場所という部分におきまして、堤防、護岸については、河川巡視を行い、亀裂、陥没等の異常があり、河川管理上支障のある場合には必要な対策を講じるというふうにされておるところです。
　平成５年９月、台風第13号浸水を契機に、平成12年度から県の防災・安全交付金事業により整備が続けられているところかと思われますが、それらに伴う、花渡川の整備状況というのはどのようになっているところでしょうか。
○神浦正純建設課長　二級河川花渡川の改修事業については、県が事業主体となって、国の補助事業として平成12年度より統合河川整備事業、平成14年度からは中洲川合流付近を中心に、床上浸水対策特別緊急事業を活用、さらに平成20年度より総合流域防災事業が採択され、護岸整備や河床掘削等を実施し、平成27年度に当初計画された一連の整備は、一通り完了しているところでございます。
○11番橋口洋一議員　花渡川下流のところですね、昭和初期の石積により護岸の上に、コンクリートによりかさ上げされた新たな護岸が設置されている箇所が多く見られるようです。そのよ

うな護岸の中には、当初の護岸である石積部分が崩落している箇所も見られるようであります。実際、小川橋下流においては、コンクリート堤防部分に亀裂が入っている箇所が見られ、その河川側下部においては、古い石積が崩れているようにも見えるところもあります。亀裂のみではなく、実際、河川側に堤防がずれている箇所もあり、早急な対応が必要と考えられます。市当局としてはどのような対応を取っているのでしょうか。

○神浦正純建設課長　お尋ねの箇所の小川橋下流部の左岸については、コンクリート護岸の沈下と思われる段差が見られ、護岸に接する市道平田潟花渡橋線の歩道護岸側に、幅20センチから30センチメートルの陥没が連続的に生じています。

市では必要に応じて陥没箇所の埋め戻しを実施していますが、日がたつにつれ再度陥没が生じる状況であることから、歩行者の安全を確保するために区画を区切り、応急的な処置ではありますが、立入禁止など当面の対策は行っているところです。

このような状況については、河川管理者である県へ、南薩地区総合開発期成会や南薩地域土木事業連絡会及び南薩地区行政懇話会などにより、改修などの要望を行っているところです。

○11番橋口洋一議員　要望を行っているというところではあるとは思うんですけれども、花渡川下流域っていうのは、もともと塩田があったという辺りであります。地盤が砂地であることから、基礎部分というのは非常に軟弱であるんではないかというふうに思っているところもあります。そういった中ですね、市当局におかれましては、この現象が起きる原因というところはどのように想定されているところでしょうか。

○神浦正純建設課長　市といたしましては、当該箇所はコンクリート護岸の沈下と思われる段差が見られ、地盤の陥没が生じているのではないかと推測していますが、詳細な調査がなされていないため、具体的な原因は判明していないところです。

○11番橋口洋一議員　具体的なメカニズムというか原因というのは判明してないと、そういうお話ですけれども、ここに限らずそのほかにもＪＡ前の国道を走っていますと、道路面のひび割れ、それを補修した跡っていうのが見られるところもあります。それらの箇所から河川側にかけて傾斜しているようにも見えるところです。

小川橋下流部左岸、左側のコンクリート護岸の沈下というのは、ＪＡ前の路面の傾斜、ひび割れ等にも通じるところがあるのかと思われるところなんですが、どのように当局はお考えでしょうか。特に、花渡川の左岸のほうに多く見られるような事象ではないかというふうにも考えておるんですが、いかがなものでしょうか。

○神浦正純建設課長　御質問のとおりですね、国道225号の中洲橋からＪＡ枕崎支所前付近までの左岸と思われる箇所については、市としましては、小川橋下流とは異なった状況で、昔ながらの石積護岸であり、護岸の一部において石の緩みがあることから、路面の沈下や段差が生じていると推測していますが、先ほども申し上げたとおり、詳細な調査がなされていないため、具体的な原因は判明してないところです。ほかにも、左岸側の新花渡橋から小川橋までの区間について、同様の状況を把握しているところでございます。

○11番橋口洋一議員　今、状況を把握しているというお言葉がありましたけれども、把握しているのであればですね、どのようにその事象に対して対処する方針かというのをお聞かせいただきたいと思います。

○神浦正純建設課長　県の応急的な対策といたしましては、ＪＡ枕崎支所付近の国道225号沿いの護岸について、石積補修工として、石積工に一部緩みがあることから、部分的でありますが、その緩みを解消する工事を実施しており、今後の対策工法としての妥当性について検討していくと伺っているところです。

さらに、国道においても国が令和６年度の補正予算を活用して、当該箇所の舗装修繕工事の計画をしていると伺っているところです。

○11番橋口洋一議員　ということは、市・県・国いずれも河川の状況というのは把握しているということですね。そうすると、今のところ詳細が分かってないところだとは思うんですけれども、改修を行うとすれば、どのような工法・規模が想定されるところなんでしょうか。

○神浦正純建設課長　現時点での県の回答といたしましては、花渡川の護岸については、積みブロックのずれやパラペットのひび割れなど、治水上、修繕が必要な箇所については、緊急性の高い場所から適宜対応してまいりたいとされているところです。

　また、市としましては、対策規模が大きいと認識していることから、県単での整備ではなく、国の補助事業を活用できないものか、これまで相談も行いましたが、県としては、現時点では老朽化対策等のメニューについて該当するものがないと伺っているところです。

○11番橋口洋一議員　今、答弁の中にパラペットという聞きなれない用語がありましたが、それってどういうものを指すものでしょうか。

○神浦正純建設課長　パラペットについてですが、これは河川におけるパラペットとはですね、道路が低いところにあり、川が増水すると冠水する危険があるため川と道路の間に造られる擁壁のことであります。

○11番橋口洋一議員　私たちが通常目にする堤防と私たちが言っているところかなというのは感じられたところです。分かりました。

　小川橋下流のところですね、もしくはＪＡ前、現状では崩落というところまでは至っておりません。至ってないところですが、一たび被害が発生すると、市民生活に多大な影響を与えかねない部分であることから、早急な対応を願うところでありますが、よろしくお願いしたいと思います。

○前田祝成市長　今、建設課長のほうからも現在の状況等を御説明させていただきましたが、今、議員のほうからございました要望という部分につきましては、本当に市民生活に影響を与える部分でございます。私のほうも様々な機会を活用して、期成会等も含めてですね、緊急性の高い箇所から適宜対応していただけるように、引き続き関係各所へ強く要望し、早急な改善に努めてまいりたいと思います。

○11番橋口洋一議員　市長のお言葉もありました。強くですね、県のほう、国のほうにも併せて要望を続けていっていただいて、適正な河川が維持されるようお願いをしたいと思います。

　続きまして、要旨３のほうに移ります。市営野球場西側における路面沈下に係る対策についてです。

　要旨のところにもありますとおり、路面の沈下というのが市営野球場の横のほうですね、その区間について多発しているところかと思います。先ほどの質問にもつながるところでありますが、花渡川中流から下流域にかけては、かつての塩田があったことから砂地の非常にもろい地盤の地域であると考えております。そのもろい地盤であることに起因して路面の波打ち、マンホールに周辺の路面が沈下し、通行時非常に危うい状態になっているところです。

　令和５年12月定例会における豊留議員の一般質問においても同様の質問がありました。

　その際には、建設課長から、「市営野球場西側の深浦岩崎線については、これまでも地盤沈下により路面に段差などが生じており、交通安全上支障があることから幾度か修繕工事を実施してきている。その原因は、道路の地下５メートルに位置する下水道管の埋設工事により掘削した範囲の地盤が安定しないことにあると考えている。路線の指摘箇所においては、満潮により花渡川の水が上昇することで地下水位も地表面から１メートル程度まで上昇し、その後、花渡川の水位が下がることで、当該箇所の地下水位も一緒に下がることになり、地下の土の粒子などが吸い出されるため、地盤が安定せず地盤沈下を起こし、路面の段差が生じていると推測している」というふうに答弁がございました。その後の豊留議員の質問については、マンホールの関係が主だったかと思います。

これを踏まえてですね、構造物が引き起こすトラブルという点で、花渡川流域の諸問題というのは、軟弱な地盤に起因するというところでは、根底が同じなんではないかなと考えております。周辺の家屋においては、大型車などが通過する際に波打つような振動が起こり、家屋の壁等にひびが入るなどの被害が見られるところもあるようです。そういった原状回復のためには、どのような方法が考えられるところでしょうか。

○神浦正純建設課長　ただいま質問者の説明にもございましたが、令和５年12月定例会の答弁にもありましたように、原因としては、付近一帯の地盤が砂地であること、潮汐の影響を受ける河川の近接地のため地下水位の変動が大きいことなどの複数の要因が影響し、下水道管埋設工事で掘削した範囲の地盤が安定していないことが考えられることから、舗装、路盤を含んでですね、舗装だけでなく地盤の改良が必要と考えられます。

工法といたしましては、掘削部の地盤を安定させ、土の吸出しを防止するために、地下地盤を固める薬液注入工法などが想定されますが、工事費が高額となることや、現時点で当該対策に該当する補助事業等が見つからないことから、これまで路面修繕で対応してきているところです。

また、地下水位の影響も少なからず想定されることから、改良を行っても完全に解消できるか見通せていないところでございます。

○11番橋口洋一議員　今、先ほどの堤防と同じく、まだ状況がきちっと把握できてないというようなところかと思いますが、同じ市道深浦岩崎線においても、弓道場から南、そして枕崎高校から北のほうについては、同様の症状というのはあまり見られていないというふうに感じております。それは単に地下構造の違いなのか、それとも下水道敷設時の工法的な違いがあるのか、お示しください。

○神浦正純建設課長　現地盤的には大きな差はないと考えられますが、地下水の流れなどはっきりしたことは把握できていないところです。また、下水道管敷設工事の工法については、弓道場から国道226号までの区間については、推進工法により開削による掘削は行っておらず、枕崎高校正門前から弓道場までの区間は、開削工法によって施工しており、その埋設管の深さは、弓道場前付近の約５メートルから枕崎高校正門前付近の約３メートルへと徐々に浅くなっているところです。

このような状況から、お尋ねの弓道場から南のほうですね、推進工法のため路面沈下はあまり見られず、枕崎高校正門前から弓道場までの区間については、掘削深さが変化していることから、深いところほど、潮汐や地下水位の影響を受けやすく、路面の沈下が大きくなっていると推測しているところです。

○11番橋口洋一議員　今御説明がありました推進工法と掘削工法ですね、これっていうのは工法的にはどのような違いがあるんでしょうか。なお、掘っているというのは同じでしょうが、工法的な違いというのをちょっとお示しいただければと思います。

○上園秀人水道課長　下水道における推進工法と開削工法のお尋ねでございますけれども、推進工法といいますのは、発進立坑と到達立坑という掘削穴を掘りまして、そこから管を文字どおり推し込んでですね、地上を開削しない工法ということになります。

おおよそ地下水位があるところであるとか、深いところ、交通量の多いところで取られている工法ということになります。

一方、開削工法というのは、通常の工事等でも見られますように、地上からバックホウ等で土を掘り起こして工事を行っていくというような工法ということでございます。

○11番橋口洋一議員　分かりました。やはりこの区間というのは、大きくやり方が違うというところで、原因の一つなのかなと考えられるところです。

工法的な違いは分かりましたが、実際ここの周辺におきましては、地盤沈下もありますが、振動というそういった被害も見受けられるところです。そういった住民への振動被害の把握、対応

というのはどのようになされているところでしょうか。

○神浦正純建設課長　大型車の通行時による振動については、これまでも付近住民の方から情報提供をいただいたことがあり、現地調査の上、対策必要箇所の路面修繕を実施してきたところです。

○11番橋口洋一議員　住民の方からの声に応じてですね、対応しているというところではありますが、そのほかにも届いていない声というのもあるかもしれませんので、そこは十分に配慮していただいて、市道の管理を行っていただきたいというふうに思います。

また、先日発生しております八潮市の下水道管陥没事故に関連して、本市の道路陥没等への対応というのはどのようになっているんでしょうか。

○上園秀人水道課長　下水道事業におきましての陥没等の対応については、私のほうで答弁をしたいと思います。

今回の埼玉県八潮市の下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没事故を受けて、１月29日付で国土交通省から、流域下水道管理者が管理する１日最大処理水量30万立方メートル以上の下水処理場に接続する口径2,000ミリ以上の下水道管路について、下水道管路施設に対する緊急点検が要請されました。

本市の下水道は、公共下水道であり、終末処理場は１日最大処理水量6,500立方メートルとなっているところです。また、口径2,000ミリ以上の下水道管路はございませんので、今回の下水道管路施設に対する緊急点検施設には該当していないところであります。

全国的には、７都府県13か所の流域下水道が該当し、下水道管路約420キロメートル、マンホール約1,700箇所の緊急点検の結果、管路の腐食などの異常が３か所で確認されているようです。

下水道の維持または修繕の基準は、下水道管路の腐食等に伴う道路陥没が多発したことから、計画的な維持管理を推進するため、平成27年に下水道法が改正され、技術上の基準として、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれが大きい排水施設にあっては、５年に１回以上の適切な頻度で行うことが規定されております。

本市におきましては、供用開始を行った昭和59年から２年を経過した昭和61年度より下水道管内の汚物の堆積の防止と管路の長寿命化のため、毎年範囲を決めて管路清掃等を行っております。あわせて、管内やマンホールの点検を実施しているところでございます。

○11番橋口洋一議員　これまでも下水道の関係はですね、料金引上げ等の際にも適切な管路管理をされているというお話は伺っておりますので、今回の点検において対象がなかったというところではありますけれども、そこは日々の管理をしっかりとしていただきたいと思います。またこの部分につきまして、道路管理者のほうとしてはどのような対応を取っているところなんでしょうか。

○神浦正純建設課長　道路管理者といたしましては、地下埋設物の各道路占用物について、日常の道路パトロールや市民からの情報提供により、異常を確認した場合には、道路占用者と協議の上、修繕等の対策を実施しております。

○11番橋口洋一議員　適切な管理をよろしくお願いいたしたいと思います。

現地で路面の沈下が起こるというのは、先ほど来お話があります地下水の関係のためか、いつも急であります。突然、大きく沈下するということが多々見受けられるところです。近隣には酒造会社もあることから、大型トラックが往来し、常に振動が発生し、また、高校生等のバイク等の往来もある場所でもあります。周辺住民への配慮と事故が起こる前の抜本的な対策ということを取ることは考えられないところでしょうか。

○神浦正純建設課長　抜本的な整備を行うとすれば、大規模な改良工事となることが想定されることから、早急な対応は難しいと考えています。現状といたしましては、道路パトロールによる経過観察や市民からの情報提供により、路面の沈下箇所を確認しながら路面補修を実施するなど、

適宜対応していくこととなります。

また、今後、当該箇所に有効な工法や、その費用対効果など総合的に判断して、よりよい対策を研究してまいりたいと考えております。

○11番橋口洋一議員　先ほども申し上げましたとおり、地下水の関係のため急に沈下するというところ、近くに酒造会社もあるというところ、また高校生のバイクの往来があるというところ、そういうところであります。周辺住民への配慮と事故が起こる前の抜本的な対策を願わずにはいられないところです。

先ほどの河川の管理とともに、漠然とした見えない危機ではありません。今、見えている危機に対して適切な対応をお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○11番橋口洋一議員　以上で、橋口洋一議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時16分　休憩

午前10時25分　再開

○永野慶一郎議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、水野正子議員。

［水野正子議員　登壇］

○５番水野正子議員　本日は、鹿児島水産高校生、枕崎高校生の皆様、傍聴ありがとうございます。昨日は卒業式だったとお聞きしております。御卒業おめでとうございます。

朝から荘厳な雰囲気に圧倒されているかと思いますが、これをきっかけに、市役所、政治、選挙に興味を持っていただけることを期待しております。

それでは通告に従い一般質問をしてまいります。

３月１日から８日まで女性健康週間、３月８日は国際女性デーです。そこで、今回は女性の働く環境、女性の健康について質問してまいります。

1904年、ニューヨークで婦人参政権を求めたデモが起源となり、国連によって1975年３月８日を国際女性デーと制定されました。国際女性デーは、女性の社会的、経済的、文化的、政治的な成果をたたえる日です。この日は、ジェンダー平等の推進や女性の権利を守るための行動を再確認し、世界中で啓発活動やイベントが行われています。ジェンダーギャップ指数で下位に位置し、政治経済の分野での女性の進出が遅れています。特に政治や経営職などで女性が少なく、意思決定の場の参画が十分に進んでいません。男女間の賃金差も依然として大きな問題であり、同じ仕事に従事していても、女性の収入が男性より低い傾向があります。女性が子育てや介護などの家庭の責任を負う割合が高いため、仕事との両立が難しく、キャリア継続が阻まれることが多いです。結果として、出産や育児で一度退職すると再就職が困難になるケースもあります。職場でのハラスメントも依然として課題であり、差別的な対応が女性の社会進出の障壁となっています。

これらの課題を克服するためには、法律や制度の整備だけでなく、職場や社会全体の意識改革が求められています。また、男性の育児参加の推進や働き方改善によって、男女問わず多様なライフスタイルが尊重される環境整備も重要です。

先般の南日本新聞では、政府は、女性活躍推進法改正案が示され、推進法成立から10年、働く女性の健康上の課題に配慮すべきだと初めて明記され、政府は、女性の健康問題による経済損失を年間約３兆4,000億円と試算しており、企業経営でも重要なテーマとなり、改正案が成立すれば、厚生労働省が対策の検討を本格化させ、年内には実行に移すと紹介されました。

そのような中で、女性管理職の登用について伺います。

全国における市区町村の課長相当職以上に占める女性の割合は、令和５年において12.8％で

あり、本市は8.3％で、本市の目標数は10％なので、依然低い水準にとどまっております。平成20年４月、内閣府では、あらゆる分野における女性の参画を加速するため、女性の参画プログラムを策定し、平成23年２月には、2030年30％の目標の達成に向け、今後、取り組むべき喫緊の課題として、一定割合で女性を登用する制度、いわゆるポジティブ・アクションの推進を上げ、都道府県、政令指定都市、地方六団体、各種機関・団体等に要請文を発出しております。平成27年には、女性活躍推進法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立し、指導的地位に占める女性の割合が先進諸国を大きく下回っている現状を含め、事業主に強く行動を求めております。

このような状況を踏まえ、我が市の女性管理職について伺います。現在、女性の管理職の割合をどのように受け止めているのか伺います。

［前田祝成市長　登壇］

○前田祝成市長　本市には、現在３人の女性管理職がおりますが、令和６年４月１日現在の本市の管理職の総数が36人でありますので、ただいま質問者からございましたとおり、女性管理職の割合は8.3％となっております。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法に基づいて本市が定めております特定事業主行動計画におきまして、本年度は、令和３年度から令和７年度までの５年間の後期計画期間の中にあり、同計画において定めております女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標のうち、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合は、令和７年度までに10％とする目標を定めておりますが、先ほど申し上げましたとおり、その目標を達成できていないところです。

これまでの一般質問でも答弁してきておりますとおり、管理職の登用に当たりましては、今後も男女の区別なく、意欲と能力がある職員を登用していく考えに変わりはございません。女性管理職の登用が進み、意思決定の場に女性職員が増えていくことは、新たな発想や視点が取り入れられたり、多様性に富んだ活力ある組織づくりにつながるものと考えております。

また、女性の管理職を増やしていくためには、女性職員を一定程度採用すること、出産後も継続して就業していること、男女の区別なく人材育成が図られていること、これらの結果として係長級の管理職候補層の女性職員が増えていくことが必要となることから、採用から配置、育成、昇任にわたる長いプロセスにおける取組が求められます。

今後とも、キャリア意識の醸成を図るための研修等の実施や多様な業務への積極的な配置を通じた人材育成と同時に、これは男女問わずですが、仕事と家庭生活の両立がよりしやすくなるように、勤務環境の整備にも努めてまいりたいと、そのように考えております。

○５番水野正子議員　これからもですね、女性が活躍できる場を増やしていっていただき、意思決定の場に女性を増やしてほしいと考えています。女性管理職を増加させるためには、ポジティブ・アクションの導入といったことも必要と考えます。ポジティブ・アクションとは、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別な機会を提供する措置です。日本語では積極的差別是正措置とも呼ばれています。

目的は、実質的な機会均等を実現すること、男女労働者の格差を是正すること、優秀な人材の確保や企業の生産性を図ること。具体例で言いますと、女性の積極的採用、女性の職域拡大、管理職登用率の向上、継続就業の体制整備などですが、見解をお聞かせください。

○山口太総務課長　ただいま質問者から、ポジティブ・アクションについて、積極的差別是正措置と呼ばれていると御紹介いただきました。

本市では、枕崎市男女共同参画推進条例におきまして、このポジティブ・アクションについて、積極的改善措置と定義し、「社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供

することをいう。」と定めております。
ポジティブ・アクションは、ただいま質問者からございましたとおり、一般的に、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことを言うとされております。
先ほど女性管理職の登用に関する御質問がございましたように、例えば、課長級の管理職は、男性が大半を占めているといった差が男女の労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の団体や企業が行う自主的かつ積極的な取組のこととなります。
ポジティブ・アクションには様々な手法がございまして、女性管理職の登用に関して申し上げますと、性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる手法であるクオータ制などの、指導的地位に就く女性等の数値に関する枠などを設定する方式、そしてゴール・アンド・タイムテーブル方式といいまして、指導的地位に就く女性等の数値に関して、達成すべき目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する方法、そして研修の機会の充実、仕事と生活の調和など女性の参画の拡大を図るための基盤整備を推進する手法である、基盤整備を推進する方式などの手法があるようです。
本市におきましても、このポジティブ・アクションについては、先ほどからございますように達成には至っていないものの、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合を、令和７年度までに10％とする目標を定めて取り組んでおります。また、先ほど市長から、女性の管理職を増やしていくためには、女性職員を一定程度採用することが必要との答弁もございましたけれども、令和６年度の採用した職員に占める女性職員の割合は41.2％で、目標の40％を達成できております。
そのほか、女性の参画の拡大を図るための基盤整備の推進にもさらに努力していかなければならないと考えているところでございまして、今後とも、男女共同参画あるいは女性活躍のさらなる推進に向けたポジティブ・アクションの取組については、積極的に進めていくべきものと考えております。
○５番水野正子議員　目標を立てて取り組んでいること、今も取組があるということを承知いたしました。今後も期待しております。
女性管理職に就くのを断る方もいるとお聞きしますが、管理職の仕事内容が昔のままでアップデートされていないのではないかと考えます。昔のままの業務内容、それを女性に求めても管理職を引き受ける人はいないかと思います。女性だからできることや、成長を後押しできる環境づくりを要望しておきます。
続きまして、少子高齢化が進む我が市にあって、これからも発展を望むならば、女性の潜在能力の積極的な活用しかないと考え、質問いたします。
女性が外で働くということにつきましては、子育てについてもそれぞれの考え方があり、フルタイムで働き、出世を目指すような働き方だけが求められているわけではありません。きちんと時間どおりに帰宅できることが最重要という方もいらっしゃいますし、場合によっては、短時間で働きたいというような多様な働き方の希望があります。
一方、能力によっては、女性もきちんと管理職に登用されるような体制ということも重要であります。このようなバランスが大切だと思いますが、我が市においてそのような多様な働く場があるのか、お伺いいたします。
○山口太総務課長　先ほどの女性管理職の登用ということに関しても、それを希望しない女性職員もおりますし、これは女性に限らず、仕事に対する考え方というのは職員それぞれであると思います。
女性の多様な働く場はあるのかというお尋ねですけれども、妊娠・出産・育児等と仕事の両立

支援のための制度につきまして、本市では、分娩前後の女性職員が取得できる特別休暇である産前・産後休暇、あるいは育児休業、そして中学校就学前の子の看護のための年５日の特別休暇である子の看護休暇のほか、年次有給休暇の取得で育児等への対応がなされているのが現状であります。そのほかでは、子の養育のため、深夜勤務・時間外勤務の制限・免除の制度などもございます。このような制度を活用しながら、仕事と家庭の両立が図られている状況にあると考えておりまして、今後とも、これらの制度について、対象職員への説明のみならず、全職員への周知に十分努めていく必要があると考えております。

先ほどの女性管理職の登用との関連ですけれども、女性活躍推進のためには、先ほど申し上げたとおり、両立支援を進める必要がありますけれども、両立支援と聞くと、ややもすると、ゆるく働くというイメージを持たれる方もいらっしゃるかもしれません。しかしながら、能力を十分に発揮していただくためには、育児で休暇を取得しがちであるとか、あるいは時間外勤務ができないからなどの理由で、女性から仕事の機会を奪わないということも重要であると考えております。

新しい仕事、そして難しい仕事に就くということは職員が成長するチャンスとなりますので、子育て中であっても、しっかりと職員が成長できる機会を与えて育成していくことも、また大事なことと考えております。

○５番水野正子議員　看護休暇などですね、産前産後の休暇なども活用していただき、育児で仕事をする機会を奪わないことを要望しておきます。

次に、女性の働きやすい環境とはどのように捉えているのか、また本市の取組についてお聞かせください。

○山口太総務課長　女性の働きやすい環境についてですけれども、過去にも御質問いただきお答えしておりますように、やはり枕崎市役所に入りたい、枕崎市役所でずっと働きたいと思われるような魅力ある職場づくりを進めていくことが重要であり、そのためには、職員が働きやすさや働きがいを感じられるような職場づくりを進めていくことが必要であると考えております。

さらに職員の働きやすさ、働きがいを実現することによりまして、職員の仕事に対する意欲が向上し、生産性やパフォーマンスの源泉になることが考えられると思います。

女性職員の働きやすい職場はというお尋ねでございますけれども、結婚、出産、育児といったそれぞれのライフステージにおいて、仕事と家庭生活との調和が図られるような働き方ができる、そういった職場環境の実現を図っていく必要があるものと考えており、そのような職場が働きやすい職場ではないかと、そのように考えております。

○５番水野正子議員　今後もですね、コミュニケーションを取ったり、お互いの事情を理解し、働きやすい職場環境づくりを要望しておきます。

続きまして、育休についてお伺いいたします。育休を取られている方の人数を令和４年度から６年度までお示しください。

○山口太総務課長　令和４年度から６年度に育児休業を取得した職員の数でございますけれども、令和４年度５名、令和５年度３名、令和６年度は、現在まで４名の計12名となっております。これは各年度に育児休業の取得を開始した人数ということで御理解いただければと思います。

○５番水野正子議員　令和４年度から６年度まで12名ということを承知いたしました。

子育てに左右され、キャリアを積み上げるのが難しいですが、子育てが大変なのも乳幼児期までだと考えています。子供が成長した後は、今までどおりに働けると考えています。女性が職場に復帰できるように、後押しできる職場環境を要望しておきます。

本市の育児休暇に入った職員は、一旦、総務課付の職員にしているとのことですが、その中でまた復帰される際には人事異動を行い、配置について行っているということですが、必ずしも元いた職場に配置を行っているというわけではないとのことですが、子育て中の女性は不安やスト

レスも多い中で、どこに異動させられるか分からないとなると、復帰を諦める方もおられるのではないでしょうか。

育休から復帰後は元いた職場に復帰していただくという施策は取れないものか、お尋ねいたします。こう言いますのも、どこに配置されるか分からないという不安を感じさせないということが大事ではないかと考えます。乳幼児を育てている母親は、子供が病気をしたり、けがをしたりと、気が休まる時間がありません。そこでまた仕事のストレス、育児のストレスが重なると疲れ切ってしまいますので、元いた職場、慣れている仕事に復帰できるよう検討していただけないかお聞きいたします。

○山口太総務課長　ただいま質問者からございましたとおり、昨年の６月定例会の一般質問におきまして、育児休業中の職員は一旦、総務課付の職員として、復帰する際には人事異動による配置を行うため、必ずしも育児休業取得前に在籍していた職場に配置を行っているわけではないと答弁したことはそのとおりでございます。このことは、やはり、女性職員の育児休業期間は、１年とか２年といった長期にわたる場合が多いために、育児休業取得時に在籍していた部署には既に新たな職員が配置されていることなどによるものでございます。ただし、先ほど申し上げた令和４年度から６年度に育児休業を取得した職員では、健康課の保健師や市立病院の看護師など技術職につきましては、育児休業取得時に在籍していた部署に復帰しております。あと、本年度を例に取りますと、一般職の職員では、育児休業取得時よりも以前に在籍していた経験のある部署に配置を行った場合もあったほか、職員が育児休業から復帰する同時期に、他の職員が新たに育児休業を取得するといったケースがあって、その際には、その職場に復帰する職員を配置したといった事例もございました。

また、育児休業取得者の復帰する時期によって、年度初めから復帰する場合は、定期の人事異動の中で配置先を検討することになりますし、年度途中の場合は、また定期の人事異動の場合とでは配置先の考え方に違いが出てくる場合もございます。

ただ、ただいま質問者からございましたように、職場復帰後にどこに異動になるか分からないなどの不安やストレスによって復帰を諦めるといったことがないように、休業前後などにおける職員との面談等を通して、復帰後に配慮を必要とする事柄などについて確認したりしながら、配置先についても検討するといった取組も行っております。今後とも、育児休業取得者の職場復帰に当たりましては、仕事と家庭の両立がしやすいような必要な配慮を行ってまいりたいと考えております。

○５番水野正子議員　市役所の都合もあること、承知しました。今後も人事異動についての配慮を要望しておきます。

続きまして、新規採用職員の研修内容なんですが、総務課長研修、自治研修センターでは新規採用者、職員研修などがあり、職場への適応性を養うことを目的として、行政等の広い知識と技能を習得するとともに、社会的な視野を広げ、将来をにらんだ豊かな資質を養うことを目的とされ実施されているとのことですが、地方公務員法第39条におきましては、職員にはその勤務能率の発揮及び増進のため、研修を受ける機会があったら与えなければならないと定められ、研修には参加されておりますが、実際会議の場で女性が出席し発言などはされているのかお聞かせください。

○山口太総務課長　ただいま研修について御紹介いただきました。研修の実施、あるいは研修の職員が受けなければならない根拠規定についてはただいま御紹介があったとおりでございます。

私も職員が研修を受けた後に研修報告書を読ませていただきますけれども、その研修報告書を見ますと、その会議においていろいろな発言をされているという様子もうかがえますし、また、市役所の会議ですけれども、私も立場上、多くの会議に出席いたします。その中で、ただいま質問者からございましたような、発言しにくいというような実態はないと思います。

そして、会議の場に限らずですね、また男性女性ということに限らず、先ほど議員からもございましたように、日頃から職員同士がもっとよくコミュニケーションを取りながら仕事をしていく、そのような望ましい職場環境づくりには、今後とも十分努めてまいりたいとそのように考えております。

○５番水野正子議員　私が会議とかにですね、出席する中で聞いた話なんですけど、昔ながらの会議では、例えば○○してはと誰かが提案すると、こんな問題があると否定され、では○○をと別案を出し、また否定を繰り返す。そうしたやり取りを聞いていた人は、ちょっと案を言っただけであなるのかと縮こまる。否定的なことは言わずに案を出しまくる。発散と出た案を絞り込む収束を段階的に分けることで、気楽に意見を出せるんじゃないかという話なども聞きます。また、高圧的な態度や差別発言をする人はよくありませんが、それをたしなめる人がいないのもいかがなものか、そのような会議は悪化します。ルール違反をお互いが注意し合える会議も必要です。いい会議とは、またしたいと思える話合いだと考えます。そのためには誰も傷つかなかった成功と、変化や行動が生まれた成功体験があるといいのかと考えます。

市役所のほうは、誰でも意見の出せる会議とのことですが、今後も、誰でも女性でも男性でも意見の出せる会議ができるよう要望しておきます。

といいますのも私がですね、市議会議員になり、新人のくせに何々言うなとか、自分が新人の頃は言えなかったなど言われたことがあって、とても古い考えだなということを感じたことがあったんですが、それで町がよくなっていくのかなということを思って、今回一般質問させていただきました。

続きまして、女性の健康週間なので、女性の健康問題について質問してまいります。その前にですね、こちらのグラフを見ていただけたら分かりやすいかと思い、グラフを用意しました。

［パネルを掲げる］

○５番水野正子議員　このグラフは、ＦＥＭＴＥＣＨ　ｆｒｉｅｎｄｓ　ＫＡＧＯＳＨＩＭＡ（フェムテック　フレンズ　カゴシマ）さんから資料提供していただきました。こちらが１か月の女性ホルモンの周期になります。正常な生理の周期の場合は、ホルモンの変化に伴い、体や心の不調が出ることがあります。個人差はありますが、生理前の不調やきつい生理痛で、仕事や学業生活に支障を来す人もいるということがこちらのグラフのですね、この女の子の表情でお分かりいただけるかと思います。

そして、次のグラフがですね、女性ホルモンと男性ホルモンの推移の違いが分かるグラフです。女性は思春期に急激に女性ホルモンが増え、ギザギザは月の生理の変化を表しています。更年期には急激に女性ホルモンが減少し、急激な変化により、更年期症状も個人差がありますが、出てきます。男性は、思春期に急激に増え、その後はなだらかに減っていき、男女で大きく異なることを御承知おき願って、今からの一般質問をしてまいります。

こちらですね、女性の女性ホルモンが急激に減るんですね。男性は緩やかに減っていくんですけど。女性の活躍を支えていくためには、女性特有の悩みに対するケアの拡充が重要であります。同時に、女性のクオリティ・オブ・ライフの向上につながります。子宮頸がん、生理や更年期など、女性特有の健康問題についてケアするためには、日常的なレディースクリニックの受診が有用です。産婦人科と女性の健康は、とても深く結びつきがあります。婦人科はお産のときだけ利用するものではないです。

本市には、現在婦人科がありますが、今後、婦人科の取扱いも厳しくなってくると聞いております。女性は長生きをします。高齢になり運転もできなくなり、そのような中で婦人科受診が必要となると、本市に婦人科がなくなった場合のことを、本市はどのように考えているのかお聞かせください。

○平塚孝三健康課長　これまでの産婦人科の存続への取組につきましては、先日の平田議員の質

問に対して答弁しておりますけれども、平成28年度から、市民が安心して子供を生み育てる環境を維持するために、産科医師及び助産師を確保しやすい環境整備を行うことによりまして、産科医療体制の安定確保を図ることを目的として、市内産科医療機関に対し支援を行ってきました。当該産科医療機関が令和５年６月をもって分娩を取り扱わなくなった以後においても、妊産婦に対する相談支援体制の安定確保を図るための助産師確保に要する経費の支援を通じて産婦人科の維持に努めているところです。

市内産科医療機関が分娩を取り扱わなくなった同時期に県立薩南病院の新病院の移転に併せて産婦人科が新規開設されました。

産科は、正常妊娠と合併症妊娠を中心に、妊婦健診や帝王切開を行い、南さつま市をはじめ、本市など近隣の市町村を中心に、各地から里帰り分娩にも対応しているところです。

また、婦人科は、婦人科一般、女性ヘルスケアを中心に、手術、化学療法、放射線療法への対応、重症症例は鹿児島市内の三次救急医療機関と連携して診断・治療を行っております。

現在、鹿児島大学が実施する産科医療向上の研究や人材育成等の取組に、県内各地域の産科医療体制の整備につなげるために、南さつま市、南九州市、本市の南薩３市で支援を行っておりますが、この支援によりまして、鹿児島大学が先進的な研究に取り組むことで産婦人科医の増加につながり、薩南病院をはじめ、県内医療機関への産婦人科医確保につながると考えております。

厚生労働省の2022年医師、歯科医師、薬剤師統計の資料により、鹿児島県医師会が分析した資料によりますと、診療所の医師が80歳で引退し、新たな開業がないと仮定した場合に2040年には、鹿児島県の９医療圏のうち南薩医療圏を含む６医療圏の医師数が、22年時点の半数以下となる見込みという結果が出ておりまして、人口減少、少子高齢化に拍車がかかる中、産婦人科だけではなく医療を取り巻く環境は年々厳しくなっているところです。

地域における医療の環境につきましては、県医師会が企画する地域医師会と市町村行政を交えた各地域の実情や課題について共有することを目的とした意見交換会等を通じまして、方策を模索していきたいと考えております。

○５番水野正子議員　医療を取り巻く環境が厳しいこと、承知いたしました。

鹿児島大学と研究されるということなんですが、その研究結果はどのように発表されるんでしょうか、お聞かせください。

○平塚孝三健康課長　鹿児島大学が実施する研究事業につきましては、３か年の期間を事業としておりますので、その後に発表されるというふうに認識しております。

○５番水野正子議員　承知いたしました。私がですね、市民の方から聞いた話では、産婦人科は出産・妊娠だけじゃないんですね、通うのは。ちょうど娘さんが思春期特有のホルモンバランスの乱れで、市内の婦人科にお世話になっていて、女医さんが話しやすくて相談しやすいって娘さんが喜んでいるけど、経営が厳しくなってくるという話をしたら、ちょうどそのお母さんの娘さんがいて、その方の両親が病院に通わないといけなくて、送迎などをしているので、遠くなってしまうと、市内になくなってしまうと不便だという声も届いています。

また、私と同じ世代の方はですね、若いときから子宮筋腫や貧血などで、婦人科に通っていて、貧血などあるとやっぱり長距離の運転も厳しくなってきますので、近くにないのは本当に不便だということを、当局のほうにも、意見として伝えておきたいと思います。

続きまして、また女性特有の健康問題のケア、メンタルヘルスの充実など、女性の健康づくりを推進するための環境整備はまだまだ十分ではありません。また、男性側の認知理解度が低いようにも感じています。

国は、こども未来戦略方針などで、女性が妊娠前から出産後まで健康で活躍できるよう、国立成育医療研究センターに、女性の健康に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究や相談支援等を進めるとしています。

本市での女性のクオリティ・オブ・ライフ向上のために、健康づくりを推進していくべきだと考えますが、現在の取組、今後の対応についてお伺いいたします。

○森智賀健康課参事　健康課で実施している女性のみを対象とした事業としましては、子宮頸がん検診と乳がん検診を同時に受診できる女性がん検診があります。毎年10月に６日間、２月に１日、計７日間実施しています。この７日間の女性がん検診は、待ち時間の短縮を図るために、完全予約制で実施しています。

また、令和７年度は、特定健診やがん検診等を同時に受診できるセット健診の初日に、通常のセット健診に女性がん検診を加えた「レディースけんしん」を実施する予定です。仕事や家事等で多忙な女性の方々は、健診のために時間が取れず、自分の健康は後回しになるということもありますので、少しでも受診しやすい環境づくりに努めています。

その他の取組としましては、保健推進員や健康指導員の研修会で、女性の健康づくりをテーマにした講演や健康教育を行ったり、健康課と地域包括ケア推進課の合同イベント（血圧を測ろう祭り with 在宅医療・介護市民公開講座）で、女性の健康応援コーナーを設け、女性特有の健康の悩みに関するパンフレット等の配付を行っています。

女性が生涯を通じて健康で明るく充実した日々を過ごすためには、家庭、地域、職域、学校などの生活の場を通じて、女性の様々な健康問題を社会全体で総合的に支援することが重要です。今後も女性がん検診の受診勧奨や、女性の健康づくりに関する情報の発信や普及啓発に努めてまいります。

○５番水野正子議員　セット検診の女性デーを１日設けるということですが、人数が最初のうちは浸透しなくて周知もなかなか難しくて人が少ないかとは思うんですけど、そこで諦めずですね、時間を区切り調整するなど、女性デーは確保していただきたいと要望しておきます。

女性活躍を進めるワーク・ライフ・バランス社会を実現していくために、女性特有の体調の変化など健康課題について、社会的理解を深め働きやすい職場環境なども整備していくことが必要不可欠です。

続きまして、更年期やＰＭＳに関する支援体制についてお聞きします。

更年期障害とは、先ほどグラフを見ていただきましたが、急激な女性ホルモンの減少により、40歳を過ぎた頃から見られます。ホルモンバランスの乱れが原因となるのぼせや動悸、頭痛、鬱症状など様々な心身の不調のことを言いますが、つらい症状に対して適切な対応が取られなかったり、職場の理解が得られなかったことを要因とした更年期離職も近年は46万人に上るなど、女性の活躍を阻害する要因ともなっています。

ＰＭＳとは、月経前症候群とも言われ、生理前に起こる心や体の不調のことです。いらいらや気分の落ち込み、腹痛、むくみ、頭痛などが代表的な症状ですが、こちらも症状には個人差があり、職場での理解不足などで人知れず困難を抱えている女性も多く、労働力の低下による経済損失も課題となっています。これらの女性特有の健康課題について、具体的に症状が出た場合の相談体制を整備することが必要ですが、市の認識についてお伺いします。

○山口太総務課長　女性特有の健康課題について、具体的に症状が出た場合の相談体制というお尋ねでございますが、そのような症状に限らず、職員は、体調が悪い場合は医療機関で受診をしていると思います。また相談体制については、職場の上司へ相談が行われると思いますし、また、上司が男性職員の場合で相談がしづらい場合には、総務課の職員係には女性職員も配置しておりますので、随時相談に応じられる状況にございますし、現に相談も受けている状況にあります。また、本市には産業医もおりますけれども、女性の医師であります産業医に相談を行う職員もいるところでございます。

○５番水野正子議員　相談しやすい環境づくりを要望しておきます。

本市の職員において、更年期障害のための休暇や生理休暇を取ることはできるのでしょうか。

その現状をお伺いいたします。
○山口太総務課長　更年期障害や生理に関する休暇制度につきましては、更年期障害に関する特別休暇の制度は本市にはございませんので、更年期症状により体調が悪い職員は、年次有給休暇や、あるいは受診の上、病気休暇を取得することとなります。また、生理休暇につきましては、生理日の就業が著しく困難な女性職員が請求した場合は、１回につき２日の範囲内で必要と認められる期間、特別休暇を取得可能でございます。また就業が著しく困難である生理日が２日を超える場合は、その２日を超える生理日は病気休暇として取り扱うことができることとなっております。生理休暇を取得する職員は多くはありませんけれども、取得の実態はあるところでございます。
○５番水野正子議員　特別休暇とかなど取れるということを聞いて安心いたしました。今後も女性が働きやすい環境づくりをよろしくお願いします。
　続きまして、今年度開設された教育支援センターについてお伺いいたします。支援センターの運営状況をお聞かせください。
○日髙佳子学校教育課主幹兼学校教育係長　学校と連携を図りながら、学習や体験活動の支援を行うとともに、保護者からの教育相談を受け付ける場として、今年度４月に設置いたしました教育支援センターの運営状況についてお答えいたします。
　まず、本市には21人の不登校児童生徒がおりますが、１月末現在、教育支援センターへの登録を行った人数は、小学生が３人、中学生が９人の計12人となっております。
　次に通級の状況ですが、通級する日数や時間帯が決められているわけではなく、登録児童生徒一人一人の状況に合わせて、１日のスケジュールを組んでおります。一日も通級できなかったという児童生徒はおりませんが、通級したい気持ちはあるものの、朝になるとなかなか一歩を踏み出せないという児童生徒もおります。その際は、教育支援センター指導員が学校や保護者と連絡を取り、一人一人に応じた支援を行っております。中には、不登校の状況が徐々に改善され、学校に登校する日数が増えている児童生徒もおります。
　このように、一人一人異なる状況に応じて、教育支援センター指導員が保護者や学校と連携を図りながら、児童生徒の学校復帰や社会的自立に向け、よりよい居場所づくりができていると考えております。
○５番水野正子議員　施政方針を見てみますと、新年度は不登校児童や保護者の相談体制を充実させるため、カウンセラーを年６回配置し、誰一人取り残されない教育の推進に努めてまいりますとあります。年６回のカウンセラーは同じ方が来てくださるのでしょうか、お聞かせください。
○日髙佳子学校教育課主幹兼学校教育係長　スクールカウンセラーは、専門の資格を有し、児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修などを行うために、各学校に配置されるカウンセラーのことです。本市では、県から３人のスクールカウンセラーが派遣され、各学校で教育相談を行っているところですが、学校に登校することに困難を抱えている不登校児童生徒やその保護者が、学校で教育相談を受けるということは容易ではないと思われます。
　そこで令和７年度から、教育支援センターにおいて、通級児童生徒やその保護者が定期的に教育相談を受けられるように、年６回のカウンセラーの配置を計画しております。一人一人の困り感を把握するとともに、それぞれの持つよさを探りながら、児童生徒の心の成長や適応をサポートすることができるものと考えております。
　御質問の教育支援センターに配置するカウンセラーについてですが、相談を希望する通級児童生徒や、保護者が継続的に安心して相談できるよう、１人を固定する形で配置する予定でおりますが、教育支援センターでの相談の様子を踏まえながら、配置や運用については柔軟に対応したいと考えています。

○５番水野正子議員　カウンセラーは１人に固定されるということで安心しました。児童生徒や保護者とのですね、カウンセラーとの相性によっては、とてもよい方向に改善していく可能性があります。せっかく配置していただけるなら、重要な役割を果たしてほしいと考えています。

また、教育支援センターが開設され、利用されている保護者と話す機会がありましたが、子供が通える場所ができて本当によかった。また、教育支援センターの先生がとても話しやすく相談しやすいと安心された様子で話をお聞きしました。母親が安心して子育てができる環境が一番大切だと考えています。

児童生徒が不登校になり、どうしていいか分からない方が登録し、いろんな方に助けてもらえるということを知り、生きやすさを感じてほしいと考えています。今後も親子が安心して教育支援センターに通級できるよう要望しておきます。

続きまして、不登校の小中学生の健康診断について質問してまいります。

小中学校では、定期的に健康診断を行いますが、不登校児童生徒の健康診断はどのようになっているのかお聞かせください。

○遠矢周一郎学校教育課主幹兼保健体育係長　学校における健康診断については、学校保健安全法施行規則に、疾病その他やむを得ない事由によって当該期日に健康診断を受けることができなかった者に対しては、その事由のなくなった後速やかに健康診断を行うものと定められております。

これに伴い、検査当日、欠席や不登校等により、健康診断を実施できなかった児童生徒については、学校医や学校歯科医が所属する医療機関等で健康診断を受け、結果を学校にお知らせいただくよう保護者に依頼しております。

御質問の不登校児童生徒の健康診断の実施状況ですが、２月21日現在、本市には、小学生・中学生合わせて21人の不登校児童生徒がおりますが、小学生は全ての検査項目において健康診断を済ませております。

中学生については、一つも受けていないという生徒はいないものの、全ての検査項目について健康診断を済ませたという生徒は６割程度となっております。

健康診断を完了していない生徒については、今年度中に医療機関等にて実施するよう、学校から保護者に周知するとともに、今後も、全ての児童生徒が健康診断を受けられるように、学校、家庭、教育委員会の三者で連携を図り、健康診断の受診率の向上に努めてまいります。

○５番水野正子議員　小中高生の自殺が過去最多527名と新聞で紹介されていました。その中のですね、健康問題が190人ということが紹介されていました。児童生徒に健康に成長してもらうため、不登校児童生徒の健康診断を受けないということがないように要望しておきます。

続きまして、本市では、ふれあい・子育てサロン「にこにこクラブ」が開催されております。目的は、乳幼児の子育て中のお母さん、お父さんが親子で楽しく遊べ、気軽におしゃべりやお茶を飲みに気分転換に来てくださいというものですが、お父さんの参加人数を令和３年度からお聞かせください。

○森智賀健康課参事　乳幼児を育てる保護者の育児不安を解消し、楽しく育児ができるよう支援するために、親同士が情報交換できる場、親子で体験の期間を持てる場として、ふれあい・子育てサロン「にこにこクラブ」を毎月１回、健康センターで開催しています。主な内容は、ふれあい遊びや絵本の読み聞かせ等で、市内保育園の主任保育士会や市立図書館職員に講師を依頼しています。また、健康センター職員による育児相談も随時行っています。

子育てサロンの参加者は乳幼児とその保護者等ですが、保護者については父親・母親を区別して集計していませんので、乳幼児と全体の保護者の参加者数について申し上げます。

令和３年度は８回開催、延べ69人の乳幼児と延べ68人の保護者が参加。令和４年度は10回開催、延べ96人の乳幼児と延べ89人の保護者が参加。令和５年度は12回開催、延べ123人の乳幼児

と延べ107人の保護者が参加しています。今年度は２月までに11回開催、延べ119人の乳幼児と延べ124人の保護者が参加しています。これまで父親の参加はほとんどありませんでしたが、今年度は育児休暇中の父親２人、延べ７人が参加しているところです。

○５番水野正子議員　お父さんの参加人数が少ないことを承知いたしました。時間帯もお昼頃、午前中なので、ちょっと仕事のお父さん方は参加できないかと思いますが、聞く話では、お父さんがどのように子育てに参加すればいいか分からず、お母さんへの負担が大きいと聞いています。また、核家族化している中、お父さんの協力やフォローがとても重要になってきます。今後、お父さんに向けて子育て講座を開催することなどが必要だと思いますが、本市の考えをお聞かせください。

○森智賀健康課参事　健康課が実施しているふれあい・子育てサロンなどの親子教室は、乳幼児を持つ保護者に向けて参加勧奨を行っており、内容についても父親や母親の区別はしていないところです。

子育てサロンの参加者は未就園の乳幼児と、育児休暇取得中を含めた就労していない母親が中心で、就労している保護者が参加することはほぼありません。先ほど申し上げた、今年度ふれあい・子育てサロンに参加している父親は、現在、育児休暇取得中で御夫婦で参加しています。

ふれあい・子育てサロンの内容に、父親を対象とした子育て講座を取り入れることは可能ですが、平日の午前中に開催しているため、就業している父親の参加は見込めないと考えています。夜間や休日に父親を対象とした子育て講座を開催したとしても、講座に参加する時間を実際に育児や家事をすることに費やさなければならない、または費やしてほしいとの考えもあるとの意見もありました。

ただ、近年は乳幼児健診に御夫婦でいらっしゃる方や、父親のみでいらっしゃる方が増えています。また、初妊婦講座に妊婦に同伴するパートナーも年に数人いらっしゃいます。少しずつでありますが、父親の意識が変わりつつあると感じています。

まずは子育てが始まる前の初妊婦講座に、妊婦だけでなくパートナーも参加しやすい工夫をし、これから親になる方の育児に対する不安や知識不足を少しでも解消できる内容を検討していきたいと考えています。

○５番水野正子議員　父親の知識不足とかですね、解消していただけるよう、本市でも何か取り組めることがあったら要望しておきます。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。

○永野慶一郎議長　以上で、水野正子議員の一般質問を終わります。

ここで午後１時10分まで休憩いたします。

午前11時25分　休憩

午後１時10分　再開

○永野慶一郎議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、辻本貴志議員。

［辻本貴志議員　登壇］

○３番辻本貴志議員　３月議会最後の一般質問になります。しばらくお付き合いのほどよろしくお願いいたします。

通告に従って質問していきます。

厚生労働省では、様々な要因の結果として、ひきこもりを「社会的参加をせず、６か月以上家庭にとどまり続けている状態」と定義しています。ここで言う社会的参加とは、学校への通学や就労、家庭外での交流を指します。したがって、家庭内にとどまり続けるだけでなく、外出はしていても他者との関わりを持たない場合も、ひきこもりに該当することがあります。例えば、ふだんから他者との関わりを避けて家にとどまり、買物などの際に一時的に外出するものの、他者

と積極的に関わることがないケースも該当すると考えられます。
　こうしたひきこもりが深刻な社会問題となっている中、厚生労働省が2023年に実施した実態調査において、本市の現状はどのようになっているでしょうか。
［前田祝成市長　登壇］
○前田祝成市長　内閣府によりますと、全国でひきこもり状態にある人の推計値は146万人以上いるとされております。
　ひきこもりの定義としましては、今質問者からもございましたが、厚生労働省のガイドラインによりますと、就学、就労、家庭外での交遊などの社会的参加を回避し、原則的には６か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念であるというふうにされております。
　質問のございました本市の現状につきましては、担当課長が答弁いたします。
○福永賢一福祉課長　本市では令和４年５月、民生委員・児童委員を対象に、ひきこもりに関する実態調査アンケートを実施いたしました。
　内容及び結果でございますが、15歳から64歳までの住民で、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、６か月以上続けて自宅に引きこもっている状態の方、または仕事や学校に行かず、時々買物などで外出することはあるが、６か月以上続けて家族以外の人との交流がない方が担当地区にいるかとの問いに対し、回答した54地区の委員のうち10地区の委員がいると答え、件数としては12件ありました。
　この調査は民生委員から各家庭に詳細な聞き取り等は行わず、その時点で委員が把握している状態の調査としましたので、もっと潜在的なケースがあると思われます。
○３番辻本貴志議員　今、答弁の中にもあったんですけど、やはり潜在するケースっていうのが、把握しにくい状態というのがやっぱり存在すると思います。道路や建物などのインフラ整備と同様に、やっぱり現状をですね、把握できるからこそ、適切な対策を立てることが可能になります。
　ひきこもりについても、実態が分からなければ、効果的な対策を講じることは難しいのではないでしょうか。そこでですね、市民アンケートの実施というのはどうでしょう。市役所や自治会が協力し、匿名の生活実態調査としてアンケートを実施。家族に長期間外出しない人がいるか、などの質問を盛り込むことで、実態の一部を把握できると考えますので、御検討いただければと思います。
　また、本市では、定期的にお知らせ版などを通じて、ひきこもりの相談について案内していると思いますが、実際にどの程度の相談件数があるのかについてもお伺いいたします。
○福永賢一福祉課長　具体的な相談の内容等につきましては、通告もございませんでしたので詳細な回答の準備はしていないところですけれども、通常、本人や家族等から直接相談があるということはほとんどなくて、周りの方、例えば民生委員とかですね、こういう方がいるんですけれども対応できないでしょうかみたいな形で、そういうのが年に数件程度あるところでございます。
○３番辻本貴志議員　実際その当事者とか家族が市役所に相談に行こうと思ったら、どこに行けばよろしいのでしょうか。
○福永賢一福祉課長　ひきこもりの対応につきましては、現在のところ、福祉課援護係が対応することになっております。
○３番辻本貴志議員　さらに、相談窓口に寄せられる声の中には、支援が届いていないケースもあるのではないかと考えます。そのような課題がある場合、どのような要因があるのか、また支援によって改善が見られたケースがあるのかについてもお聞かせください。
○福永賢一福祉課長　ひきこもり状態は、誰にでもどこの家庭でも起こり得る現象概念であり、まずは周囲の理解と家族に対する支援が重要であると考えます。
　社会とつながらない生活を選択しているという部分もあることから、こちらから出向いて把握

してアウトリーチ、接触を図ってみても、本人や家族などが応じないケースが多いところでございますが、改善されたケースとしては、親と同居して通院を中断しているケースで、健康センターや保健所の保健師と連携して家族への支援をしながら通院再開や入院に結びつけたケースが２件ございました。

また、生活困窮状態のケースでは、生活保護受給につなげ、ケースワーカーによる定期的な訪問調査により、生活状況把握ができているケースもあります。

このように、本人の状態等とかという部分については、複合的な疾患を持っているとかですね、あとまた経済的な困窮があったりとか、それぞれ様々なケースがあるところでございます。

○３番辻本貴志議員　ひきこもり問題に対処するためには、行政の支援だけでなく、地域住民の理解や協力も不可欠です。そのためには、ひきこもりに関する正しい知識や支援方法を広めることが重要ではないでしょうか。地域住民向けの講演会や研修会を通じて、ひきこもりに関する理解を深め、支援につなげる取組を推進していくことが必要ではないかと考えますので、今後、研修会等も検討していただければと思います。

ひきこもり状態にある方の自立を促すためには、就労支援も重要な要素の一つです。現在、本市ではどのような就労支援を実施しているのか、具体的な取組について説明してください。

さらに、厚生労働省が推進するひきこもり支援ステーション事業の一部を本市に設置することは検討できないでしょうか。他自治体では、地域の実情に応じてＮＰＯ法人や民間団体と連携し、支援拠点を設ける例もあります。本市においても、必要な支援がより多くの方に届くよう、このような仕組みの導入を検討すべきではないかと考えますが、市の見解をお願いします。

○福永賢一福祉課長　就労支援に関しましては、これまでこちらで接触を図り、対応できたケースとしてですね、具体例としましては、親と同居し、親の年金収入で生活していた方について、職員がハローワークに同行し、一般就労に結びつけたケースが１件ございます。

また、同じく親と同居しているケースで障害をお持ちの方について、職員が支援し、就労継続支援Ｂ型事業所での就労につなげ、現在、親がお亡くなりになった後も、生活維持ができているケースが１件ございます。

そのほか、生活困窮者自立支援制度の就労支援準備事業を利用し、日常生活の住宅内の清掃であったりとか、あと調理の仕方の指導であったりとか、そういった生活の改善支援をしながら、ハローワークに同行するなど、就労準備支援を継続中のケースがあります。

このように接触が図られた場合には、そのケースの状況に応じて各施策を活用した支援を模索していきますが、接触に至らないケースも多く、接触ができても、関係構築ができるまでにかなりの時間を要するケースが多いと思っているところです。

それから、ひきこもり支援ステーション事業についてでございますが、まずひきこもり支援については、ひきこもりに特化した専門的な相談窓口として、都道府県及び指定都市に、ひきこもり地域支援センターの整備が進められ、平成30年４月までに全ての都道府県及び指定都市に設置されております。本県では県庁近くのかごしま子ども・若者総合相談センターに設置されており、対象範囲は県内全域で、どなたでも相談可能となっております。

さらに国は、令和４年度から、より住民に身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指して、ひきこもり地域支援センターの設置主体を市町村に拡充し、令和６年度には全国で38自治体が設置しているようですが、県内で設置している自治体はないと把握しています。

そして、同じく令和４年度から、新たなメニューとして、ひきこもり支援の核となる、相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する、ひきこもり支援ステーション事業が開始されております。

このひきこもり支援ステーション事業を本市で取り組めないかという御質問ですが、ひきこも

りの方の数の正確な把握や事業の制度内容、自治体負担などを確認し、ひきこもり地域支援センターとの連携状況等も考慮しながら、必要性を含め今後研究していきたいというふうに考えております。

○３番辻本貴志議員　今、お話の中にあったひきこもり支援センター、実際に枕崎のひきこもりの方とかも利用可能ということなんですが、枕崎の方で利用されているということをもし知っていたら、教えてください。

○福永賢一福祉課長　ひきこもり支援センターからこちらのほうに状況提供で、枕崎の方が利用されているっていう報告はいただいておりませんので、今のところ、把握はできてないところです。

○３番辻本貴志議員　ひきこもりの実態把握もすごく難しいところでありますし、住民の協力もすごく欠かせないと思います。でもやっぱり、少しずつでも時間がかかると思うんですが、何かしら手を打っていけたらなと思いますので、ぜひ今後ともいろんなところでの模索をよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。ＡＩ教材の導入について伺います。

現在、児童生徒１人１台のＩＣＴ端末が整備されている中で、ＡＩを活用した学習教材の導入や活用の進捗状況はどのようになっていますか。

○日髙佳子学校教育課主幹兼学校教育係長　ＡＩ学習教材とは、児童生徒の学習過程や回答をＡＩが分析することで、つまずく原因となっているポイントを特定し、理解度に合わせた問題に誘導するなど、児童生徒にとって最適な出題をすることで、一人一人の学習を助ける機能が搭載された教材のことです。

本市におけるＡＩ学習教材の導入状況についてですが、ＧＩＧＡスクール構想第１期における１人１台のタブレット端末の整備に併せまして、ＡＩ機能を搭載した学習教材、いわゆるデジタルドリルを令和３年度より導入しております。

デジタルドリルの機能は年々進化しておりますので、児童生徒にとって効果的な学びとなるよう、搭載される機能や使いやすさなどを毎年検討し、採用するデジタルドリルを決定するようにしております。

ＡＩ学習教材の活用につきましては、授業における補充指導だけでなく、タブレット端末を自宅に持ち帰らせて、自宅での宿題や自主学習の教材として使用するなど、各学校で活用を図っているところです。

○３番辻本貴志議員　個別最適な学びの推進と教職員の負担軽減について。

ＡＩを活用した学習支援により、児童生徒一人一人の理解度に応じた個別最適な学びが可能になると期待されています。また、宿題や家庭学習の際につまずく児童生徒が多いという声も聞かれています。

こうした場面でも、ＡＩ教材を活用することで、児童生徒が自分のペースで学習を進めたり、つまずきを解消したりすることが期待されます。さらに、ＡＩが児童生徒の学習履歴や理解度を分析し、それぞれの習熟度に応じた適切な宿題を自動的に選定・提示することで、無理なく学べる環境を整えることも可能になると考えます。

市として、こうしたＡＩの活用による学びの質の向上と教職員の業務負担軽減の両立について、今後どのような方針で進めていくのか伺います。

○日髙佳子学校教育課主幹兼学校教育係長　先ほど、採用するデジタルドリルを毎年検討しておりますというふうにお話をいたしました。

令和７年度に使用しますＡＩ学習教材は、問いのどこでつまずいたかをＡＩが判断し、そのつまずきに応じたフォロー問題が出題されたり、解説動画を視聴できたりするなど、児童生徒一人一人の習熟度に応じて学習が進められる機能が新たに加わったものになります。

このＡＩ学習教材の活用により、難し過ぎる、簡単過ぎるといった児童生徒の問いに対する抵抗感を和らげることで、一人一人に合った個別最適な学びが推進されるとともに、従来から搭載されている自動採点や児童生徒一人一人の学習状況を確認できる機能を活用することで、宿題の準備や採点、学習状況の確認といった教師側の負担も大きく軽減されることが期待されます。

これらの新たな機能については、管理職や担当者の研修会において説明するとともに、ＡＩ学習教材の活用に関する校内研修の実施や、各学校で使用する教材の見直しについても指導しているところです。

今後も、ＡＩ学習教材の調査・研究とともに、よりよい活用について各学校に周知・支援するなど、児童生徒の学力向上と教職員の負担軽減に努めてまいります。

○３番辻本貴志議員　今後、ＡＩがいろんな場面で活用されると思われます。子供たちにとっても、早い時期からＡＩを知るきっかけにもなると思いますので、積極的な活用をお願いいたします。

次の質問に移ります。塩浜運動場の管理について伺います。

市営野球場の改修工事後、トイレの利便性は向上しているのか、現状をお伺いいたします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長　今年度、市営野球場本部トイレ改修工事は、和式便器を洋式化し、バリアフリー化や多目的トイレの設置を行い、野球利用者だけでなく、隣接する塩浜運動場を利用される皆様にも使いやすいトイレとして改修いたしました。

今後も、利用者の皆さんが快適に施設を利用できるよう、適切な管理に努めてまいります。

○３番辻本貴志議員　私は２月初めにですね、子供の野球の試合があり、試合のために保護者として市営野球場を訪れました。その際、トイレの入り口に「スパイク厳禁」と案内板がありました。子供たちも困惑し、どのように対応すべきか分からない状況でした。また、野球関係者からも、なぜスパイクが禁止なのかと疑問の声が上がっています。

市営野球場は、主に野球関係者が利用する施設と思われますが、今後もこの対応を継続する方針でしょうか。仮に継続する場合、野球関係者の利便性を考慮し、何かしらの代替案を講じる考えはあるのか、市の見解を伺います。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長　市営野球場本部トイレの利用につきましては、野球をされる方が多く利用されることは事実でございます。塩浜運動場を利用されるグラウンドゴルフ、サッカー、軟式野球、ランニング、散歩など、様々な目的で広く利用されている状況でございます。

「スパイク厳禁」の張り紙につきましては、トイレの衛生維持、床面の損傷防止を目的として設置いたしましたが、先ほど質問者からあったとおりですね、利用者の利便性をまず優先いたしまして、スパイクの使用を禁止するものではなく、「靴の土を落としてご利用ください」に表示を変更しております。

○３番辻本貴志議員　すぐ対応していただいたということで、ありがとうございます。

今回のですね、質問に当たり、市の職員の方々とやり取りを重ねる中で、公園や公共施設のトイレ利用に関して、スポーツ関係者の間で、次に使う人のために整えるという意識が十分に浸透していないのではないかと感じました。

私自身もスポーツ少年団の保護者の１人なのですが、少年団では、ほうきやちり取りを持参し、使用後に清掃してから帰るということが大切だと考えています。本市では、トイレの改修工事がいろんなところでですね、順次進められて、きれいに使いやすくなっています。この美しくなったトイレ環境を今後も維持していくために、私自身もスポーツ少年団の保護者として、使用後の清掃を心がけたいと思います。

次にですね、本市におけるグラウンドゴルフの競技人口について。

グラウンドゴルフは、高齢者にとって健康維持のため、非常に重要なスポーツです。適度な運動として、継続的に歩くことが求められ、日常生活における歩数を増やす効果も期待できます。

本市において、グラウンドゴルフをプレーしている方の競技人口はどの程度でしょうか。市として把握している人数など教えてください。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長　本市におけるグランドゴルフの競技人口について、市のグラウンドゴルフ協会が、日本グラウンドゴルフ協会に登録している登録者数、直近でございますけれども、３か年申し上げます。

令和４年度499人、令和５年度461人、令和６年度444人。近年、競技人口は減少傾向にあります。

なお、塩浜運動公園でのグラウンドゴルフの利用は、ほかの種目と比べて一番多くの利用者数となっておりますが、直近３か年、申請があったのみとなりますけども、こちらも３か年申し上げます。

令和４年度8,932人、令和５年度8,305人、令和６年度、これはまだ年度途中でございますけども約8,000人と見込んでおり、利用者数においても減少傾向にあります。

○３番辻本貴志議員　年間8,000人の方が利用する塩浜運動場ということで、分かりました。

塩浜運動場の競技環境について伺います。

塩浜運動場について、芝生と土の境界に段差が多く、競技がしにくいとの声を利用者から聞いております。特に、野球やグラウンドゴルフなど様々な競技に影響を及ぼしている可能性がありますが、市としてこの状況をどのように認識しているのか、お聞かせください。

また、この問題を改善する予定があるのか、市の見解を伺います。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長　塩浜運動場を利用されるグラウンドゴルフ以外の方からも、芝生と土の部分の境界に段差があるので解消してほしいとの御意見をいただいているのは事実でございます。

こうした状況を踏まえまして、段差でけがをしないよう、安全に利用していただくことを目的に、令和７年度の当初予算に、塩浜公園グラウンド改修工事として計上し、高さを盛土で調整するなどして段差解消の改修工事を実施する予定でございます。

今後も、施設の維持管理に努め、利用者の皆さんが安全で快適に競技ができるよう、環境整備を進めてまいります。

○３番辻本貴志議員　段差解消の工事に着工していただけるということで、よろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○永野慶一郎議長　以上で、辻本貴志議員の一般質問を終わります。

これをもって、一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後１時41分　休憩

午後１時43分　再開

○永野慶一郎議長　再開いたします。

次に、日程第２号を議題といたします。

市長に説明を求めます。

［前田祝成市長　登壇］

○前田祝成市長　議案第20号令和７年度枕崎市立病院事業会計予算の訂正について、説明を申し上げます。

本件は、令和７年２月28日に提出しました議案第20号令和７年度枕崎市立病院事業会計予算において、企業債を起こし、資本的収入に計上する際には、地方公営企業法施行令第17条の規定により、起債の目的、限度額、起債の方法等の企業債に関する事項を予算書に明記する必要がありますが、これを記載していなかったことから、配付してあります正誤表のとおり訂正をお願

いしようとするものです。
なお、収益的収支及び資本的収支の予算総額に変更はありません。
議会並びに議員の皆様に対し、大変御迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。
今後は十分精査してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。
○永野慶一郎議長　それではただいまの説明に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。
これから採決いたします。
お諮りいたします。
日程第２号については、承認することに御異議ありませんか。
［「異議なし」と言う者あり］
○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。
よって、議案第20号令和７年度枕崎市立病院事業会計予算の訂正につきましては、承認することと決定いたしました。
ただいま訂正を承認した、議案第20号令和７年度枕崎市立病院事業会計予算につきましては、既に予算特別委員会に審査を付託されております。
よって、予算特別委員会におかれましては、訂正後の議案にて審査をお願いいたします。
以上で、本日の日程は終了いたしました。
本日は、これをもって散会いたします。
午後１時46分　散会

本 会 議 第 ４ 日

（令和７年３月19日）

令和７年枕崎市議会第２回定例会

議事日程（第４号）

令和７年３月１９日　午前９時３０分開議

日程番号	議案番号	件名	付託委員会
１	２３	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総　文
２	２４	枕崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
３	２５	枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び枕崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
４	２６	枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
５	３０	枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
６	３４	枕崎市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
７	３５	枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
８	３８	枕崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	〃
９	２７	枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	産　厚
１０	２８	枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
１１	２９	枕崎市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
１２	３１	枕崎市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について	〃

１３	３２	枕崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	産　厚
１４	３３	枕崎市火之神公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
１５	３６	枕崎市運動場条例の一部を改正する条例の制定について	〃
１６	３７	枕崎市立総合体育館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
１７	３９	公の施設の指定管理者の指定について（枕崎市運動場）	〃
１８	４０	公の施設の指定管理者の指定について（枕崎市立総合体育館等）	〃
１９	４１	公の施設の指定管理者の指定について（枕崎市海洋センター）	〃
２０	１０	令和６年度枕崎市一般会計補正予算（第９号）	予　特
２１	１１	令和６年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	〃
２２	１２	令和６年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第４号）	〃
２３	１３	令和６年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第３号）	〃
２４	１４	令和６年度枕崎市水道事業会計補正予算（第２号）	〃
２５	１５	令和６年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第２号）	〃
２６	４６	枕崎市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
２７		選挙管理委員及び同補充員の選挙について	

○　本日付議された事件は議事日程（第４号）のとおり

1　本日の出席議員次のとおり

１番　永　野　慶一郎　議員	２番　下　竹　芳　郎　議員
３番　辻　本　貴　志　議員	４番　上　迫　正　幸　議員
５番　水　野　正　子　議員	６番　立　石　幸　徳　議員
７番　豊　留　榮　子　議員	８番　眞　茅　弘　美　議員
９番　禰　占　通　男　議員	10番　平　田　るり子　議員
11番　橋　口　洋　一　議員	12番　吉　嶺　周　作　議員

1　本日の書記次のとおり

新屋敷　　増　事務局長	畠　野　照　文　書記
宮　下　和　也　書記	川　瀬　裕　也　書記
山　口　美津哉　書記	

1　地方自治法第121条第１項の規定による出席者次のとおり

前　田　祝　成　市長	本　田　親　行　副市長
山　口　　太　総務課長	日　渡　輝　明　企画調整課長
鮫　島　寿　文　水産商工課長	松　田　勇　一　市民生活課長
篭　原　正　二　財政課長	福　永　賢　一　福祉課長
中　嶋　章　浩　スポーツ・文化振興課長	神　浦　正　純　建設課長
沖　園　信　也　農政課長	平　塚　孝　三　健康課長
鮫　島　眞　一　税務課長	川　野　優　治　地域包括ケア推進課長
上　園　秀　人　水道課長	今給黎　　仁　水道課参事
西　村　祐　一　市立病院事務長	田　代　勝　義　監査委員事務局長
水　流　敏　幸　監査委員	天　達　純　子　地域包括ケア推進課参事
森　　智　賀　健康課参事	中　村　俊　彦　農政課参事
桑　原　英　樹　水産商工課参事	立　石　秀　和　市民生活課参事
板　敷　勝　利　会計管理者兼会計課長	大工園　昭　則　建設課参事
橋　口　和　洋　企画調整課参事	平　田　寿　一　総務課参事
木之下　浩　一　教育長	高　山　京　彦　教育総務課長兼給食センター所長
日　髙　佳　子　学校教育課主幹兼学校教育係長	木　浦　勝　美　生涯学習課長
永　江　靖　博　農委事務局長兼農業振興係長	木口屋　和　彦　選管事務局長
宮　原　　司　消防長	中　原　勝　一　消防総務課長兼消防団係長
中　原　広　次　警防課長兼消防署長	中　山　俊　吾　総務課行政係長

午前９時30分　開議

○永野慶一郎議長　定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第１号から第８号までの８件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

［上迫正幸総務文教委員長　登壇］

○上迫正幸総務文教委員長　ただいま議題となりました日程第１号から第８号までの８件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第１号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について申し上げます。

本件は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたこと等に伴い、枕崎市議会の個人情報の保護に関する条例など８つの条例の整理をしようとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第２号枕崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、枕崎市税条例など３つの条文の整理をしようとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第３号枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び枕崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大するほか、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい環境を整備するため、所要の改正をしようとするものです。

委員から、介護休暇の取得状況について質疑があり、無給の介護休暇を取得している職員はおらず、有給の特別休暇である短期介護休暇については、令和４年度に２件、令和５年度に１件、令和６年度に６件の休暇取得の実績があるとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第４号枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、緊急消防援助隊として災害が発生した市町村に出動し、救助活動等の危険を伴う業務に従事する消防職員に支給する緊急消防援助隊出動手当を新設するため、所要の改正をしようとするものです。

手当の額は、国家公務員の特殊勤務手当に準じ、重大な災害に該当し、かつ、危険区域で活動が行われた場合は１日につき2,160円となることから同額とするとのことです。

また、緊急消防援助隊出動手当は、消防庁長官の指示もしくは求めに応じて出動した場合に支給することから、緊急消防援助隊出動手当を支給した場合には、他の特殊勤務手当は支給しないとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第５号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、国民健康保険事業の継続的かつ安定的な運営を図るため、保険税率の改定をしようとするものです。

国民健康保険税の改定については、平成30年度の税率改定時において、国保財政の財源不足

に対応するため、令和５年度までに次の税率改定を予定していたが、新型コロナウイルス感染症や昨今の物価高騰など市民生活に与える影響等を考慮し、これまで改定を見送ってきたとのことです。

本件について、本委員会では、市民生活に与える影響が大きいことから、慎重に審査を行いましたので論点を整理して申し上げます。

まず、この国保財政の財源不足部分への対応については、市関係課で組織する、市民の健康づくりと国民健康保険事業安定化対策委員会において、継続的に税率改定の時期や改定内容等を検討してきたが、令和８年度から医療保険者が賦課徴収する子ども・子育て支援金制度が導入されることや令和９年度には二次医療圏ごとの保険税水準が統一される予定であることから、加入者の急激な負担増を抑制することなどを考慮し、令和７年度に税率改定を行うとしたとのことです。

今回の改定案は、均等割の増加額が平等割の増加額より少ないため、平成30年度税率改正時に留意した、「所得の増加に伴い、引上げ額が増加する傾向を示し、市民に不公平感を与えないこと」「多人数世帯（子育て世帯等）への負担増加が抑えられること」の、２つの要件について満たされているとのことです。

これらのことに加え、単身世帯と２人世帯が加入世帯の約92％を占め、多くが７割・５割・２割の軽減措置を受けている状況であることから、引上額も比較的小幅となっており、負担の影響も比較的抑えているとのことです。

次に、医療分、後期支援分、介護分を合計した改定額については、賦課総額を3,000万円程度増額となるように調整して税率を設定したとのことであり、均等割が４万5,000円、平等割が４万0,500円としており、県が示した本市の算定基準に基づく標準保険料率より、均等割は2,300円、所得割は1,300円、低く抑えているとのことです。また、所得割は14.14％となっており、所得の増加に伴い、引上げ額が増加する傾向を示し、市民に不公平感を与えないことを考慮し、県が示した標準保険料率を使用しているとのことです。

委員から、国民健康保険税の引上げは、市民生活に大きく影響するものであり、保険料を抑える方法は、いかに医療費を抑制するかにかかっている。病気の早期発見・早期治療につながる特定健診を受診した方と受診していない方の医療費の差や、一人でも多くの市民の方が受診すれば医療費を抑制することができるといった点も大きく取り上げるなど、多くの市民の方が特定健診を受診してもらえるよう周知の仕方を工夫して、分かりやすく丁寧な内容で伝えていただきたい。また、今後予定されている子ども・子育て支援金や二次医療圏域ごとの保険税水準の統一についても、あわせて丁寧な周知をしていただきたいという強い要望がありました。

本件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第６号枕崎市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員に係る退職報償金の勤務年数区分に、新たに35年以上の区分を追加しようとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第７号枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、これに準じ、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額について、所要の改正をしようとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第８号枕崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について申

し上げます。
本件は、枕崎市固定資産評価審査委員会の書記を１人から３人に増員するほか、条文の整理をしようとするものです。
増員される書記については、総務課行政係の３人の職員が併任することとし、職員数が増えるものではないとのことです。
本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
以上で、報告を終わります。
○永野慶一郎議長　ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。
○10番平田るり子議員　この刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について質疑いたします。
今回、この改正の目的は懲役と禁錮を統合し、新たな刑罰体系を整えるというものですが、従来の禁錮では作業が義務づけられていませんが、新しい禁錮刑は作業を含む多様な処遇が可能となります。受刑者の社会復帰を支援する環境が整備されるとされています。
例えば作業中の会話が認められ、作業を通じて受刑者の社会性を養い、出所後の生活に適応しやすくすることが目的とされています。ここは委員会では出てこなかったようです。
委員会の方から、この条例に関する詳しい情報などはありませんかという質問がありましたが、その後の詳しい資料などは改めて請求はしなかったのでしょうか。
○上迫正幸総務文教委員長　新たな資料の請求はしておりません。
○10番平田るり子議員　この改正はですね、単なる名称変更ではなく、刑罰の運用や理念において様々な重要な変化をもたらすものです。
ほかの条例改正が重要でないというわけではありませんが、この総務文教委員会に付託された条例の改正は、刑法に関するものであり、情報が不足している中で議員の判断が難しいと思います。
また、犯罪者が守られ、被害者が守られないという国民の意識の中で、この改正により再犯率が低くなり、被害者が救われるような刑罰制度の見直しとなるように願うばかりですが、果たしてこの改正が、再犯率の低さにつながるのかについては議論されましたでしょうか。
○上迫正幸総務文教委員長　今回の改正は、何よりも刑罰を受けた方の更生を主にするということで、作業と指導の組合せにより個々のコミュニケーションの特性に応じた柔軟な処遇を推進するということで、この禁錮刑が設けられたと理解しております。
○永野慶一郎議長　ほかにありませんか。――これをもって質疑を終結いたします。
これから討論に入ります。
討論の通告がありますので、これを許可いたします。
豊留榮子議員。
○７番豊留榮子議員　議案第30号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。
国保税率の改正は、枕崎市の施政方針におかれましても、これまで検討を進めてきた国民健康保険税の税率改定については、新年度に保険税率の改定を行います。
令和９年度に予定されている二次医療圏ごとの保険税水準の統一、さらにはその先の全県における保険税統一に向けて、国保制度の安定的な運営に努めていきますと書かれているところですが、本来なら、国民健康保険事業の継続的または安定的な運営を図ろうとするなら、市民に負担を押しつけるのではなく、しっかりと国に要請すべきと訴えまして、反対討論といたします。
○永野慶一郎議長　これをもって、討論を終結いたします。
これから、順次、採決いたします。
まず、日程第１号から第４号までの４件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませ

んか。

［「異議なし」と言う者あり］

○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。

よって、議案第23号から第26号までの４件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第５号は、起立により採決いたします。

日程第５号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○永野慶一郎議長　起立多数であります。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

次に、日程第６号から第８号までの３件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と言う者あり］

○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。

よって、議案第34号、議案第35号及び議案第38号の３件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第９号から第19号までの11件を一括議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

［眞茅弘美産業厚生委員長　登壇］

○眞茅弘美産業厚生委員長　ただいま議題となりました日程第９号から日程第19号までの11件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第９号枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第10号枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これら２件は関連があるため、一括して審査いたしました。

本件は、それぞれの基準の一部改正に伴い、これに準じ、所要の改正をしようとするものであります。

なお本市は、現在７つの保育所等で全て対応ができており、いわゆる保育所待機児童がいない状態で、これらの事業所はないため、今回の改正により市民や既存の保育所等に影響が出ることはないとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第11号枕崎市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、これに準じ、所要の改正をしようとするものであります。

主な内容は、地域包括支援センターの職員配置について、柔軟な職員配置を可能とするため、人員に関する基準に地域包括支援センター運営協議会が第１号被保険者数及び地域包括支援センターの運営状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法によることができることを加えること等の改正をしようとするものであります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第12号枕崎市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、租税特別措置法施行規則の一部改正に伴い、引用する条項にずれが生じたため、条文の整理をしようとするものであります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第13号枕崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正により、本市都市公園条例において引用している同令の条項にずれが生じたため、条文の整理をするほか、片平山公園の所在地について、令和５年に行った山手町の区域の変更に伴い、条文の整理をしようとするものであります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第14号枕崎市火之神公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、火之神公園プールの使用料を、現行の小学生及び中学生は100円、高校生210円、大人420円から、市内に居住する小中学生及び高校生が利用しやすい環境を整えるため無料とし、その他の場合の小中学生については、料金を据え置き、高校生については、使用料を200円とし、消毒薬などの消耗品費や光熱費等の高騰の影響等により、受益者である大人の使用料を500円とする見直しをしようとするものであります。

委員から、市内、市外等の判別はどのように行うのかとの質疑があり、市内の方は、入口で名前、住所、学校名を聞いて、利用券の裏に記入していただき、それを保管し、市外の方はこれまでどおり、料金を徴収し利用券を配るとのことです。

また、委員から、大人の使用料を500円に改定するとのことであるが、どの程度の収入を見込んでいるのかとの質疑があり、令和５年、令和６年の平均で維持費が460万円程度かかっており、年によっては多額の修繕費が必要な場合もあるが、今回の使用料改定により、光熱費等の上昇分等を受益者負担の観点から、大人の使用料を500円とすることで、維持費の約40％にあたる180万円程度を充てられるのではないかと考えたとのことです。

また、当面はこの使用料で、利用者の負担がないよう維持管理の縮減、軽減を図り、子供が利用しやすい環境や継続的な維持に今後も努めてまいりたいと考えているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第15号枕崎市運動場条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、市営野球場の利用料金について、これまで、市営野球場の利用料金は、野球の試合・練習の利用についてのみ設定していたところ、野球場を活用した多目的な利活用を促進するため、野球以外で利用する場合の利用料金を設定しようとするものであります。

主な改正点は、野球以外の用途での利用料金を「その他の場合」として、入場料等を徴収しない場合を１時間当たり660円として、徴収する場合を１時間当たり2,000円として設定し、また、付属施設としてスコアーボードや放送設備等の利用料の明確化も行い、さらに、利用時間の端数処理や市外居住者の加算料金等の調整についても追加するとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第16号枕崎市立総合体育館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、総合体育館の占用利用料金について、まず、体育館及び会議室の利用料金を、利用者の利用性を向上させるため、これまでの午前・午後・夜間区分から１時間単位に変更し、また、卓球場の占用料金を新設し、学生・児童生徒を1時間100円、その他の団体を200円として、入場料等を徴収する場合の料金区分も明確化しようとするものであります。

委員から、火之神プールと同様に市内の子供の利用料を無料とする検討はできないのかとの質疑があり、子供のスポーツ利用は、市営プールの利用料の無料や部活動などの減免で対応できている部分が大きいと考えているが、子ども・子育て支援の一環として、実情をさらに把握し、研究・検討したいとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第17号から日程第19号までの公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

これら３件は一括して審査いたしました。

まず、日程第17号は塩浜運動場及び深浦運動場、日程第18号は枕崎市立総合体育館、枕崎市武道館及び枕崎市立弓道場、日程第19号は枕崎市海洋センターの指定管理者を令和７年４月１日から令和10年３月31日までの３年間、いずれも株式会社ぶるぺんに指定することについて、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

委員から、これまで３年間と同様の会社を指定管理者に指定しているが、反省点や成果をどのように分析しているのかとの質疑があり、反省点としては、スポーツ・文化振興課としても、指定管理制度の導入が初めてということもあり、窓口対応や周辺環境の整備が行き届かず、体制が不十分で利用者に迷惑をかけたところもあったが、２年目、３年目と徐々に改善され、現時点でそのような苦情はなく、指定管理者との調整会を定期的に行う中で、連携を取りながら改善点を共有しているとのことであります。

また、市内事業者であることから、安全上の問題が発生した際の迅速な対応が可能であることや、指定管理者の強みを生かした、野球をはじめとする合宿誘致の取組に関しては、大きな成果ではないかと考えているとのことです。

これら３件は、いずれも、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長　ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第９号から第19号までの11件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と言う者あり］

○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。

よって、議案第27号から第29号、議案第31号から第33号、議案第36号及び第37号の８件は原案のとおり可決、議案第39号から第41号までの３件は、可決されました。

次に、日程第20号から第25号までの６件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

［上迫正幸予算特別委員長　登壇］

○上迫正幸予算特別委員長　ただいま議題となりました日程第20号から第25号までの６件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

委員会は、去る３月７日に開催し、委員長に上迫正幸、副委員長に辻本貴志委員を選出いたしました。

付託された補正予算６件は、議長を除く全議員で構成された特別委員会を設置し、慎重に審査を行いました。

委員会における詳細な審査経過につきましては、配付のとおりでありますので、審査の結果について御報告いたします。

審査の結果といたしましては、日程第20号令和６年度枕崎市一般会計補正予算（第９号）、日程第21号令和６年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）、日程第22号令和６年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第４号）、日程第23号令和６年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第３号）、日程第24号令和６年度枕崎市水道事業会計補正予算（第２号）、日程第25号令和６年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第２号）の６件は、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長　ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。
日程第20号から第25号までの６件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。
［「異議なし」と言う者あり］
○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。
よって、議案第10号から第15号までの６件は、原案のとおり可決されました。
次に、日程第26号を議題といたします。
お諮りいたします。
ただいま上程中の案件については、議長を除き、全議員が提出者となっておりますので、会議規則第36条第３項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議するとともに、提案理由の説明、質疑及び討論は省略いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。
［「異議なし」と言う者あり］
○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。
よって、そのように決定いたしました。
これから採決いたします。
お諮りいたします。
日程第26号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
［「異議なし」と言う者あり］
○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。
よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。
次に、日程第27号選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。
お諮りいたします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定を適用し、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。
［「異議なし」と言う者あり］
○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。
よって、そのように決定いたしました。
お諮りいたします。
指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。
［「異議なし」と言う者あり］
○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。
よって、そのように決定いたしました。
まず、選挙管理委員に西之原修さん、佛淵新さん、阿久根修一さん、堂園力郎さんを指名いたします。
お諮りいたします。
ただいま議長が指名した４名の方を、選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。
［「異議なし」と言う者あり］
○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしました４名の方が選挙管理委員に当選されました。
次に、選挙管理委員補充員に園田弘美さん、福元美智子さん、佐藤博之さん、安留典子さんを指名いたします。
お諮りいたします。
ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定め、補充員の順序は、ただいま

指名した順序にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

［「異議なし」と言う者あり］

○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました４名の方が選挙管理委員補充員に当選され、補充員の順序は、ただいま指名した順序に決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時11分　散会

本 会 議 第 ５ 日

（令和７年３月26日）

令和７年枕崎市議会第２回定例会

議事日程（第５号）

令和７年３月２６日　午前９時３０分開議

日程番号	議案番号	件名	付託委員会
1	１６	令和７年度枕崎市一般会計予算	予　特
2	１７	令和７年度枕崎市国民健康保険特別会計予算	〃
3	１８	令和７年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算	〃
4	１９	令和７年度枕崎市介護保険特別会計予算	〃
5	２０	令和７年度枕崎市立病院事業会計予算	〃
6	２１	令和７年度枕崎市水道事業会計予算	〃
7	２２	令和７年度枕崎市公共下水道事業会計予算	〃
8	４７	令和６年度枕崎市一般会計補正予算（第10号）	

○　本日付議された事件は議事日程（第５号）のとおり

1　本日の出席議員次のとおり

１番　永　野　慶一郎　議員	２番　下　竹　芳　郎　議員
３番　辻　本　貴　志　議員	４番　上　迫　正　幸　議員
５番　水　野　正　子　議員	６番　立　石　幸　徳　議員
７番　豊　留　榮　子　議員	８番　眞　茅　弘　美　議員
９番　禰　占　通　男　議員	10番　平　田　るり子　議員
11番　橋　口　洋　一　議員	12番　吉　嶺　周　作　議員

1　本日の書記次のとおり

新屋敷　　増　事務局長	畠　野　照　文　書記
宮　下　和　也　書記	川　瀬　裕　也　書記
山　口　美津哉　書記	

1　地方自治法第121条第１項の規定による出席者次のとおり

前　田　祝　成　市長	本　田　親　行　副市長
山　口　　太　総務課長	日　渡　輝　明　企画調整課長
鮫　島　寿　文　水産商工課長	松　田　勇　一　市民生活課長
篭　原　正　二　財政課長	福　永　賢　一　福祉課長
中　嶋　章　浩　スポーツ・文化振興課長	神　浦　正　純　建設課長
沖　園　信　也　農政課長	平　塚　孝　三　健康課長
鮫　島　眞　一　税務課長	川　野　優　治　地域包括ケア推進課長
上　園　秀　人　水道課長	今給黎　　仁　水道課参事
西　村　祐　一　市立病院事務長	田　代　勝　義　監査委員事務局長
水　流　敏　幸　監査委員	天　達　純　子　地域包括ケア推進課参事
森　　智　賀　健康課参事	中　村　俊　彦　農政課参事
桑　原　英　樹　水産商工課参事	立　石　秀　和　市民生活課参事
板　敷　勝　利　会計管理者兼会計課長	大工園　昭　則　建設課参事
橋　口　和　洋　企画調整課参事	平　田　寿　一　総務課参事
木之下　浩　一　教育長	高　山　京　彦　教育総務課長兼給食センター所長
日　髙　佳　子　学校教育課主幹兼学校教育係長	木　浦　勝　美　生涯学習課長
永　江　靖　博　農委事務局長兼農業振興係長	木口屋　和　彦　選管事務局長
宮　原　　司　消防長	中　原　勝　一　消防総務課長兼消防団係長
中　原　広　次　警防課長兼消防署長	中　山　俊　吾　総務課行政係長
中　村　浩一朗　企画調整課主幹兼政策推進係長	永　迫　昌　之　企画調整課政策推進係主任

午前９時30分　開議

○永野慶一郎議長　定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第１号から第７号までの７件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

［上迫正幸予算特別委員長　登壇］

○上迫正幸予算特別委員長　ただいま議題となりました日程第１号から第７号までの７件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会に付託されました一般会計、特別会計及び公営企業会計の予算７件については、去る３月10日、11日、13日の３日間、議長を除く全議員で構成された特別委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

委員会における詳細な審査経過につきましては、配付のとおりでありますので、審査の結果について御報告いたします。

審査の結果といたしましては、日程第１号令和７年度枕崎市一般会計予算、日程第２号令和７年度枕崎市国民健康保険特別会計予算、日程第３号令和７年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算、日程第４号令和７年度枕崎市介護保険特別会計予算の４件は、いずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第５号令和７年度枕崎市立病院事業会計予算、日程第６号令和７年度枕崎市水道事業会計予算、日程第７号令和７年度枕崎市公共下水道事業会計予算の３件は、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長　ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、これを許可いたします。

まず、豊留榮子議員。

○７番豊留榮子議員　ただいま報告のありました議案第16号から19号の４件について、反対の立場から討論いたします。

議案第16号令和７年度枕崎市一般会計予算につきましては、今年度当初予算148億2,800万円となり、昨年度より7,770万円の増となっているところです。

今回、少子高齢化が進む中で、本市におかれましても詳細な予算が組まれているところですが、まだまだ足りません。成長盛りの子供たちの健康を考えると、学校体育館の空調設備の設定は災害対策としても必要です。そして、就学援助費は全ての子供たちに行き渡るように支援すべきではないかということで、反対といたします。

次に、議案第17号令和７年度枕崎市国民健康保険特別会計予算についても、反対の立場から討論いたします。

国民健康保険は、一般企業で働く会社員や公務員などを対象とした医療保険に加入できない全ての国民が加入することのできる国民皆保険です。ですから、国保の加入者は高齢者や自営業、または農林・漁業民さらに無職の方や学生の方たちです。

また、国保の均等割は、国保に加入する全ての家族にも定額の負担がかかるもので、どんなに所得が少なくても、子供であってもかかります。国保税の負担は子供のいる世帯にとっては大変なことです。

子供の均等割は、子供の貧困対策にも、子育て支援にも逆行するものです。国は、公費１兆円を投入し、高過ぎる国保税を協会けんぽ並みに引き下げることを訴えて、反対といたします。

次に、議案第18号令和７年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場から

討論いたします。

平成20年４月から老人保健制度から後期高齢者制度に変わって17年が経過します。75歳または一定の障害がある場合は、65歳以上の方が対象者です。

75歳以上の高齢者は国民健康保険などから手続することなく脱退となり、後期高齢者制度に自動的に移動し加入者となります。また、後期高齢者の医療費窓口負担割合は、一定以上の所得のある方は現役並みの所得者を除き２割となりました。高齢者の限られた収入の中から、医療費の負担が重くのしかかっています。

お金の心配がなく、必要な医療が受けられる制度にすべきことを訴えて反対といたします。

最後に、議案第19号令和７年度枕崎市介護保険特別会計予算について、反対の立場から討論いたします。

介護保険制度が2000年に創設され、25年となります。介護保険への加入は満40歳を迎えたときから義務づけられ、保険料は生涯払い続ける制度です。要介護認定を受けて、介護サービスを利用する人になっても、介護保険料の支払いは続きます。

また、介護保険は、介護の社会化としてスタートしましたが、３年に１度の改正で、今では利用料は１割から原則２割負担。ケアプランは有料化を狙い、特養ホームへの入居が要介護３以上に制限され、軽度者の訪問介護は外され、給付は抑制と負担増が進んでいきます。介護報酬は低く据え置かれ、保険料は上昇しています。介護家族にとっては、ますます不安な状況に陥っています。

保険あって介護なしではなく、困ったときには安心して利用できる介護保険制度にすべきことを訴えまして、議案４件の反対討論といたします。以上です。

○永野慶一郎議長　次に、平田るり子議員。

○10番平田るり子議員　私は、日程第２号議案第17号令和７年度枕崎市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

国民皆保険を持続するには、少子高齢化の現状を踏まえて、現役世代の高齢者を支え続けるという制度設計自体が既に破綻しているため、国は早急に社会保障の改革をすべきです。また、日本国民と外国人の社会保障制度の違いを明確にする必要があります。基本的な見直しを行うべきです。

高過ぎる保険料が原因で支払いが困難になり未払いが発生することもあり、これが国民皆保険制度の崩壊を招くおそれがあります。

そもそも加入者間においても、国民健康保険の保険料が圧倒的に高く、窓口負担も大きいにもかかわらず、受けられるサービスは乏しいのです。

例えば、未就学児以外の子供の保険料が一部免除されないことや、傷病手当が支給されないことなども大きな問題です。いまだに低迷を続ける経済状況の影響を最も強く受けるのは、社会的に弱い立場にある方々です。

国民健康保険の加入世帯には、失業者、無職、フリーランス、個人事業者、社会保障の少ない中小零細企業の従業員、子供、高齢者などが含まれています。社会的に弱い立場にある方々が主な加入者であるにもかかわらず、保険料の負担は毎年増え続けています。

この状況を深刻に受け止め、本市では、令和５年度までに保険料引上げをするところを、コロナの影響や物価高を考慮し、今回の令和７年度予算では市民の命と暮らしを守る最前線にいる自治体として、市民の立場に立ちぎりぎりの判断を行っています。

また、前回の平成30年の保険料引上げ時には、子供や子育て世代、現役世代に対する負担が過度にならないよう配慮されていました。

今回の予算においては、均等割の増加額が平等割の増加額よりも少なく設定されており、これにより、子育て世代の多人数世帯への負担増加が抑えられている予算となっています。

そのため、国民健康保険特別会計予算には賛成の立場の討論といたします。

○永野慶一郎議長　これをもって討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

日程第１号から第４号までの４件は、順次、起立により採決いたします。

まず、日程第１号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○永野慶一郎議長　起立多数であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第２号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○永野慶一郎議長　起立多数であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第３号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○永野慶一郎議長　起立多数であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第４号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○永野慶一郎議長　起立多数であります。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第５号から第７号までの３件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と言う者あり］

○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。

よって、議案第20号から第22号までの３件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第８号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

［前田祝成市長　登壇］

○前田祝成市長　ただいま上程されました議案第47号令和６年度枕崎市一般会計補正予算（第10号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ１億7,840万円を追加し、予算総額を161億2,180万円にしようとするものです。

補正予算の内容は、旧金山小学校校舎の未整備部分を、多様な人材の活躍を産業の発展につなげるＩＣＴ拠点として整備するＩＣＴ拠点整備事業であります。

この事業につきましては、新しい地方経済・生活環境創生交付金と過疎対策事業債を財源として活用し、また、事業費全額を令和７年度に繰り越すこととしております。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長　お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第３項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

［「異議なし」と言う者あり］

○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行いますが、質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数

の制限はしないことにいたします。
ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。
○２番下竹芳郎議員　これは金山小学校跡地のＩＣＴ拠点施設をさらに充実させるための予算でありますが、利用者のＩＣＴ利用環境やデジタル技術の指導環境をさらに整えようとするものです。世の中のデジタル技術の進化は日進月歩であります。本議会でも、庁内のデジタル化について議論されていました。議会も乗り遅れないよう、このデジタル化、ＩＣＴ化を進めることも課題であります。
この職業訓練をやっている施設で、事業所、業績目標値は資料が提示されていましたが、この事業所の今までの実績とかは分かりますか。
○橋口和洋企画調整課参事　令和５年度の実績について申し上げます。公共職業訓練の受講者人数は64名、そのうち就職者数は52名、そのうち本市内の企業に就職された方が８名いらっしゃいます。
令和６年度の実績につきましては、３月18日現在となりますが、受講者数が89名、そのうち就職者数は37名となっております。そのうちまた、本市内の企業に就職されている方が９名となっております。
○２番下竹芳郎議員　思ったよりもすごいいい実績でありますね。改修することで、さらに利用者が増えることに期待いたします。工事期間はいつからいつまでというのは分かっているんですか。
○橋口和洋企画調整課参事　この事業のスケジュールにつきましては、繰越事業でありますので、７年度中、令和８年３月までの完成が必要となっております。設計から工事までのスケジュールは、今、建設課と協議をしているところです。設計の入札を４月に行いまして、早ければ夏頃までに設計を完了し、その後工事のほうに着手をしたいと考えております。
工事期間としては、８月末の夏頃から年度末にかけて６か月程度を見込んでおります。
○２番下竹芳郎議員　この予算なんですが、１億7,800万円、財源の約半分は新しい地方経済・生活環境創生交付金、そして残り半分は過疎対策事業債で賄うということですが、この過疎対策事業債、先日の予算特別委員会の説明で７割程度の交付税措置額があるということですが、残り３割を返済するということですよね。その返済方法というのはどういうふうになっているんですか。
○篭原正二財政課長　今回の予算におきまして、8,910万円の過疎対策事業債を発行する予定としております。このうち、交付税措置が6,237万円、借入額に対しましての交付税措置がそれだけあると。実質負担額は2,673万円という形になりますけれども、返済方法といたしましては、通常、過疎対策事業債の償還につきましては、15年償還の３年据置きということで、元金を12年に渡って償還するという形になっております。
これにつきまして、毎年、計画的に償還をしていくわけですけれども、毎年度の償還に当たりまして、地方交付税措置が償還額に対して７割措置されるという形になっております。
○４番上迫正幸議員　企画調整課から提出されました資料で、駐車場整備事業についてお伺いいたします。
体育館を除却し、駐車場を整備するとありますが、体育館の横の倉庫と裏の倉庫はどうなりますか。
○橋口和洋企画調整課参事　体育館と倉庫の除却についてですが、今回、取壊しを行いますのは、体育館と体育館北側の倉庫の２棟になります。北側倉庫に入っているものがあります。そのものにつきましては、地域の方に確認していただき、残すものについては、体育館南側に残します倉庫のほうに保管する予定としております。
○４番上迫正幸議員　体育館の南側の倉庫は残してくれるということで、それは、今、地域の

方々がグラウンドゴルフの道具とか入れてあるわけですけど、これも引き続き利用していいということでしょうか。

○橋口和洋企画調整課参事　今、議員が言われるとおり、残します体育館南側の倉庫のほうには、グラウンドゴルフの道具が入っております。そこの倉庫のほうはまだ余裕がありますので、北側倉庫に入っていたものを残すものも一緒にそこの倉庫のほうに残す予定としております。

○４番上迫正幸議員　駐車場整備にはかかってないんですが、校庭にイチョウの木がありますよね。あのイチョウの木はこれからどうしようと考えていますか。

○橋口和洋企画調整課参事　この体育館の除却について、地域の公民館長のほうにお話しに行きました。そのときにも、イチョウの木を残してほしいという意見もありましたし、もう切ってほしいという意見もありました。ですので、イチョウの木につきましては、地域の方々の意向をお聞きして、調査・検討してまいりたいと思います。

○本田親行副市長　上迫議員からのお尋ねですけども、昨日、市と事業者とパートナーシップの協定を結んだところでございますけども、その協定を結ぶときの懇談のお話の中で、お尋ねの駐車場整備につきましても、体育館は老朽化しておりまして、それも交付金を活用して駐車場を整備するわけですが、受講者も先ほど６年度で89人ということで答弁いたしましたけども、駐車場も不足の状況であるということでございました。それで解体して駐車場を整備いたします。

また、地域の方のグラウンドゴルフにつきましても、今後ももちろん活用していただくことになりますけども、事業者といたしましても、ふだんから非常に地域の方も協力的で、何かできることはないかとか、そういう問合せがあったりとか、草刈りなんかも一緒にしていただいているとこということでございます。

また、近々、事業者主催のグラウンドゴルフの大会についても開催したいといったようなことを市長のほうにお話しされていらっしゃいましたので、一応お伝えいたしたいと思います。

○４番上迫正幸議員　最後にもう一点だけ聞いておきたいと思います。

池がありますよね。池とそれにつながる水飲み場の水路と体育館前の花壇、この３点についてどうされるか、最後に伺いたいと思います。

○橋口和洋企画調整課参事　先ほども申し上げましたとおり、今回除却するのは、体育館と体育館北側の倉庫の２棟のみとなり、ほかのものはそのまま現状で残す予定としております。

今言われたとおり、池とかありますので、そこでもまたちょっと地域の方々の意向をお聞きして、また検討・調査してまいりたいと思います。

○６番立石幸徳議員　平成26年３月にですね、金山小学校閉校ということで、その後、学校跡地の利活用、そういうものをずっと検討してきて、そして令和３年度の年度末の事業で約4,600万円の事業費になっておりますが、この地域課題解決のための拠点整備事業が導入をされたんですね。

今回、事業費としては、もう予算に出ておりますように、令和３年度のおおよそ４倍、１億7,800万円で未整備のところを整備していくと、そういう提案でございます。いずれも、令和３年度も今度の場合も、地方創生交付金を財源としているわけですが、３年度の場合はですね、1,692万9,000円が地方創生交付金。今回はちょっと名称が違って新しい地方経済・生活環境創生の交付金ということで、これもうおおよそ５倍の8,920万円を投入しまして、拠点整備がなされます。

そこで幾つか、本市の地方創生の在り方というものも含めて、どういったことが進められているのか、あるいは進められようとしているのかですね、この点を確認させていただきます。

資料要求もいたしましたけれども、先ほどからの答弁でも幾つか出ておりますが、まず、令和３年度の交付金申請、あるいは今度の交付金申請に当たっても、当然ながらこのＫＰＩ、目標設定をするようになっているんですね。この資料からいきますと、先ほどから出ている企画調整課

参事が最初説明されました受講者ですね。これ資料ではＫＰＩ②の64名になっていますが、その89名というのは令和６年度の受講者と、そういう確認でよろしいんですかね。

○橋口和洋企画調整課参事　はい、今議員が言われるとおり、５年度の受講生の実績が64名、６年度の実績が89名となっております。

○６番立石幸徳議員　実績値だけを聞いてもですね、一体目標設定を何名にしていたのか。まずその過年度のですね、このＫＰＩ目標値と実績を比較させていただきたいと思うんですが、今資料に出ている64名、あるいは令和６年度の89名、これについてはどういった目標設定になっていたんですか。

○永野慶一郎議長　暫時休憩いたします。

午前10時３分　休憩

午前10時６分　再開

○永野慶一郎議長　再開いたします。

○橋口和洋企画調整課参事　立石議員から言われました５年度のＫＰＩの目標と実績ですが、５年度はＫＰＩを施設利用者の就職者数の目標を30名としまして、実績は32名でした。

もう２つ目のＫＰＩとして、当事業によりＩＴ導入に至った市内事業者数を３件と目標を立てており、実績は２件でした。

３つ目のＫＰＩとして、当該事業におけるＩＴ研修会への参加人数、これの目標を45名としていたところ、実績としましては46名となっております。

○６番立石幸徳議員　この資料にあるように、ＫＰＩが６項目ずっとあるんですよ。もう細かく聞いていくこともなく、実は毎年度、本市の地方創生の審議会でですね、毎年度ＫＰＩ設定についてきちっと実績がどうなっているか、審議会でチェックしているはずですよ。

なぜＫＰＩのことをお尋ねするかというと、令和３年度についても、当然ＫＰＩ設定をして、その当時の地方創生交付金を申請したわけですね。今度の場合も、当然ＫＰＩを設定して、大体向こう５年間ですか、いろいろ事業を進めていくわけですよね。

それはＫＰＩ設定っていうのは、ただこれぐらいでよかろうとか何とかじゃなくて、目標設定することに非常に意味があるわけですので、そういうことで、このＫＰＩ設定というのは重要な部分だと思うんですよ。

先般の全協でもちょっと触れました、これまでの地方創生交付金の申請、いわゆるデジタル田園の交付金申請と今回の新しい地方経済・生活環境創生交付金申請に当たって、この変更部分というのがあるわけですね。ここに今度の場合は、ＫＰＩ設定もさることながら、いわゆる自立性、この事業がもう国の交付金とかそういうものに頼らずに、事業者単独で立ち上がって自立していくかというものがまた申請の要件になっていると思うんですよ。

今度の申請に当たっての自立性というものは、どういうものをきちっと記載をして申請をされているんですか。

○橋口和洋企画調整課参事　まず、新しい地方経済・生活環境創生交付金とデジタル田園都市国家構想交付金の違いについて説明いたします。

主に要件が緩和、補助内容が拡充されております。旧交付金では、ソフト事業、ハード事業のそれぞれの計画を作る必要がありましたが、今回からは一本化されております。また、市町村において申請上限件数が５件であったのに対し、今回から自治体の規模にかかわらず、申請上限10件となっております。加えて、本件のようなハード事業の場合、これまでは上限額が５億円でありましたが、上限額が10億円に引き上げられ、事業期間も１か年以内であったものが、最長５か年に伸びているところです。

指標についても見直しが行われ、地域の多様な主体の参画を得て、地方公共団体の事業目的に沿う指標を設定するようになっているところです。

自立性につきましては、市と協定を締結しておりますＩＴ系の誘致企業に事業を推進していくことに加えまして、市と企業と鹿児島大学が連携する旧金山小学校利活用に関する検討会を中心に、ハード部分の設計から施設の地方創生への取組や効果の検証を行っております。

令和７年度に市が施設の改修を行い、令和８年度からは企業が全体を運営する形で、官民連携でありますが、企業のほうが主体となって取り組んでまいりたいと思います。

○６番立石幸徳議員　できるだけですね、お尋ねの部分のみで結構ですので、もちろん令和３年度の部分と、今度はその変更分はいろいろ説明いただいてありがたいんですが、まだ幾つか質問もございますのでね。

だから令和３年度の場合のこの自立性ということについてはですよ、もう前段は省きますけど、地域のＩＴ人材の育成を行うとともに、最後は人件費や施設の維持管理費等の財源確保に向けた取組をすると、これが前回の令和３年度の自立性に関わるその申請内容ですよ。

これはもうさっきから言っているように、本市の地方創生の審議会で、この辺はちゃんとチェックをしているはずですよ。今回はどういった形で自立性っていうのを出したのか、そこをお尋ねしたいわけですよ。

それはまたいずれの機会で結構ですけれども、いずれにしましても、多額の交付金を国から頂いて、それがいつも交付金、補助頼りでやっていくということじゃなくて、必ず将来的には、もう自分たちできちっと自走といいましょうか、自分たちでやっていけるという形にしていかないといけないわけですからね。

そこでちょっと細かい点もありますが、今度の予算ですね。設計委託業務は置くとしましても、施設整備事業が１億1,800万円ぐらいなんですね。ここで今回、校舎の一番上の雨漏り工事、それから飲食スペースを造ると。この雨漏り工事の費用は幾らになっているんですか。それから、飲食スペースの必要性ですね。何でそういう飲食をする場所がなければならんのか、この２点についてお尋ねいたします。

○橋口和洋企画調整課参事　まず、飲食スペースの必要性をお答えしたいと思います。

現在、旧金山小学校のほうで、公共職業訓練等を行っておりますが、利用者の方々が食事を取る際、自分の車の中や教室等で食事を行っておりますので、その利用者の環境改善と、また地域の方々の交流の場としても利用していただく予定としておりますので、今回、飲食スペースを整備しようとするものです。

あと、屋上の雨漏り工事費ですが、2,244万円を予算計上しているところです。

○６番立石幸徳議員　それで、もう一つの資料をお願いしておりました。この学校施設に関わるこれまでの補助金の関係をどういう形で整理、いわゆる補助金適正化法の関係で、今回、旧体育館を解体して、そこを駐車場にするというわけですけど、この体育館解体についての補助金の返納。あるいは本市の場合は令和５年の９月議会で、金山小の補助金返納については基金積立てをしなさいと。そして、将来的にそれを教育に資金に回せばいいですよという条例制定をしたわけですよ。体育館施設を解体し、その関係の補助金はどういう形で整理されるんですか。

○橋口和洋企画調整課参事　体育館の財産処分につきましては、本日お配りしてあります資料の公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続の概要を見ていただきたいと思いますが、こちらの青線で囲っている枠が体育館のほうに該当することとなります。

体育館の財産処分につきましては、体育館は昭和47年建築になります。ですので、処分制限期間の60年内に該当し、文部科学大臣の承認が必要となります。文部科学大臣の承認が必要となりますが、国庫補助金補助事業完了後10年以上経過した建物を取り壊す場合は、文部科学大臣への報告のみとなり、承認の条件等はないところです。

○６番立石幸徳議員　今説明のあった部分は、現在整備されている部分について、もう実際やられたことなんですよ。その体育館関係の補助金の整理の試算はされていないんですか。今、昭和

47年建設の体育館の補助金がどういう形で金額的にですよ、これも教育委員会がやっているその条例に基づいて、基金積立てになっていくんじゃないんですか。その辺を明確にしてください。
○橋口和洋企画調整課参事　先ほども申し上げましたとおり、大臣への報告のみとなっており、国庫補助金の返還は、必要ないとなっております。
○６番立石幸徳議員　確認しますけど、その報告はもちろんされるでしょうけど、その金額を基金積立てということにはなっていかないということですか。
○橋口和洋企画調整課参事　基金に積み立てて、返納するのは有償で貸し付けた場合になりますので、今回は取壊しになりますので、国庫補助金の返還は必要ないところです。
今回の整備で貸し出す部分が増えることになります。ですので、今まで23万円を積み立てておりますが、今後はそこの面積を計算しまして、またその基金の積立額を変更する手続を行います。
○６番立石幸徳議員　体育館部分については、今の説明でおおよそ理解できましたけどね。
当然、その未整備部分の東側だけをちょっとやっていますけど、これから取り組む東側のほうの整備に関わる補助金、これは貸付けになっていくわけでしょう。当然、補助金の部分が基金という形での積立てになっていくんじゃないですか。その分はまだ試算はしてないとか、どういう状況になっているか、そこを明らかにしていただきたいんですよ。
○橋口和洋企画調整課参事　現在、試算の段階でありますが、総額150万円になる予定になっております。
○６番立石幸徳議員　今の説明で150万円は教育のほうの基金に積み立てられると、そういう確認でよろしいですね。いずれ歳入のほうに予算に上げんといかんでしょうから、これ。
それで、細かい話もですけどね、要するに、金山小のいろんな校舎、体育館にしても、いろんな整備がなされていく中で、事業の大きな目的といいましょうかね、これが地域の課題を解決していくんだと、これが目的になっているわけですね、地域課題の解決。この地域課題を解決するというこの課題としてはどういうものをきちっと見据えているんですか、最後にお尋ねをします。
○橋口和洋企画調整課参事　第６次枕崎市総合振興計画に掲げます、人と物が交流し、活力みなぎるまちづくりの政策目標を達成するために、地場産業の育成、振興、多様な人材の就業機会の拡充のほか、テレワークなどの地方回帰の流れを踏まえた雇用機会の確保に向けた取組を推進する必要があり、加えて、産業競争力の強化や稼ぐ力の向上を目指すには、域内の人材確保に加え、域外の人材をも引き込む雇用環境の構築や、人と企業、事業者のデジタル技術が浸透しやすい環境を構築することが重要だと考えております。
ＩＣＴ技術の導入など、デジタルが多様される時代に対応した産業の育成や、雇用機会の確保を推し進めるには市内企業、事業者のＤＸ化、デジタル人材の育成、起業家支援等を行う、人・仕事・デジタルの連動された拠点が必要であると考えます。
これらを実現するために、旧金山小学校の未活用部分を整備し、人・企業・事業者のデジタル技術の習得や、人材の育成、求職者の就業及び本市への定住促進、市内企業及び事業者への雇用機会の確保及び人手不足の解消を促すとともに、雇用とデジタルの両面による産業競争力の評価につなげることで、性別、年齢等の垣根なく多くの方が活躍し、各産業の発展につながる多様な人材が活躍する持続可能なまちづくりを目指すことが大切だと考えております。
○永野慶一郎議長　ほかにございませんか。
○９番禰占通男議員　今、何人も質疑しましたけど、地域住民の理解ですよね、体育館を解体するということで。あそこを残すときも、いろいろ地域住民の意向もあったと思うんですけど、その地域住民の意向と、そして避難所としての対応というのは今後どうなるんですか、１点目で。
○橋口和洋企画調整課参事　体育館を除却することは、地域の公民館長のところにお話しにまいりました。そのときには、今ももう危険な状態なので、除却することには別に問題はないという

ことでありました。また、金山小学校が第２避難所に指定されております。体育館だけではなく、金山小全体が避難所になっております。体育館のほうは経年劣化と雨漏りで現在も使用不可能の状態になっておりますので、第２避難所開設の際は、体育館ではなく、校舎の貸付けを今行っていない空き教室等を利用されることになります。

今回、全ての空き教室が整備されますが、本市は、旧金山小学校を利用しているＩＴ系の誘致企業と、地域に根差したＩＣＴ拠点によるまちづくりに関するパートナーシップ協定を締結し、大規模災害発生時における避難所開設について支援をしていただくことにしております。

今回の整備で、空調設備も整備されますので、避難所開設の際には、避難される方にも配慮した整備が図られるものと考えております。

○９番禰占通男議員　それとですね、ＩＴ企業との利用についての契約とか、それはどうなっているんですか、現在は。そして、これが整備された場合、また利用契約とかそれなどにいろいろ変更があるのか、その点について説明をもらいたい。

○橋口和洋企画調整課参事　現在、ＩＴ企業とは、校舎の貸付けしている面積に応じて契約を行って借上料を頂いております。今回は、整備するところを踏まえて面積も増えますので、そこでまた契約を更新しまして、また借上料も増えるという形になっております。

○９番禰占通男議員　その契約は何年までなのか。今後また契約を再契約とすることになると何年後までまたなるのか。

それとですね、その契約についてですけど、今体育館を撤去して、グラウンド整備か駐車場整備となっていますけど、その跡に渡り廊下もちょこっと残すみたいですけど、そういった今後の管理の問題ですよ。そうしたらですよ、今後管理というのは延々と続いていくわけでしょう。このＩＴ企業に無償譲渡するとか、有償でするとか、そういう考えは今検討されていないんですかね。

○橋口和洋企画調整課参事　契約期間でありますが、契約期間は５年間となっております。

今言われました渡り廊下の管理につきましては、貸付け物件を除く施設や、土地の管理業務についても、令和５年度から管理業務に関する委託契約を締結しております。現在、委託料としましては、月に２万7,500円となっているところです。

○９番禰占通男議員　今の予算に出ています部分のそれが済んだ場合はどうするのか。

○橋口和洋企画調整課参事　契約のほうが５年間となっておりましたが、今回７年度に整備をしまして、また８年度から一応５年間の計画で契約をする予定としております。無償譲渡の件につきましては、今のところは検討しておりません。

○９番禰占通男議員　先ほど、冒頭ＩＴ企業の利用者ということで、この数字を見ると本当に枕崎では利用が多くて、実績になると思います。私が一番思っているのは、この枕崎市に地域の大型電気店の支店はあります、ＩＴのメンテナンスですよね。そういうのでここら辺にはなくて、結局、鹿児島の谷山付近から城山のほうに、あそこら辺にしかそういうメンテナンスに対応する店舗がないと。また、あそこまで行くのに、もう渋滞に引っかかったら１時間以上、往復１時間半、そして、すぐ直ればいいけど、また受け取りに行く。そういうことですよね。

これにはＩＣＴ拠点となっていますけど、そういったＩＴ企業にですよ、メンテナンスであれ、何であれ、取次ぎとか、自分でできる分は自分で直してあげるとか、有償でですよ。そういうことは、今後対応していく考えはないんですかね。

○橋口和洋企画調整課参事　今、利用しているＩＴ系の企業につきましては、ホームページとかそういう構築とか、そういう作業のほうは行っておりますが、ハードの修繕とかそういうところは行っていないところです。

○９番禰占通男議員　最後になりますけど、一番私が心配しているのは、お金をかけて整備、その後の維持費ですよ。だったら、今防水まで入っていますけど、防水ができたら、このＩＴ企業

に建物だけでもいいからどうですかと。額は今先ほどありましたように大した額じゃないけど、やはり企業に任せることで維持費が要らなくなるでしょう。やっぱりそこら辺まで考えたほうがいいんじゃないですか。

それと、廃校になった学校をいろいろニュース等でも、こういう地域のためにと、いろいろいっとき報道もありました。その後、一言も聞こえてきません。

多分、人口減少でまた利用等も問題が出てきて、そういう活用というのが目に見えてこないんじゃないかなと、私はそう一人で思っているんですけど、今後、できたら今言ったメンテナンスに取り組む、また無償譲渡であれ、有償譲渡であれ、将来にかけて私は考えてもらいたい、要望しておきます。

○永野慶一郎議長　ほかにございませんか。

○10番平田るり子議員　今の質疑と重なりますが、従来の項目から今後のこの項目にですね、地域の多様な主体の参画とありますが、これに関しては、具体的に何かきちんと決められていますでしょうか。

○橋口和洋企画調整課参事　地域の多様な主体の参画についてですが、いわゆる官・民・学・職・労・言など住民全般などがありますが、産は今入っている企業になります。官は本市とあと県の南薩地域振興局、学につきましては鹿児島水産高校、枕崎高校、鹿児島大学、あとほかに公共職業訓練の関連で公共職業安定所、その他事業の見直しや、効果・検証の関連で地方創生総合戦略審議会などが入っているところです。

○10番平田るり子議員　この交付の目的といたしましては、ＩＣＴ拠点ばかりではなくてですね、要するにこの地方創生の目的というものがありますので、この整備をするに当たって、やはり、今回項目に示されたこの地域の多様な主体の参画をきちんと取り組み、同時に進めていく必要があると思いますので、その点はよろしくお願いいたします。

○永野慶一郎議長　ほかにございませんか。――ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。――討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第８号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と言う者あり］

○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

［「異議なし」と言う者あり］

○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事の全てが終了いたしましたので、令和７年第２回定例会を閉会いたします。

午前10時41分　閉会

一 般 質 問 の 要 旨

令和７年　第２回定例会一般質問及び要旨

質　問　者	質問の主題	質　　問　　の　　要　　旨	答弁者
①眞茅　弘美	地域公共交通について	1　金山・道野地区で令和５年10月１日から予約型乗合タクシーの実証運行を実施している。実施から半年が経過し、１人乗車の運行率が62％という結果だったが、その後の運行率はどのようになっているのか 2　枕崎校区を除いた全ての校区で予約型乗合タクシーによる実証運行が令和６年10月に１か月間実施されたが、その結果はどうだったのか 3　市民のニーズとしてドア・ツー・ドア方式が必要とされていると思うが、実証運行を踏まえてミーティングポイント方式とドア・ツー・ドア方式の利便性の検証はどのようになっているのか 4　地域公共交通計画の中で、市街地内を循環する新たな移動サービスの導入とあるが、どのような検討をしているのか 5　協力事業者もドライバーがいないと成り立たない。また、市民から夜間の移動手段がなく困っていると聞くが、ドライバー確保のための支援策の検討はできないのか	市　長 副市長 課　長
	広報の役割・見せ方について	1　広報の目的は何か。また、どのような方法で市民に広報しているのか 2　せっかく事業化しているのに、市民から知らなかったという声を多く聞く。市民のニーズに沿った情報発信ができているのか 3　市内外から興味を示してもらえるように、地域ブランドで差別化を図る情報発信をしてはどうか	市　長 副市長 課　長

質　問　者	質問の主題	質　　問　　の　　要　　旨	答弁者
②立石　幸徳	第７次枕崎市総合振興計画について	1　計画策定までのスケジュールや実施内容（市民アンケート、枕崎市総合開発協議会、ワークショップ、タウンミーティングなど）はどうなっているのか 2　枕崎市総合開発協議会の在り方は条例で規定すべきではないか 3　第３期枕崎市地方創生総合戦略との同時策定において、どのような相乗効果を期待しているのか。 　また、本市のこれからのあるべき姿として切望されるものは何か 4　基本施策別ＫＰＩと主要施策の進捗について、毎年度公表すべきではないか	市　長 副市長 課　長
	水道・下水道事業の老朽化対策について	1　下水道管などの老朽化による道路陥没のリスクについて	市　長 副市長 課　長
	三島村とのフェリー航路について	1　枕崎漁港と三島村を結ぶフェリー航路の早期実施について	市　長 副市長 課　長
③禰占　通男	空港バスの廃止について	1　運転手不足により廃止とのことだが、詳細な経緯はどうであったのか 2　代替案の新幹線リレー号については十分と考えているのか	市　長 副市長 課　長
	盛土規制法の施行について	1　令和７年５月１日から規制区域を指定し、規制を開始するとのことであるが、不法・危険盛土等に対する周知は広報紙のみで行うのか 2　不法・危険盛土等の発見後の対応について、手順	市　長 副市長 課　長

質　問　者	質問の主題	質　　問　　の　　要　　旨	答弁者
		はどのようになるのか 3　過去の不法・危険盛土等についての対応はどのようになるのか	
	デジタル化について	1　庁内業務のデジタル化の進捗状況について 2　窓口のワンストップ化についてはどのように考えているのか 3　書かない窓口業務についての考えはないのか ⑴　総合窓口についての取組は ⑵　証明書発行について 4　相談窓口や待合スペースについて、対応は十分なのか	市　長 副市長 課　長
④平田るり子	少子化対策について	1　人口構造の変化をどのように受け止めているか 2　枕崎市子ども・子育て支援事業計画について ⑴　現時点における本市の子育て支援策の効果をどのように評価しているか ⑵　第２期の計画と比較し、第３期の計画はどのような点が大きく改善されるのか ⑶　第３期の計画では、少子化の動向をどのように捉えているか ⑷　今までの計画において、分娩を取り扱う産院の確保に関する具体的な施策はなかったのか	市　長 副市長 課　長

質　問　者	質問の主題	質　　問　　の　　要　　旨	答弁者
		3　少子化問題を解決し、社会構造の変化に対応するためには、さらに多くの予算が必要となるが、本市はどのような対策をすべきか	
	フェリーみしまの枕崎漁港寄港について	1　寄港の早期実現に向けて、市長の見解は	市　長 副市長 課　長
		2　協議会の設立について	
	南あわじ市との交流協定について	1　今後のスケジュールについて	市　長 副市長 課　長
		2　協定を締結することで、茶の振興策などにも取り組めるのではないか	
	防災について	1　大規模な地震や火山噴火が健康に及ぼす影響について、どのような注意や備えが必要か	市　長 副市長 課　長
⑤豊留　榮子	介護保険制度の現状について	1　国民の期待を受けて制度がスタートして25年になるが、現在の運営状況はどうなっているか	市　長 副市長 課　長
		2　要介護認定はどのように決定されるのか	
		3　介護保険のサービスと利用料の負担はどのようになっているのか	
		4　65歳以上の保険料は定額制で、負担の重さや滞納の増加が深刻になっている。保険料の仕組みと徴収の方法はどのようになっているのか	
		5　高齢化が進む中、介護事業所の撤退や廃業が問題になっているが、本市の状況はいかがか	

質　問　者	質問の主題	質　　問　　の　　要　　旨	答弁者
	食の安全・農業・漁業の対策について	1　２月の積雪による農業・漁業者等の被害状況、支援策を問う 2　2050年までに有機農業の面積を全体の25%にするという大きな目標を掲げる「みどりの食料システム戦略」について市の見解を問う	市　長 副市長 課　長
⑥橋口　洋一	花渡川及び近隣市道の管理・整備について	1　花渡川の小川橋から上流域堤防に群生する草木は、以前の堤防の状況に比べその群生は勢いを増して繁茂しているように思えるが、現状で良好な河川環境が維持されているといえるのか。 　また、二級河川である花渡川の除草等、環境整備において、県と市の役割分担はどのようになされているのか 2　花渡川の河川沿いにおいては、護岸におけるひび割れや、歩道・道路が河川側へ沈下・ひび割れしている状況が散見されるが、それらの事象の原因と考えられる経年劣化した護岸について、どのように改修・整備することとしているのか 3　市営野球場西側市道（深浦岩崎線）の路面沈下が多発する区間については、議会においても度々市当局へ整備を求めてきているが、これまで路面補修による対応しか取られていない。車両通行時の危険要因の除去や振動対策のためには抜本的な改修が不可欠と考えるが、どのような対策が考えられるところか	市　長 副市長 課　長
⑦水野　正子	女性の活躍について	1　女性管理職の登用について 2　ポジティブ・アクションの導入について 3　本市は女性が働きやすい環境をどのようなものと捉えているのか。また、実現するための取組について	市　長 副市長 課　長

質　問　者	質問の主題	質　　問　　の　　要　　旨	答弁者
		4　育児休業から復帰する場合、育児休業前の職場に復帰させストレスを軽減させる考えはないのか 5　様々な研修は行われているが、会議等の場で女性が発言しやすい環境は整っているのか	
	女性の健康について	1　市内の婦人科がなくなった場合、本市はどのように支援をしていくのか 2　女性の健康づくりのために、現在行っている取組と今後の対応は 3　更年期障害のための休暇、生理休暇について	市　長 副市長 課　長
	不登校児童生徒の支援について	1　教育支援センターの運営状況について 2　不登校児童生徒の健康診断の状況について	市　長 副市長 教育長 課　長
	子育て支援について	1　ふれあい・子育てサロン「にこにこクラブ」の参加者数のうち、父親は何名参加しているのか 2　「にこにこクラブ」の中で、父親を対象とした子育て講座を開催できないか	市　長 副市長 教育長 課　長
⑧辻本　貴志	ひきこもり対策について	1　ひきこもりが大きな社会問題となっている中、2023年に厚生労働省が行った実態調査での本市の現状は 2　支援が届いていないケースもあるのか。また、改善が見られたケースはあるのか	市　長 副市長 課　長

質　問　者	質問の主題	質　　問　　の　　要　　旨	答弁者
		3　現在、市はどのような就労支援を行っているか	
	ＡＩ学習教材の導入について	1　児童生徒１人１台のＩＣＴ端末が整備されている中で、進捗状況はいかがか	市　長 副市長 教育長 課　長
		2　個別最適な学びの推進と教職員の負担軽減について、市としての今後の方針はどうか	
	塩浜運動場の管理について	1　市営野球場の改修工事後、利用しやすいトイレとなっているのか	市　長 副市長 課　長
		2　トイレの利用は野球関係者が多いと思われるが、今後も同様の対応を継続する方針か	
		3　本市におけるグラウンドゴルフの競技人口はどの程度か	
		4　塩浜運動場は芝生と土面の境界に段差が多く、競技がしにくいとの声を聞くが、市としてどのように認識しているか。また、改善の予定はあるのか	

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

枕崎市議会議長　　永　野　慶一郎

枕崎市議会議員　　上　迫　正　幸

枕崎市議会議員　　禰　占　通　男